

第2期高石市地域福祉推進プラン

～第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画～



令和7年3月

高 石 市

社会福祉法人 高石市社会福祉協議会

ごあいさつ

市民のみなさまにおかれましては、平素より本市行政に対し、温かなご支援ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて近年は、全国的に少子高齢化や核家族化の進展により、個人や世帯の有する課題は複雑・多様化し、地域関係の希薄化や孤独・孤立の問題の深刻化など、地域福祉を取り巻く環境は変化しています。また、地震や大雨などの大規模災害が日本各地で発生し、災害への日頃から備えも必要な状況です。

このような状況において大切なことは、全ての方がつながりを持ち、日頃からの住民同士、顔の見える関係性を構築し、また誰もが居場所と役割を持ち、お互いに支え合う「地域共生社会」を目指していくことです。

今後さらに進展する社会課題に対応し、地域共生社会づくりに向けた施策を着実かつ効果的に推進するために、地域福祉の民間の担い手である社会福祉法人高石市社会福祉協議会とともに、様々な方のご意見をいただきながら、基本理念を”ともに つながり 支え合うまち たかいし”とした「第2期高石市地域福祉推進プラン～第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画～」を策定しました。

この計画・基本理念を基に、高石市社会福祉協議会と共に、皆さまに理解及び参画いただきながら、連携・協働して本市の地域福祉をしっかりと推進してまいりたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました高石市保健医療福祉審議会及び高石市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会の皆様、アンケート及び地域懇談会などにご協力いただきました市民・関係機関・関係団体のみなさま、多くの方々から貴重なご意見を賜りましたことに対し、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

高石市長 畑中 政昭

ごあいさつ

平素より皆様には、高石市社会福祉協議会の事業運営に対して、格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、従来からの人口減少、少子高齢化、ひきこもりなどによる社会的孤立など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化している中、地域内におけるつながりの希薄化が進行し、地域課題もより一層多様化・複雑化してきております。

さらには、新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の災禍に見舞われ、大規模災害も頻発しており、住民主体の地域福祉を推進する使命を担う本会の役割は、ますます重要となってきております。

本会の『第5次高石市地域福祉活動計画』は、このような地域福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、第4次地域福祉活動計画を振り返り、地域福祉課題を整理しながら見直しを行い、今後も更に高石市と連携・協働を行うため、『第2期高石市地域福祉推進プラン』として高石市が策定する『第6次地域福祉計画』と一体的に策定いたしました。

本計画では、基本理念である『ともに つながり 支えあうまち たかいし』の実現に向けて、3つの基本目標と12の今後の方向性と取り組みを定めております。なかでも、地域課題を解決するための『新たな見守り安心の仕組みづくり』や『地域福祉の担い手の確保・育成づくり』、『包括的な相談支援体制づくり』を重点施策とし、これまでの地域福祉活動を活かし、「公助」「共助」「互助」「自助」の協働による新しい地域福祉活動を実践してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、地域懇談会、アンケート調査にご協力をいただきました皆様を始め、高石市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会の委員の皆様、関係機関各位に心から御礼を申し上げますとともに、これからも本会が取り組む地域福祉の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

高石市社会福祉協議会会長 山崎 雅雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 地域福祉とは	1
2. 計画策定の背景と趣旨	2
3. 地域福祉推進にかかる国等の動向	3
(1) 重層的支援体制整備事業	3
(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み	4
(3) 生活困窮者自立支援法等の改正	4
(4) ヤングケアラー支援の強化に係る法改正	4
(5) 新たな高齢社会対策大綱	5
(6) 災害対策基本法の改正	6
(7) SDGs（持続可能な開発目標）の推進	6
4. 計画の位置づけ	7
(1) 法的位置づけ及び地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	7
(2) 他の計画との関係	8
5. 計画の期間	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1. 統計データからみえてくる現状	9
(1) 人口・世帯の状況	9
(2) 子ども・子育て世帯の状況	11
(3) 支援を必要とする人の状況	12
(4) 労働力人口・事業所等の状況	14
2. 市民等の意見からみえてくる現状	15
(1) 市民アンケート調査	15
(2) 福祉関係者アンケート調査	26
(3) 福祉事業所アンケート調査	28
(4) 市民・福祉関係者・福祉事業所アンケート調査の共通項目	31
(5) 地域懇談会	33
3. 市民活動の現状	35
(1) 自治会活動等	35
(2) 校区福祉委員・小地域ネットワーク活動	35
(3) 民生委員・児童委員	35
(4) ファミリー・サポート・センター	35

(5) シニアクラブ（老人クラブ）	36
(6) シルバー人材センター	36
(7) ボランティア活動	36
(8) NPO活動	36
4. 前計画の進捗状況	37
(1) 前計画の評価結果	37
(2) 前計画の主な取り組み状況	38
5. 高石市の地域福祉を取り巻く課題の整理	45
(1) つながりの再生・創出	45
(2) 支援が必要な人だけでなく、広く地域住民に情報を提供・発信	46
(3) 新たな担い手の確保	47
(4) 防災対策の強化	48
第3章 地域福祉の展開方向	49
1. 基本理念	49
2. 地域福祉の展開に際しての基本的な視点	50
(1) 誰もが役割を持ち、いきいき暮らせるまちを目指す	50
(2) すべての人が自らの事として捉え、行動する	50
(3) 公民一体となって地域福祉に取り組む	50
(4) SDGsを踏まえた地域福祉の展開	50
3. 基本目標	51
(1) とともに“いきる”「地域づくり」	51
(2) つなかりを“支える”「人づくり」	51
(3) 安心して“暮らせる”「まちづくり」	51
4. 施策体系	52
第4章 施策の展開	53
基本目標1 とともに“いきる”「地域づくり」	53
(1) 地域相互の助けあい・支えあいの推進	54
(2) 地域福祉の推進に向けたネットワークの形成	56
(3) 相談体制の充実	57
基本目標2 つなかりを“支える”「人づくり」	59
(1) 地域福祉に対する意識の啓発	60
(2) 地域福祉の担い手の確保・育成	62
基本目標3 安心して“暮らせる”「まちづくり」	64
(1) 権利擁護の推進と虐待の防止	65

(2) 効果的な情報提供・発信の充実	66
(3) 福祉サービス等の提供体制の充実	67
(4) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備	69
(5) 安心・安全なまちづくりの推進	70
(6) 自殺防止対策の充実	72
(7) 再犯防止に関する取り組みの推進	74
第5章 計画の推進	75
1. 普及・啓発の取り組み	75
(1) 情報提供・発信の充実	75
(2) 福祉研修会・勉強会等の充実	75
2. 推進・進捗管理の取り組み	75
(1) 本計画における目標設定及び進捗管理の実施	75
(2) 市民・関係団体などと連携した取り組み	75
資料編	76
1. 諮問書	76
2. 答申書	77
3. 計画の策定経過	78
4. 高石市保健医療福祉審議会	79
(1) 高石市保健医療福祉審議会 条例	79
(2) 高石市保健医療福祉審議会 委員名簿	81
5. 高石市地域福祉計画・高石市地域福祉活動計画策定部会	82
(1) 高石市地域福祉計画・高石市地域福祉活動計画策定部会 設置要綱	82
(2) 高石市地域福祉計画・高石市地域福祉活動計画策定部会 委員名簿	83
6. パブリックコメント	84
(1) 募集期間	84
(2) 公表方法	84
(3) 募集方法及び結果	84
7. 自殺対策計画に係る統計資料	85

第1章

計画策定にあたって

1. 地域福祉とは

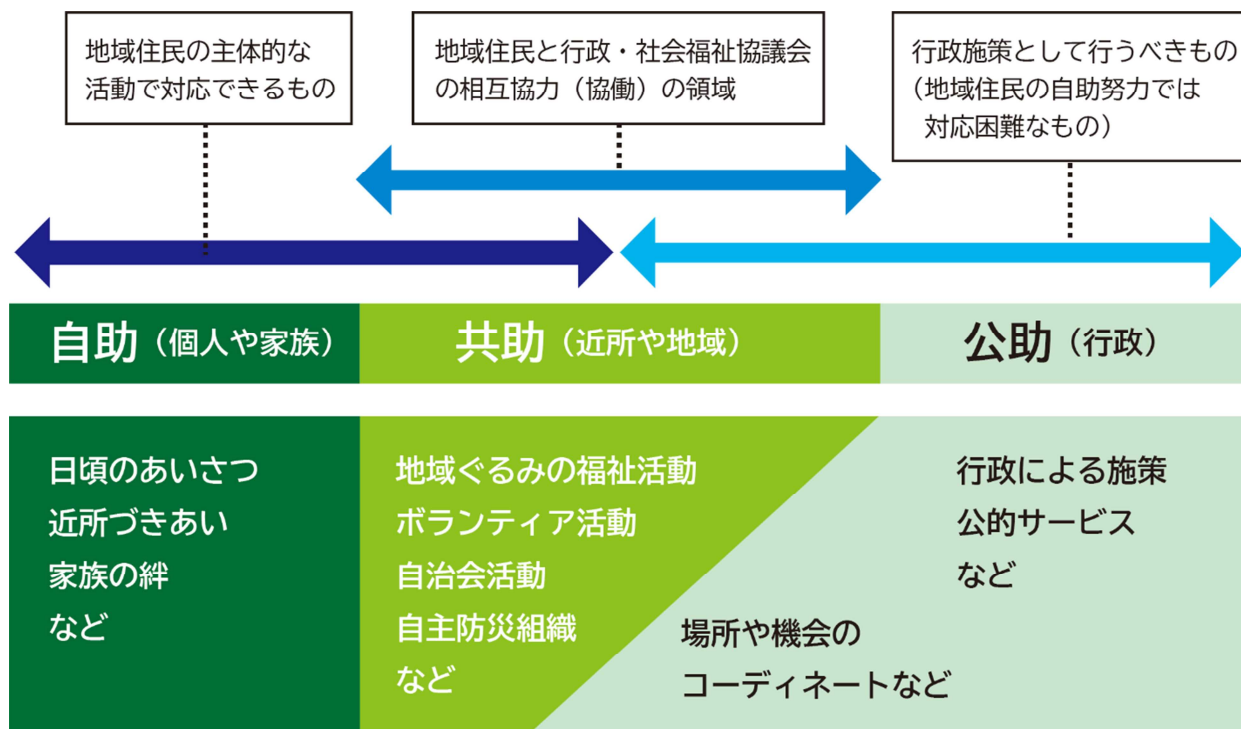


「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるような取り組みや活動を言い、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

社会状況の変化とともに、地域住民が抱える問題も複雑になり、「自助」では解決が難しい地域課題に対しては、地域の力を活用した「共助」による支えあいが重要となります。それでも解決が難しい場合、「公助」の支援により福祉サービスを提供するとともに、「自助」と「共助」の力を強化することが求められます。

地域福祉の推進においては、地域内の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する地域住民、行政、地域の各種団体、関係機関、福祉事業所などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取り組みを計画的に推進することが重要です。

■「自助」「共助」「公助」の関係性



2. 計画策定の背景と趣旨



近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民の価値観や生活様式は変容し、従来からのつながりや連帯感は断絶し、地域活動や地域福祉活動は大きく停滞しました。さらに、コミュニティ※¹活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなど、地域における支えあいの機能が低下しています。

また、困窮状態に陥っている者（生活困窮者）やひきこもり※²の状況にある家庭、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待など、悩みや不安を抱えながらも、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、周囲の協力を得ることができないケースが増加しています。一方では、高齢の親が中高年の子どもの生活を支える「8050問題」、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」、子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、世代等を越えた多様で複雑な生活課題、制度の狭間にある課題に対応していくことが求められています。

そこで、国ではこれまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な方への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会※³」の実現を目指しています。

このような近年の社会情勢の変化を踏まえ、高石市（以下「本市」という。）では、新たな地域課題に対応するため、「第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■ 地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

※¹ コミュニティとは、共同の社会生活が行われる一定の地域または集団のこと。「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、個人の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団を指す。

※² ひきこもりとは、いろいろな要因から長期（6か月以上）に渡り学校や仕事に行かない、家族以外の方との関わりがないなど、社会に参加せずに自宅にひきこもっている状態をいう。

※³ 地域共生社会とは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割をもち、支えあいながら自分らしく活躍できる社会コミュニティのこと。

3. 地域福祉推進にかかる国等の動向

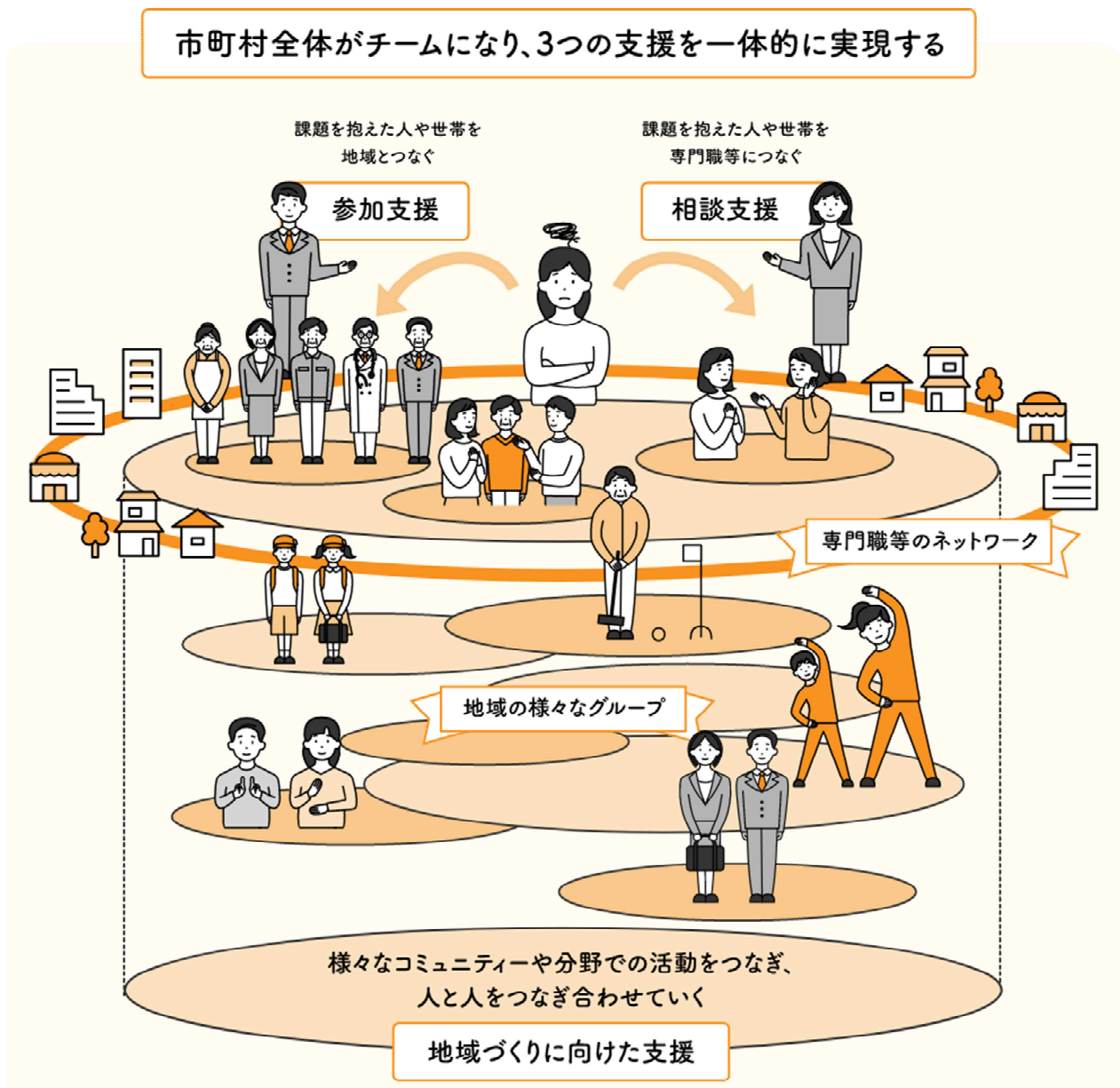


(1) 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向け、地域における生活課題の解決を図るための包括的な支援体制の整備を具体的に進めていくことなどを目的に、令和3年4月に社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

■ 重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

（２）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度^{※4}は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある方たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 4 年 3 月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができ体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すこととされ、具体的には本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすることや、本人にとって成年後見制度を利用することの必要性や成年後見制度以外の権利擁護^{※5}支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備することが示されています。

（３）生活困窮者自立支援法等の改正

生活困窮者自立支援制度とは、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の施行に基づき、平成 27 年 4 月より実施されている支援制度です。この制度では、失業や就職活動の行き詰まり、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情による生活困窮者を対象とし、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、生活困窮者の「自立の促進」を図っていくことを目的としています。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律は、令和 6 年 4 月 24 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されます（一部の措置は既に施行済）。この改正により、困難な状況にある方々が自立に向けて一歩踏み出せるよう、早期発見・継続的な見守り機能の強化、多様な相談者層への対応強化、住まいの相談に対応できる体制の整備、家賃の低廉な住宅への転居支援の創設などの実質的な支援が強化されます。

（４）ヤングケアラー支援の強化に係る法改正

ヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、国においても、支援体制構築等の取り組み推進や社会的認知度向上のための広報啓発などの取り組みが進められてきました。しかし、ヤングケアラーの支援に関する法制上の位置づけがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確ではなく、地方自治体ごとに、取り組みの進捗状況や支援内容にばらつきがありました。

そこで、ヤングケアラーへの支援を強化するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年 6 月 12 日公布、同日施行）において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤン

※4 成年後見制度とは、判断能力が十分でない成年者（認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方など）が、財産管理（契約締結・費用支払いなど）や身上監護（施設や介護の選択など）についての契約・遺産分割などの法的行為を行うのが困難な場合や、悪徳商法被害にあった場合に、それらの方々を守るための制度のこと。

※5 権利擁護とは、自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である方を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。

グケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記し、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとなりました。

ヤングケアラーの定義にある「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、子どもにおいては、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。支援の対象年齢は、18歳未満に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、概ね30歳未満とされています（状況によっては40歳未満の者も対象）。

■ ヤングケアラーの一例



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

資料：こども家庭庁

（５）新たな高齢社会対策大綱

高齢社会対策大綱とは、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針であり、令和6年9月13日の閣議において、新たな「高齢社会対策大綱」を決定されました。

新たな大綱では、高齢化が世界でも類を見ない速度で進んでいるとした上で、社会を持続可能なものにしていく取り組みの重要性を指摘しています。具体策の一つとして、75歳以上の医療費の自己負担割合について、現在は「現役並みの所得のある方」としている3割負担の対象者を広げることを検討するとしています。

また、65 歳以上の方が一定の収入を得ると年金が減額される「在職老齢年金」を含め、年金制度を働き方に中立的な仕組みにしていこうことを目指すとしています。

一方で、希望する高齢者がより長く働ける環境も整えていく必要があるとして、リスキリング（学び直し）の充実に加え、定年延長などを取り入れる企業の支援などを通じ、60 代の就業率を5年後に現状より5%増やすことを目標に掲げています。

（6）災害対策基本法の改正

近年、風水害をはじめとした豪雨災害や地震が激甚化及び頻発化しており、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者^{※6}の支援体制構築が求められています。

こうした中、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））で作成を促してきた避難行動要支援者の個別避難計画の作成が、令和3年5月に災害対策基本法の改正により市町村の努力義務となりました。

個別避難計画とは、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」「どこに避難するか」「避難するときにどのような配慮が必要なのか」などを記載した個別の避難行動計画のことです。実効性のある計画とするためには、地域防災の担い手だけではなく、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や避難支援に協力いただく地域等、行政と地域さまざまな関係者と連携して作成に取り組むことが期待されています。

○災害対策基本法

（個別避難計画の作成）

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

（7）SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指しています。

日本においても、政府にSDGs推進本部が設置され、平成29年12月に閣議決定された

「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」とされています。



^{※6} 避難行動要支援者とは、災害時、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする方のこと。

4. 計画の位置づけ



(1) 法的位置づけ及び地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。この計画は地域住民の参加を得て、地域における生活課題を明らかにし、解決のために必要な施策や体制を協議し、目標を設定して計画的に整備していくことを目指しています。

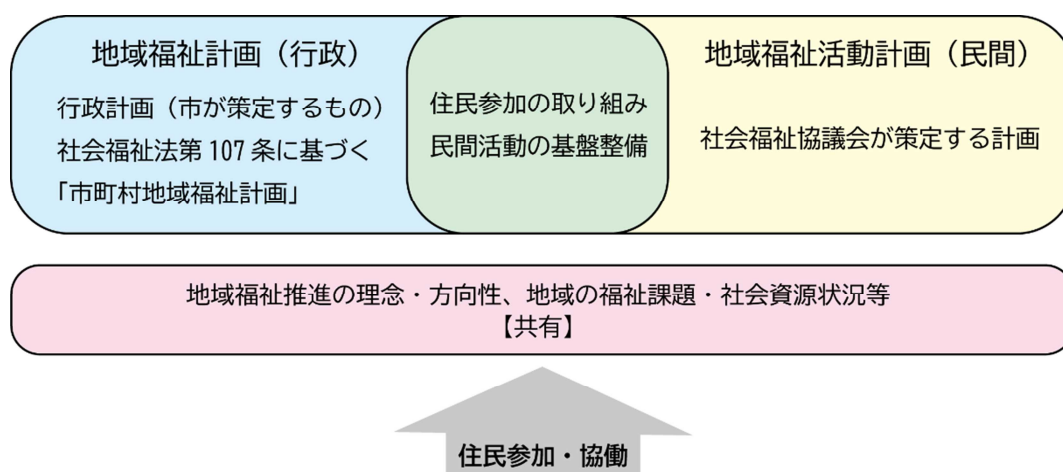
一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目指して、同法第109条の規定により設置された社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティア団体、NPO^{※7}、福祉事業所などの民間団体等が主体となって取り組む地域福祉活動の具体的な行動計画です。

本市では、地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、実行するための具体的内容を盛り込んだ「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的として相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくことから、「第2期高石市地域福祉推進プラン」として一体的に策定します。

なお、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

- 「自殺対策計画」については、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、平成31年3月に「高石市自殺対策計画」を策定しましたが、「第4期大阪府地域福祉支援計画」に自殺対策が盛り込まれているため、本市においても、地域福祉計画に盛り込みます。
- 「再犯防止推進計画」については、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、国及び地方公共団体の責務、民間協力者等との緊密な連携協力の確保、地方再犯防止推進計画の策定等に努めなければならないことが明確に位置づけられたことを踏まえ、地域福祉計画に盛り込みます。

■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性

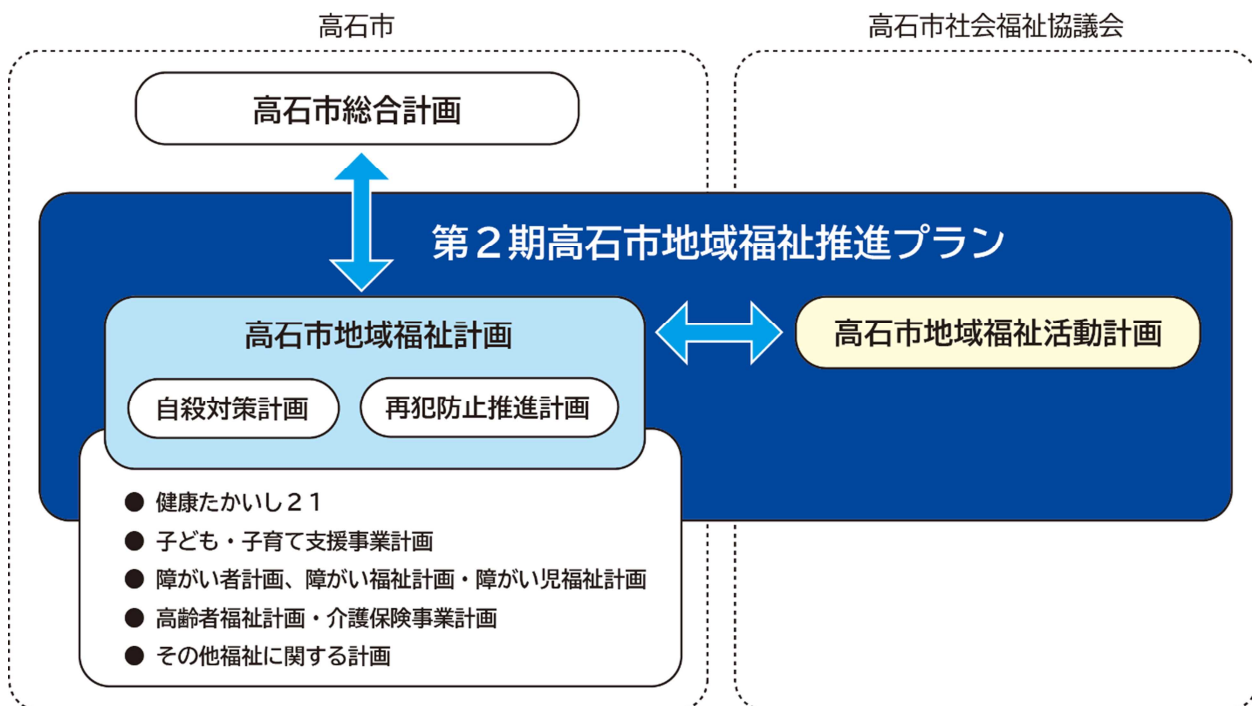


^{※7} NPOとは、Non Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

(2) 他の計画との関係

本計画は、高石市総合計画を上位計画とし、市が個別に作成する高齢者、障がい者、子どもその他福祉に関する各分野の上位計画として策定するものであり、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。また、本計画の実施にあたっては、福祉の分野だけでなく防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野との連携を図りながら推進します。

■ 本計画の位置づけ



5. 計画の期間



本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

■ 「高石市総合計画」と本計画の計画期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
高石市総合計画	第5次（令和3年度～令和12年度）									
高石市地域福祉推進プラン	第1期（令和2年度～令和6年度）				第2期（令和7年度～令和11年度）					第3期

第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

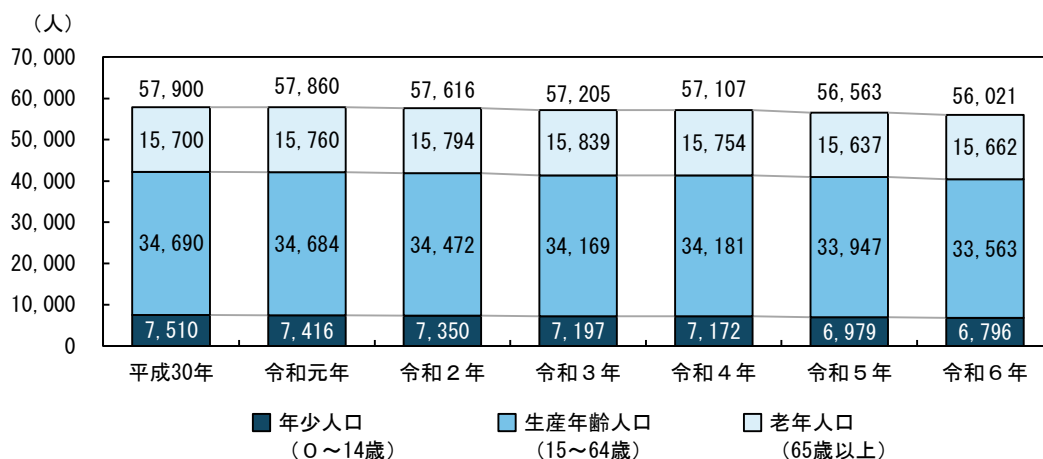
1. 統計データからみえてくる現状



(1) 人口・世帯の状況

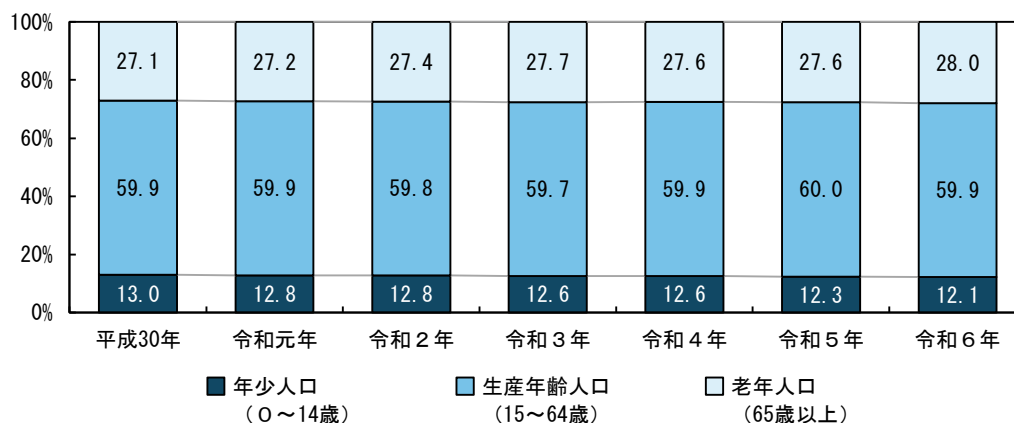
① 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和6年10月1日現在で56,021人（年少人口：6,796人、生産年齢人口：33,563人、老年人口：15,662人）となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

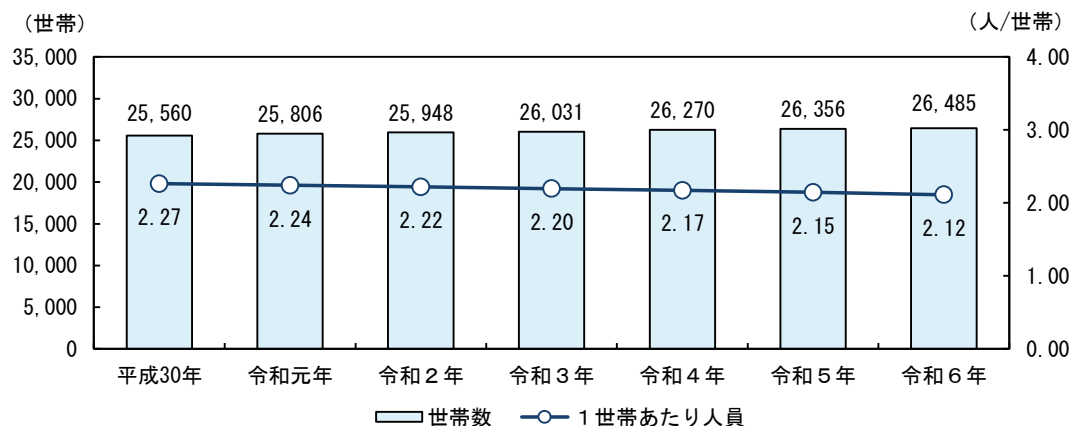
また、総人口を構成比でみると、生産年齢人口は概ね横ばいで推移していますが、老年人口は増加傾向、年少人口は減少傾向となっており、令和6年10月1日現在で年少人口は12.1%、生産年齢人口は59.9%、老年人口は28.0%となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

② 世帯の推移

本市の世帯数は増加傾向で推移しており、令和6年10月1日現在で26,485世帯となっています。
一方で、1世帯あたり人員は減少傾向となっており、令和6年10月1日現在で2.12人/世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

本市の単身世帯は増加傾向で推移しており、令和2年で30.3%となっています。

また、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯も増加傾向にありますが、6歳未満の親族のいる世帯は減少傾向となっています。

	単位	平成22年	平成27年	令和2年
単身世帯（ひとり暮らし）	世帯	5,751	5,918	7,009
	%	25.0	26.4	30.3
うち高齢者単身世帯	世帯	2,454	2,955	3,276
	%	10.7	13.2	14.2
高齢者夫婦のみ世帯	世帯	2,277	2,635	3,103
	%	9.9	11.7	13.4
6歳未満の親族のいる世帯	世帯	2,494	2,072	2,013
	%	10.9	9.2	8.7
その他の世帯	世帯	12,455	11,810	10,974
	%	54.2	52.6	47.5
一般世帯総数	世帯	22,977	22,435	23,099

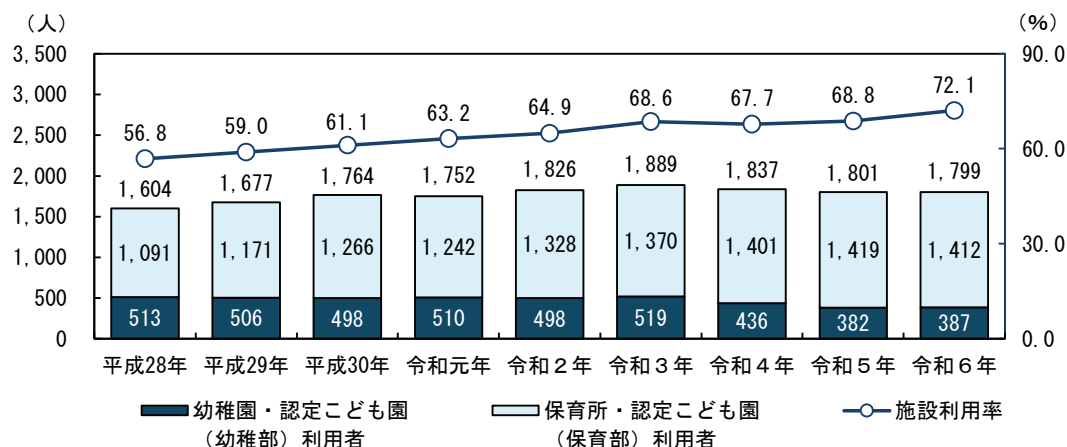
資料：総務省「国勢調査」

(2) 子ども・子育て世帯の状況

① 幼稚園・保育所・認定こども園の利用者の推移

本市の施設利用率（幼稚園・保育所・認定こども園の利用率）は概ね増加傾向にあり、令和6年で72.1%となっています。

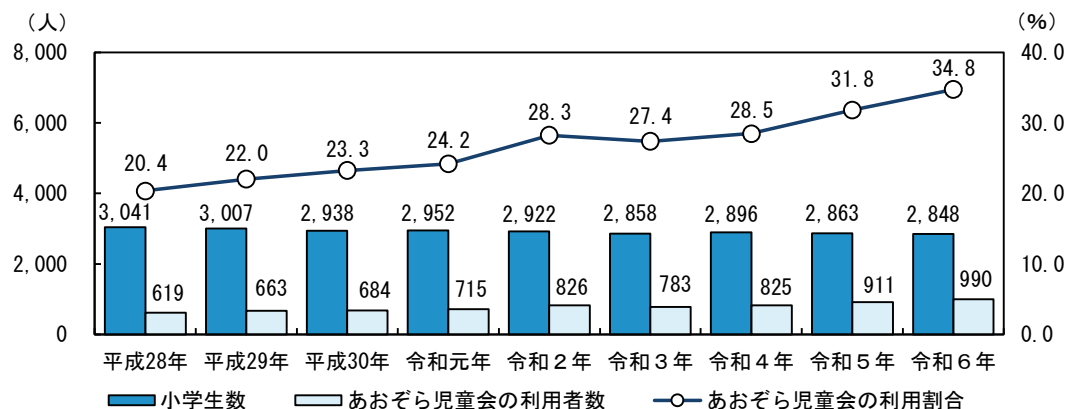
また、施設利用者については、令和3年以降、概ね減少傾向にあり、令和6年で幼稚園・認定こども園（幼稚部）利用者は387人、保育所・認定こども園（保育部）利用者は1,412人となっています。



資料：子育て支援課（各年4月1日）

② あおぞら児童会の利用者の推移

あおぞら児童会※8の利用割合は概ね増加傾向にあり、令和6年で34.8%となっています。



資料：文部科学省「学校基本調査」、こども家庭課（各年5月1日）

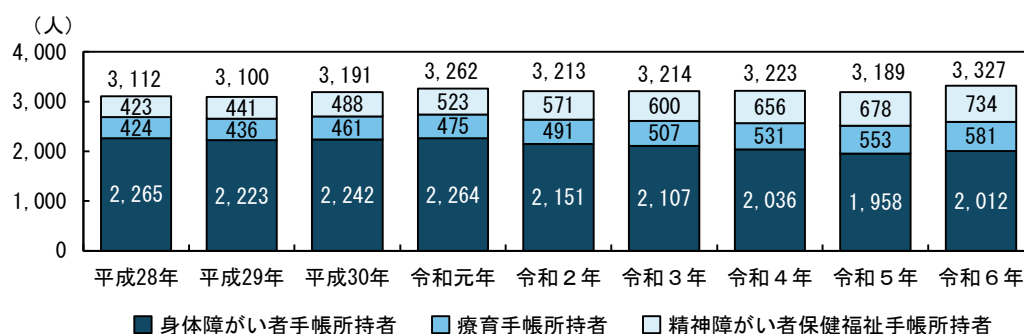
※8 あおぞら児童会とは、放課後等、留守家庭児童のために高石市教育委員会が実施している預かり保育のこと。放課後等、子どもたちはあおぞら児童会の教室へ登会し、指導員の見守りのもと、宿題をしたり、おやつを食べたり、教室内や運動場で遊んだり、本を読んだりして、保護者から依頼のあった下会時刻まで過ごす。

(3) 支援を必要とする人の状況

① 障がい者手帳等所持者数の推移

本市の障がい者手帳所持者は、増減を繰り返しており、令和6年10月1日現在で3,327人となっています。

また、手帳の種類別でみると、身体障がい者手帳所持者は増減を繰り返していますが、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しており、令和6年10月1日現在で、身体障がい者手帳所持者は2,012人、療育手帳所持者は581人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は734人となっています。

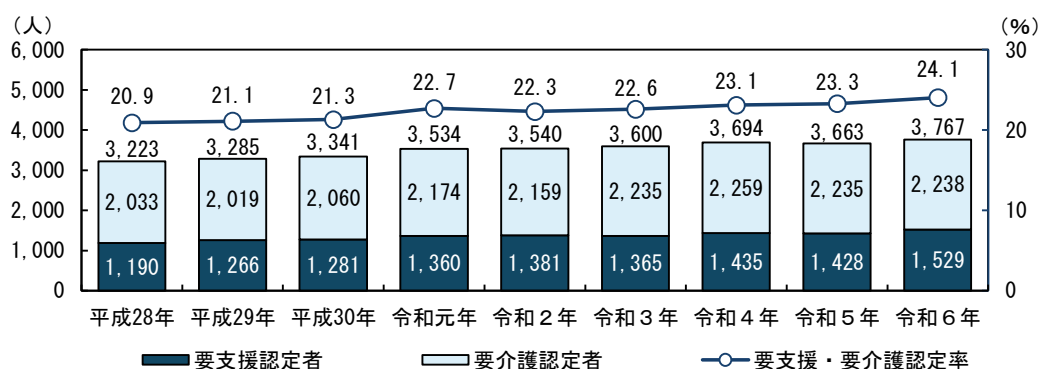


資料：高齢・障がい福祉課（各年10月1日）

※一人で複数の手帳を所持する人がいるため、合計と実人数は異なる。

② 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者は増加傾向で推移しており、令和6年10月1日現在で3,767人（要支援認定者^{※9}：1,529人、要介護認定者^{※10}：2,238人、要支援・要介護認定率^{※11}：24.1%）となっています。



資料：介護保険課（各年10月1日）

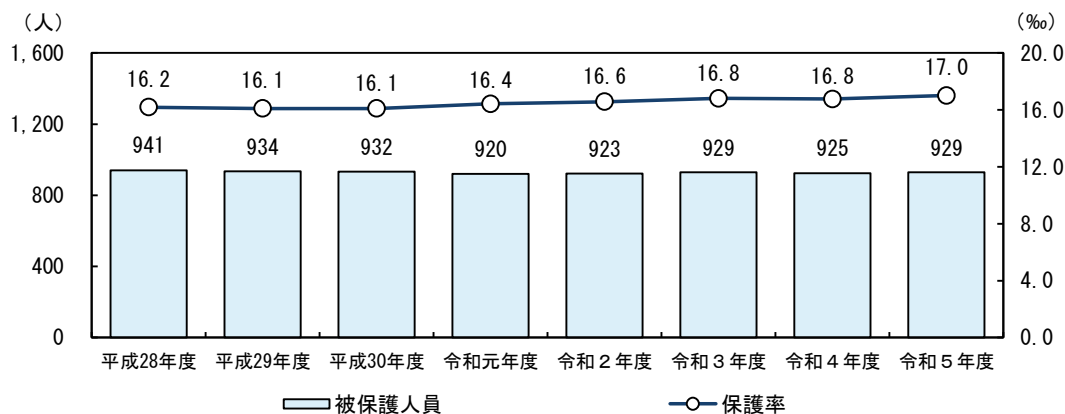
※9 要支援認定者とは、介護保険法の要支援と認定された者（①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障がいがある特定疾病によるもの）のこと。

※10 要介護認定者とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障がいがある特定疾病によるもの）のこと。

※11 要支援・要介護認定率とは、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の方）のうち、要支援・要介護認定者の割合のこと。

③ 生活保護被保護人員の推移

本市における生活保護の被保護人員は概ね横ばいで推移していますが、総人口が減少しているため、保護率※12は増加傾向となっており、令和5年度で被保護人員が929人、保護率が17.0‰（パーミル※13）となっています。



資料：社会福祉課

④ 生活困窮者相談件数の推移

本市における生活困窮者の相談件数は、各年度によって大きく変動があり、令和5年度で「情報提供・相談対応のみ」が169件、「他制度・他関係機関等へのつなぎ」が115件となっています。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報提供・相談対応のみ	50	40	133	169
他制度・他関係機関等へのつなぎ	528	321	107	115
本人同意に向けた取り組み	5	0	0	0
合計	583	361	240	284

資料：高石市社会福祉協議会

※12 保護率とは、人口千人あたりの被保護人員割合のこと。

※13 パーミルとは、1,000分の1を1とする単位（千分率）であり、1‰は0.1%となる。

(4) 労働力人口・事業所等の状況

① 労働力人口の推移

本市における全体の労働力人口は減少傾向となっていますが、65歳以上の労働力人口は増加傾向となっています。

(単位：人)

	平成 27 年			令和 2 年		
	全体	15～64 歳	65 歳以上	全体	15～64 歳	65 歳以上
総数	48,820	33,597	15,223	48,068	32,402	15,666
労働力人口※14	26,501	23,682	2,819	25,056	21,754	3,302
就業者※15	24,691	22,054	2,637	23,968	20,786	3,182
完全失業者※16	1,810	1,628	182	1,088	968	120
非労働力人口※17	21,273	9,022	12,251	16,970	6,506	10,464

資料：総務省「国勢調査」(総数には不詳を含む)

② 事業所数・従事者数

本市にある事業所は、令和2年で1,884事業所、従事者数は19,182人となっています。

また、全国と比較すると、第三次産業に分類される事業所の割合が高いですが、従事者の割合は低い傾向となっています。

	高石市		全国	
	事業所	従事者	事業所	従事者
全産業	1,884 事業所	19,182 人	5,156,063 事業所	57,949,915 人
第一次産業※18	－	－	42,458 事業所	453,703 人
	－	－	0.8%	0.8%
第二次産業※19	303 事業所	4,721 人	899,617 事業所	12,560,755 人
	16.1%	24.6%	17.4%	21.7%
第三次産業※20	1,581 事業所	14,461 人	4,213,988 事業所	44,935,457 人
	83.9%	75.4%	81.7%	77.5%

資料：総務省「令和2年国勢調査」

※14 労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

※15 就業者とは、「従業者」と「休業者」を合わせたもの。

※16 完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者 ①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）。②仕事があればすぐ就くことができる。③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）。

※17 非労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者。

※18 第一次産業とは、農業、林業、漁業などの自然界に対して働きかける産業のこと。

※19 第二次産業とは、製造業、建設業、工業などの自然界からとったものを加工する産業のこと。

※20 第三次産業とは、商業、金融業、医療・福祉・教育などのサービス業や、外食産業・情報通信産業など、第一次産業や第二次産業以外の産業のこと。

2. 市民等の意見からみえてくる現状



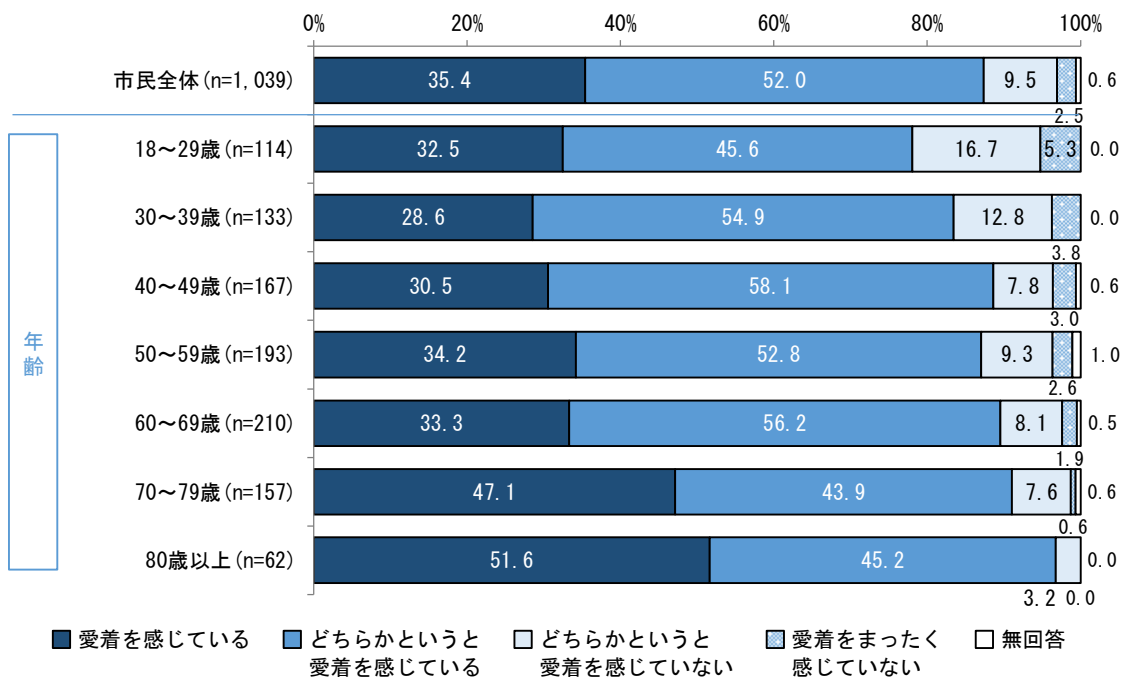
(1) 市民アンケート調査

調査対象者	無作為に抽出した 18 歳以上の一般市民		
調査方法	郵送で配布し、郵送で回収		
調査期間	令和 6 年 9 月 13 日（金）～ 9 月 30 日（月）		
回収結果	配布数	回収数	回収率
	3,000 件	1,039 件	34.6%

① 地域に対する愛着

地域に対する愛着について、「どちらかというとな愛着を感じている」が 52.0%で最も高く、次いで「愛着を感じている」が 35.4%、「どちらかというとな愛着を感じていない」が 9.5%となっています。

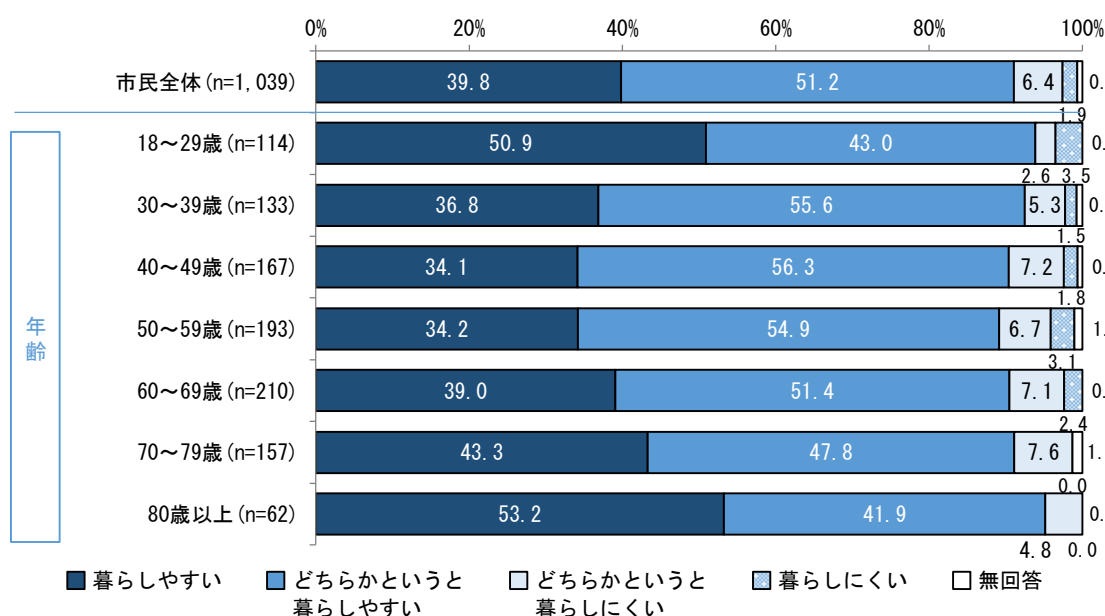
また、年齢別でみると、『愛着を感じている』（「愛着を感じている」と「どちらかというとな愛着を感じている」の合計）では「80 歳以上」が 96.8%で最も高く、次いで「70～79 歳」が 91.0%、「60～69 歳」が 89.5%となっています。



② 暮らしやすさ

暮らしやすさについて、「どちらかという暮らしやすい」が51.2%で最も高く、次いで「暮らしやすい」が39.8%、「どちらかという暮らしにくい」が6.4%となっています。

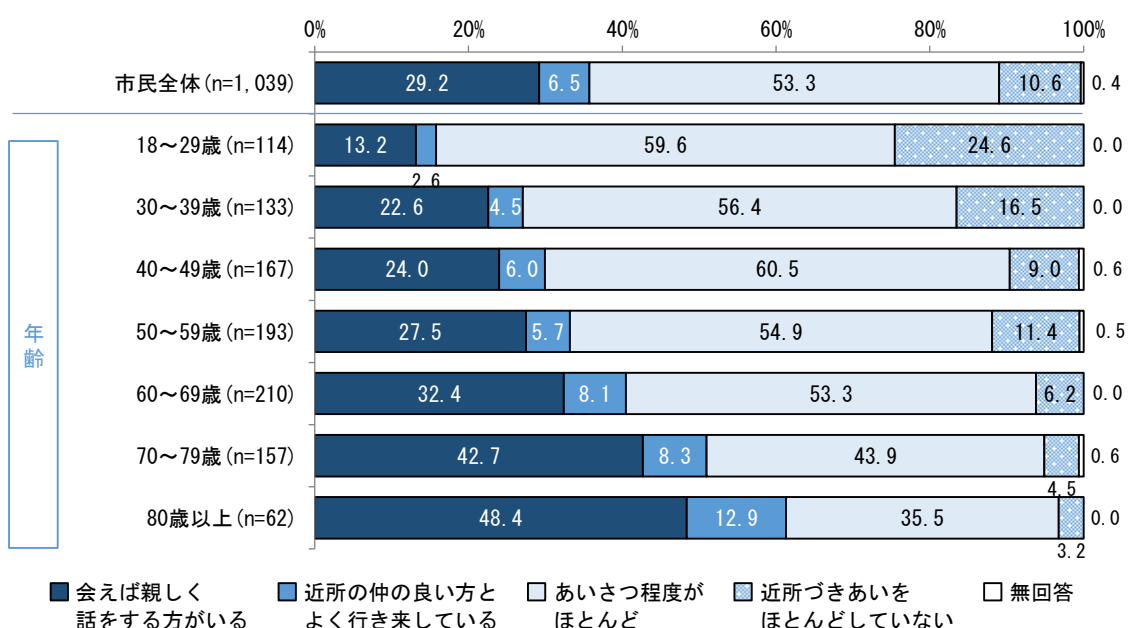
また、年齢別でみると、『暮らしやすい』（「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の合計）では「80歳以上」が95.1%で最も高く、次いで「18～29歳」が93.9%、「30～39歳」が92.4%となっています。



③ 近所の方との関係

近所の方との関係について、「あいさつ程度がほとんど」が53.3%で最も高く、次いで「会えば親しく話をする方がいる」が29.2%、「近所づきあいをほとんどしていない」が10.6%となっています。

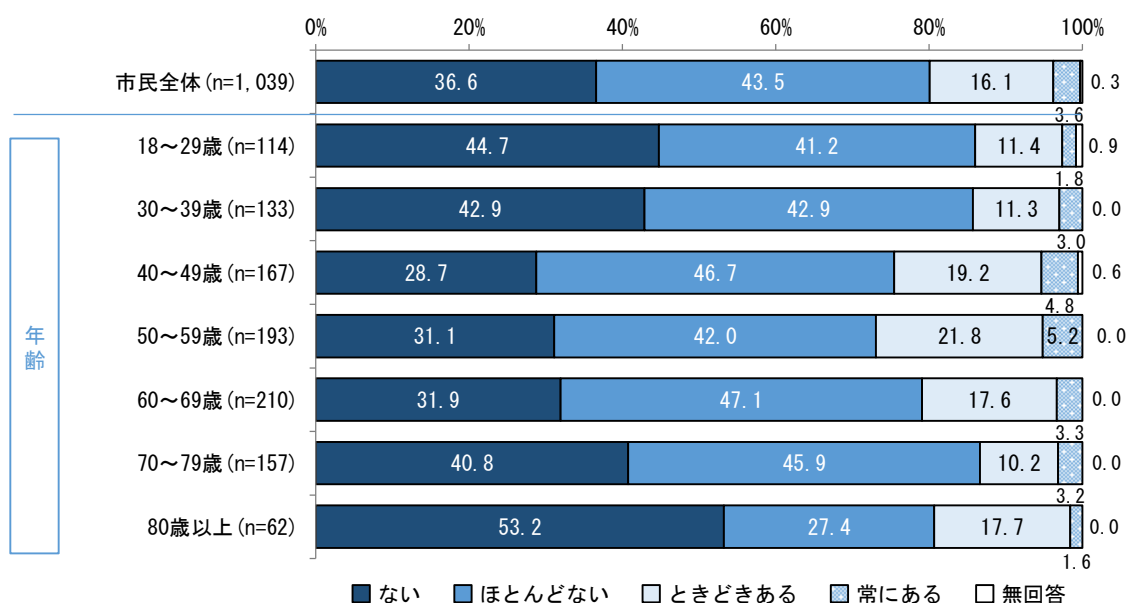
また、年齢別でみると、「近所づきあいをほとんどしていない」では「18～29歳」が24.6%で最も高く、次いで「30～39歳」が16.5%、「50～59歳」が11.4%となっています。



④ 地域での孤立感

地域での孤立感について、「ほとんどない」が43.5%で最も高く、次いで「ない」が36.6%、「ときどきある」が16.1%となっています。

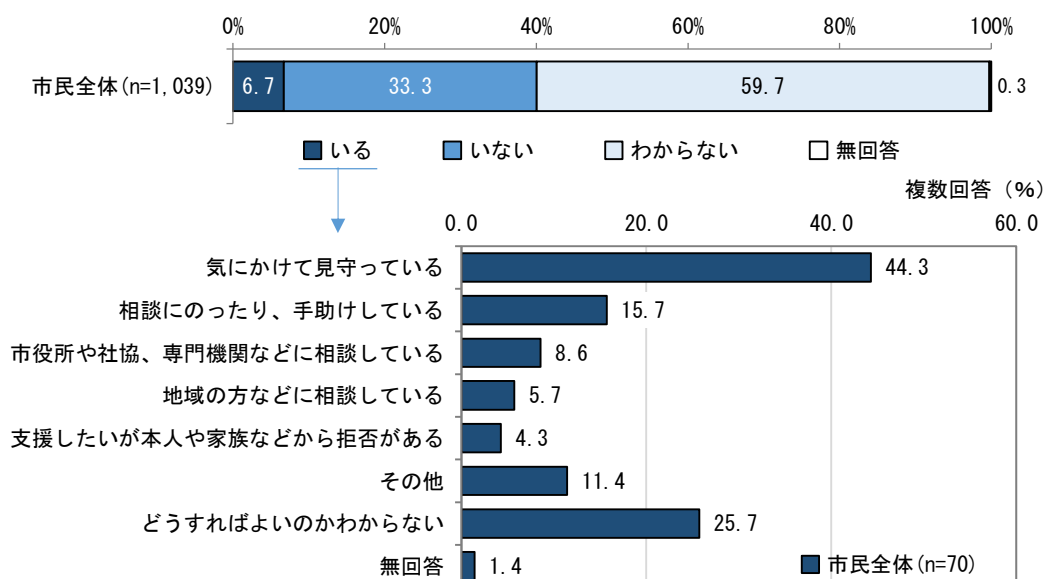
また、年齢別でみると、『ない』（「ない」と「ほとんどない」の合計）では「70～79歳」が86.7%で最も高く、次いで「18～29歳」が85.9%、「30～39歳」が85.8%となっています。



⑤ 孤立している人や気がかりな人

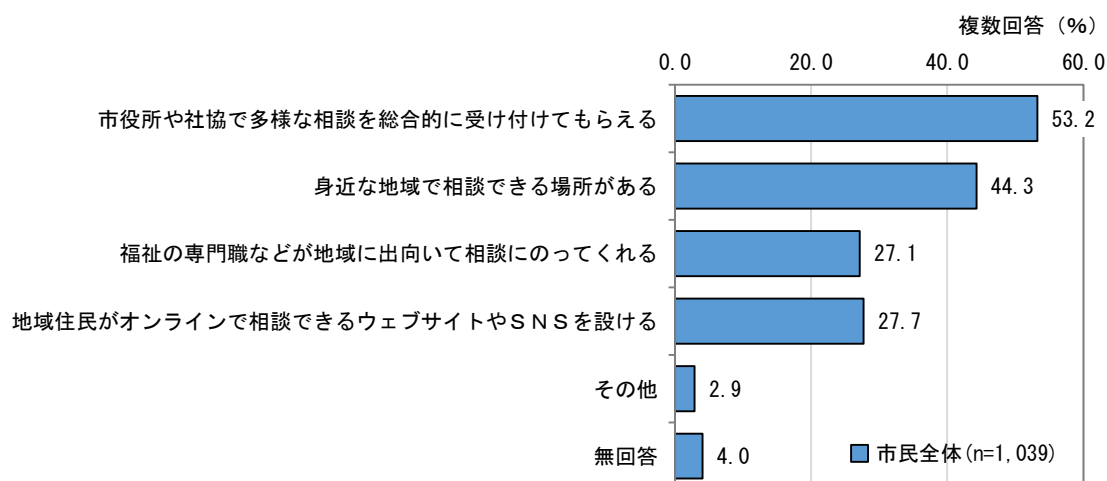
地域に孤立している人や気がかりな人がいるかについて、「わからない」が59.7%で最も高く、次いで「いない」が33.3%、「いる」が6.7%となっています。

また、地域に孤立している人や気がかりな人に対して何かをしているかについて、「気にかけて見守っている」が44.3%で最も高く、次いで「どうすればよいのかわからない」が25.7%、「相談にのったり、手助けしている」が15.7%となっています。



⑥ 日頃の生活で不安や悩みがあるときなど、解決に向けての行動できる必要な仕組み

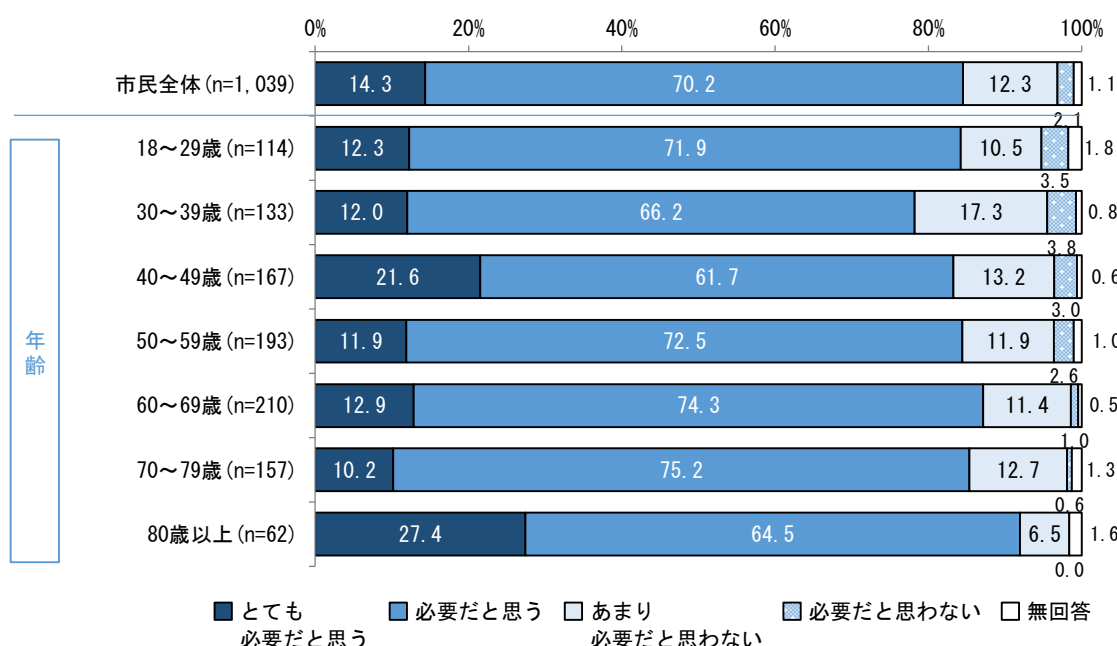
日頃の生活で不安や悩みがあるときや地域で孤立している人や気がかりな人に気づいたときに、解決に向けての行動できる必要な仕組みについて、「市役所や社協で多様な相談を総合的に受け付けてもらえる」が53.2%で最も高く、次いで「身近な地域で相談できる場所がある」が44.3%、「地域住民がオンラインで相談できるウェブサイトやSNS※21を設ける」が27.7%となっています。



⑦ 地域による自主的な助けあいや支えあいの関係の必要性

地域による自主的な助けあい、支えあいの関係の必要性について、「必要だと思う」が70.2%で最も高く、次いで「とても必要だと思う」が14.3%、「あまり必要だと思わない」が12.3%となっています。

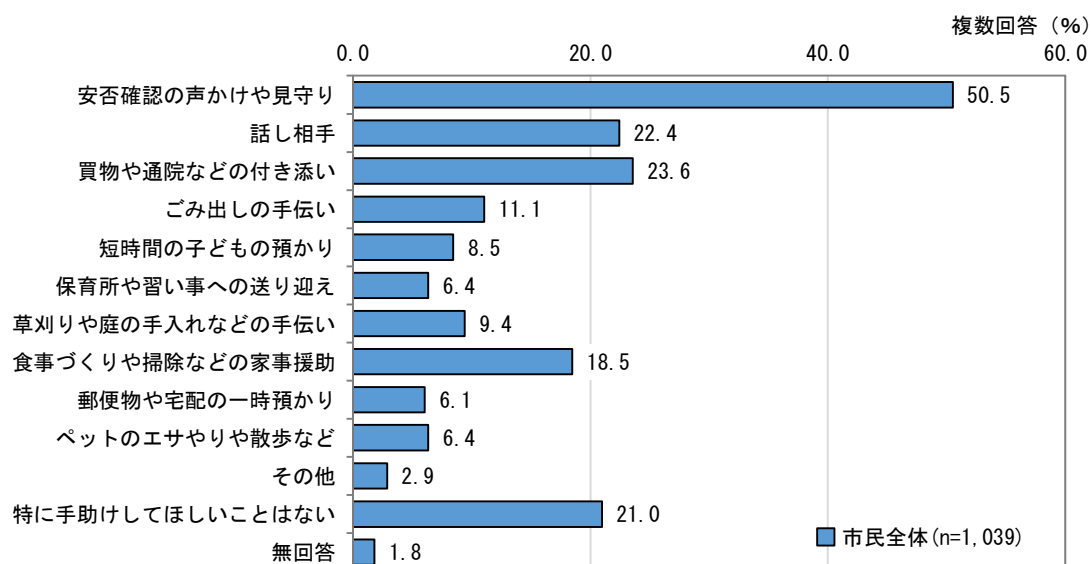
また、年齢別でみると、『必要だと思う』（「とても必要だと思う」と「必要だと思う」の合計）では「80歳以上」が91.9%で最も高く、次いで「60～69歳」が87.2%、「70～79歳」が85.4%となっています。



※21 SNSとは、Social Networking Service の略称で、Webサイトやインターネット上において、コミュニケーションの手段や交流の場を提供するサービスのこと。

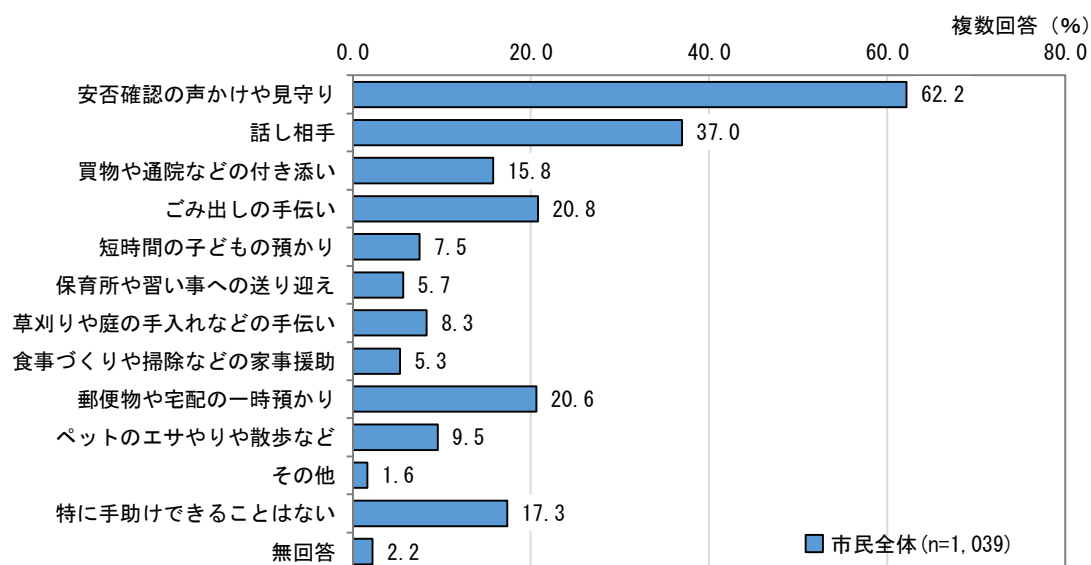
⑧ 日常生活に不自由があったときに、地域の方に手助けをしてほしいこと

日常生活に不自由があったときに、地域の方に手助けをしてほしいことについて、「安否確認の声かけや見守り」が50.5%で最も高く、次いで「買物や通院などの付き添い」が23.6%、「話し相手」が22.4%となっています。



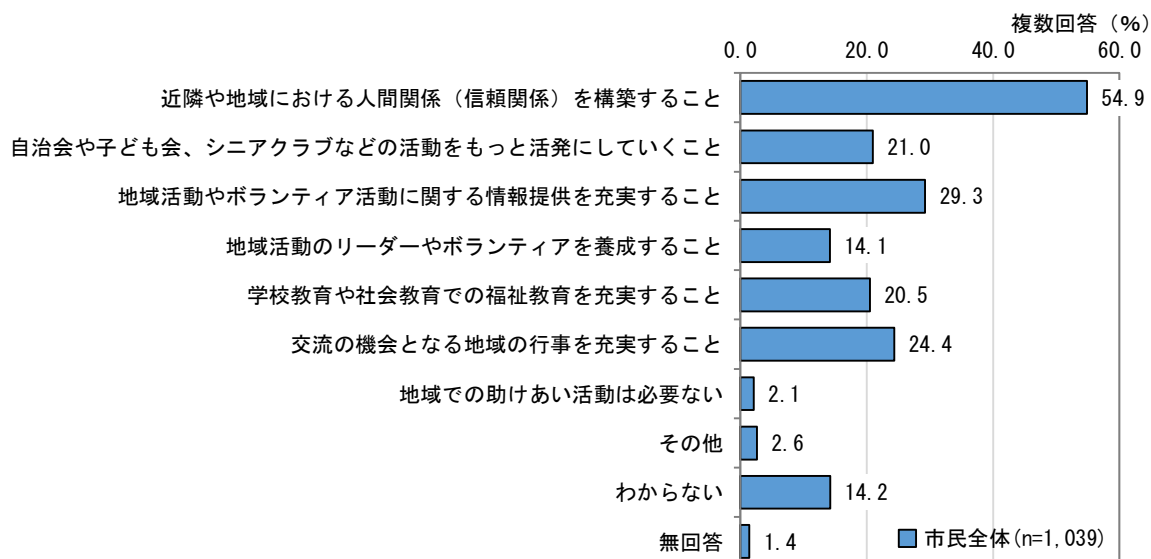
⑨ 地域や隣近所で、日常生活で困っている家庭があった場合に、手助けができること

地域や隣近所で、日常生活で困っている家庭があった場合に手助けができることについて、「安否確認の声かけや見守り」が62.2%で最も高く、次いで「話し相手」が37.0%、「ごみ出しの手伝い」が20.8%となっています。



⑩ 地域での助けあいを活発にするために最も重要なこと

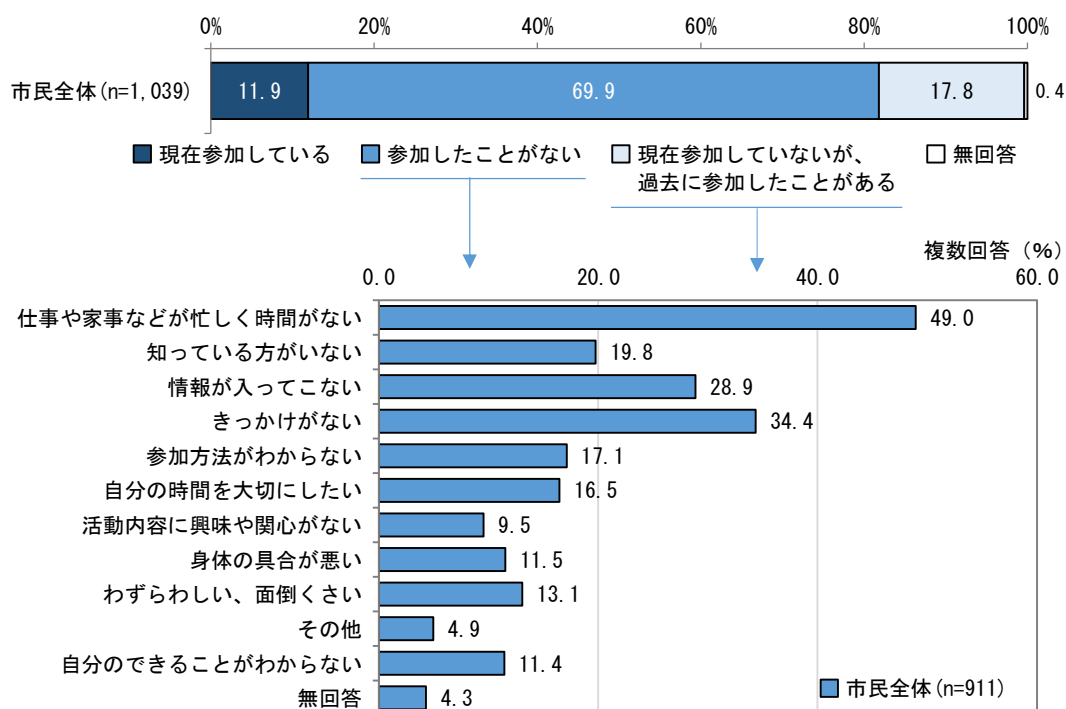
地域での助けあいを活発にするために、最も重要だと思うことについて、「近隣や地域における人間関係（信頼関係）を構築すること」が54.9%で最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動に関する情報提供を充実すること」が29.3%、「交流の機会となる地域の行事を充実すること」が24.4%となっています。



⑪ 地域活動やボランティア・NPO活動などへの参加状況

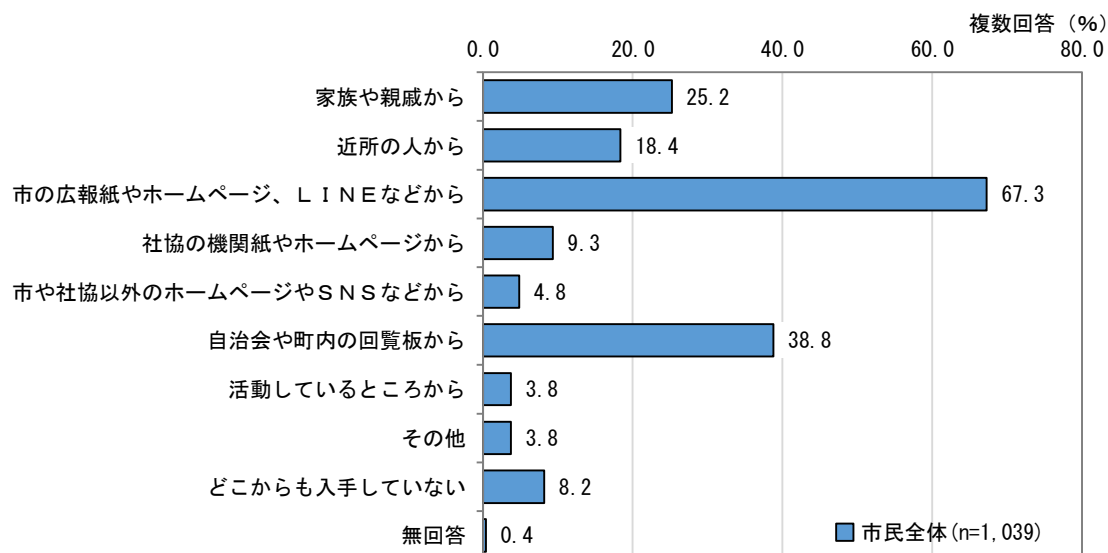
地域活動やボランティア・NPO活動などへの参加状況について、「参加したことがない」が69.9%で最も高く、次いで「現在参加していないが、過去に参加したことがある」が17.8%、「現在参加している」が11.9%となっています。

また、地域活動やボランティア・NPO活動などに参加していない理由について、「仕事や家事などが忙しく時間がない」が49.0%で最も高く、次いで「きっかけがない」が34.4%、「情報が入ってこない」が28.9%となっています。



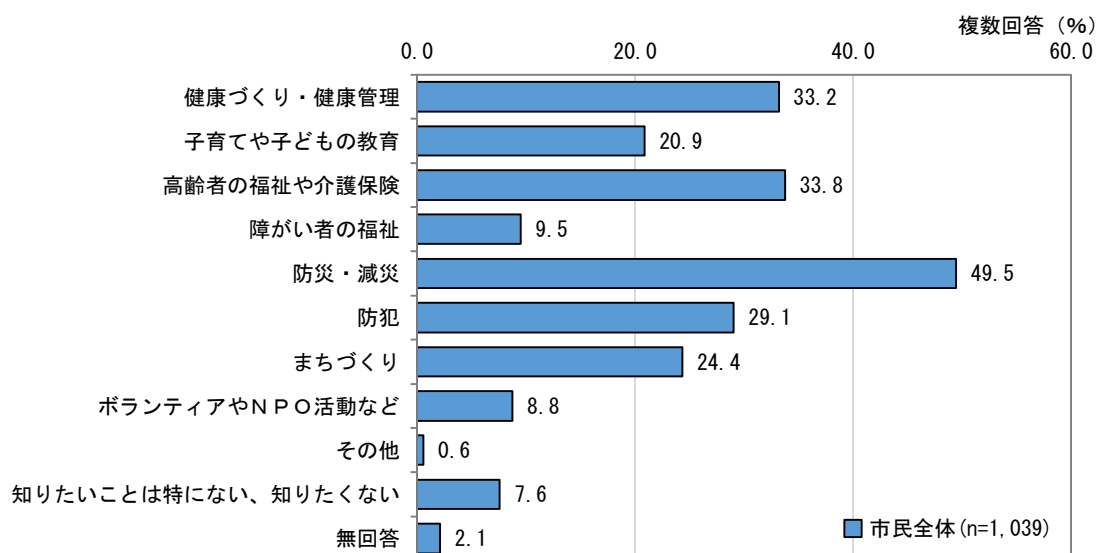
⑫ 地域の情報の入手方法

地域の情報の入手方法について、「市の広報紙やホームページ、LINEなどから」が67.3%で最も高く、次いで「自治会や町内の回覧板から」が38.8%、「家族や親戚から」が25.2%となっています。



⑬ 地域で行われている福祉や活動に関する情報として知りたい分野

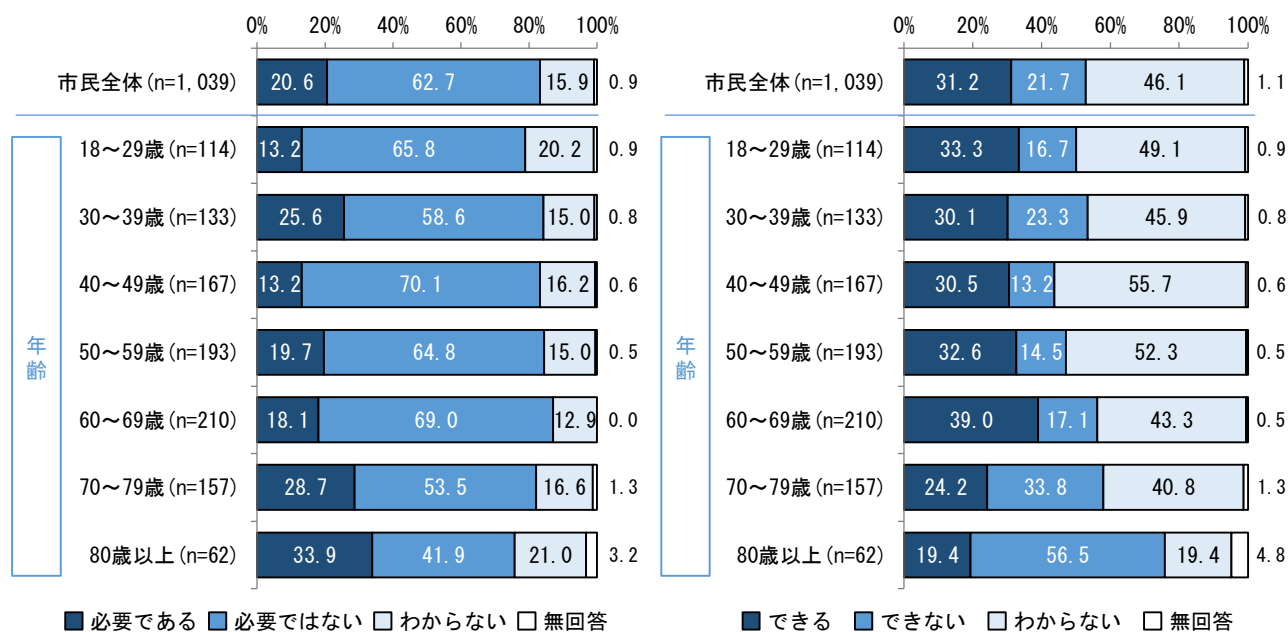
地域で行われている福祉や活動に関する情報として知りたい分野について、「防災・減災」が49.5%で最も高く、次いで「高齢者の福祉や介護保険」が33.8%、「健康づくり・健康管理」が33.2%となっています。



⑭ 災害などの緊急時に、手助けが必要な方と避難などの手助けが可能な方

災害などの緊急時に、避難所への誘導などの必要性について、「必要ではない」が62.7%で最も高く、次いで「必要である」が20.6%、「わからない」が15.9%となっています。

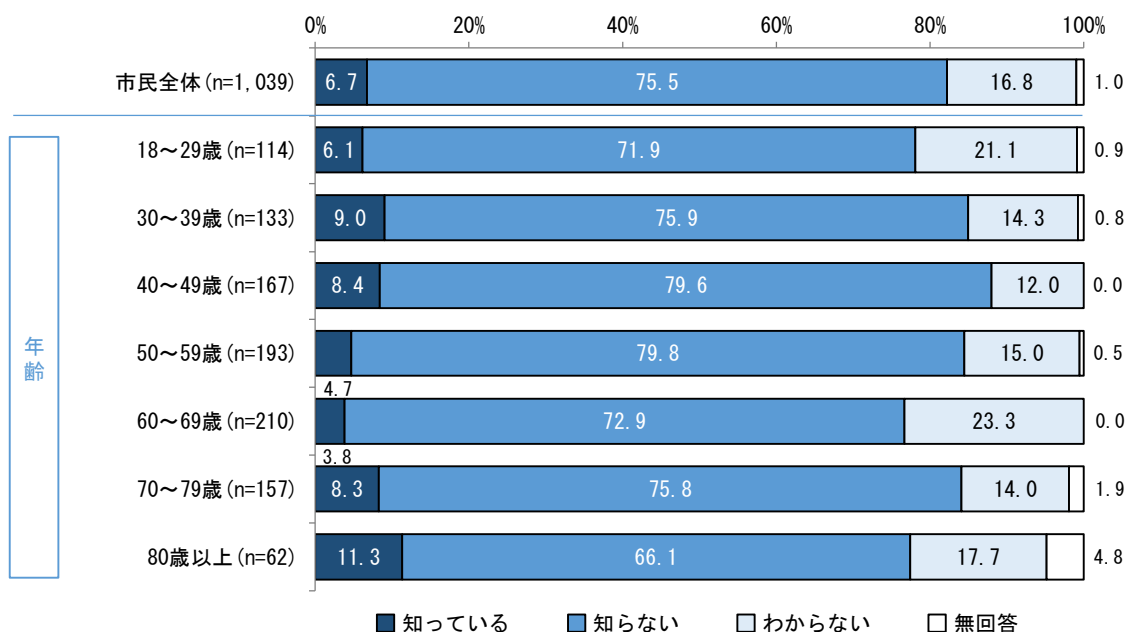
一方、災害などの緊急時に高齢者や障がいのある方など配慮が必要な方の避難などの手助けができるかについて、「わからない」が46.1%で最も高く、次いで「できる」が31.2%、「できない」が21.7%となっています。



⑮ 個別避難計画の認知度

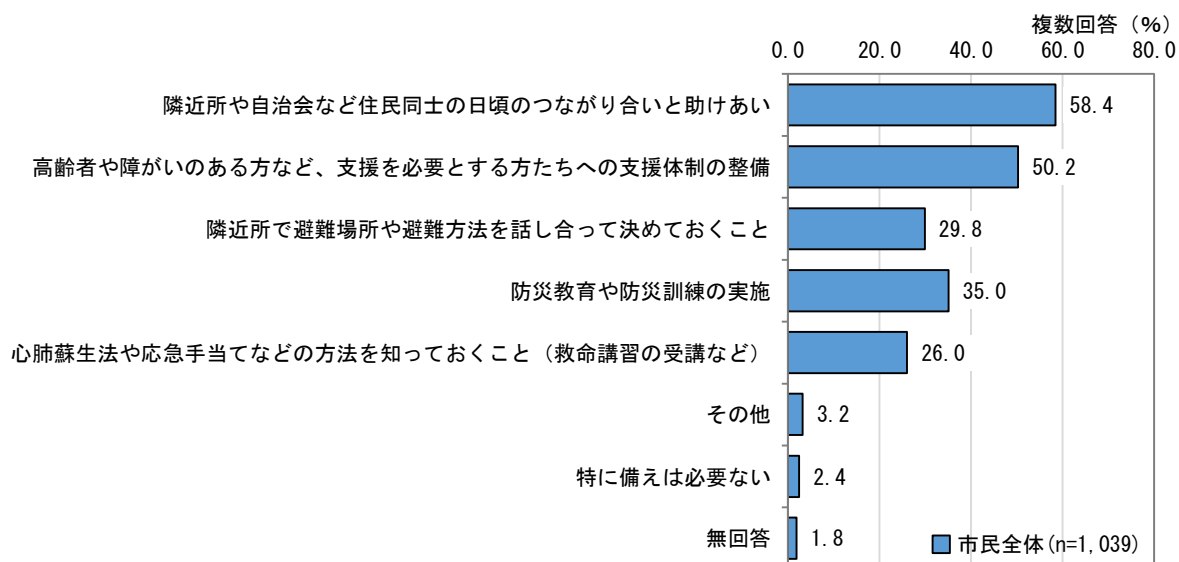
個別避難計画を知っているかについて、「知らない」が75.5%で最も高く、次いで「わからない」が16.8%、「知っている」が6.7%となっています。

また、年齢別でみると、「知っている」では「80歳以上」が11.3%で最も高く、次いで「30～39歳」が9.0%、「40～49歳」が8.4%となっています。



⑩ 地域で最も必要だと思う災害に対する備え

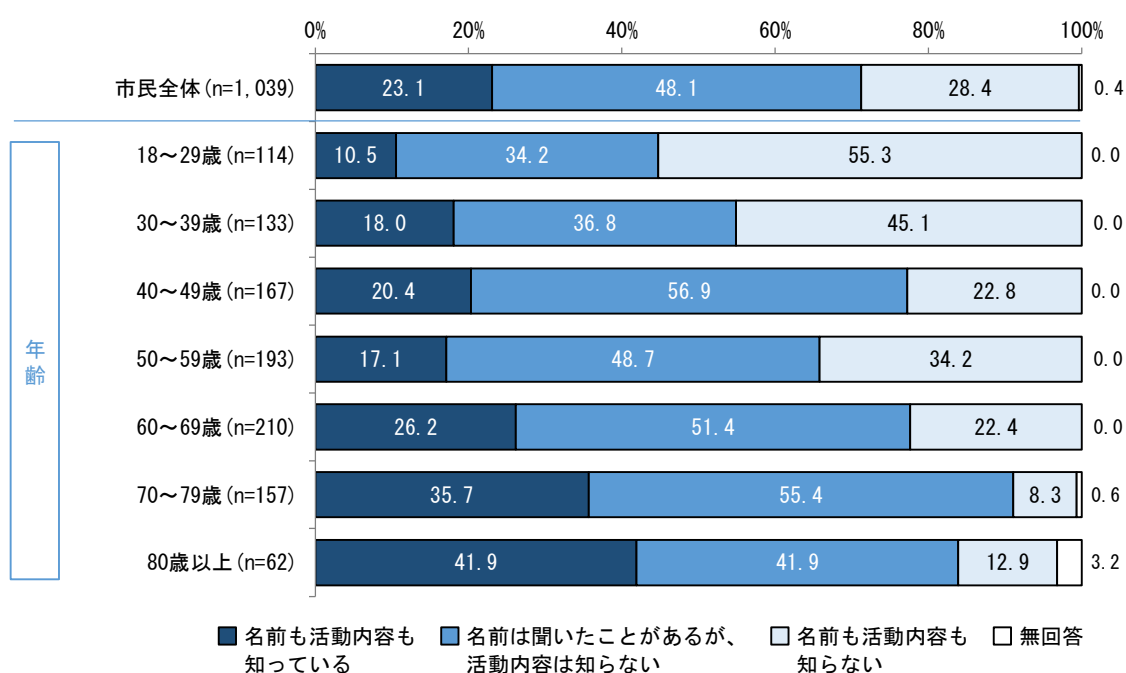
地域で最も必要だと思う災害に対する備えについて、「隣近所や自治会など住民同士の日頃のつながり合いと助けあい」が 58.4%で最も高く、次いで「高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方たちへの支援体制の整備」が 50.2%、「防災教育や防災訓練の実施」が 35.0%となっています。



⑪ 高石市社会福祉協議会の認知度

高石市社会福祉協議会を知っているかについて、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が 48.1%で最も高く、次いで「名前も活動内容も知らない」が 28.4%、「名前も活動内容も知っている」が 23.1%となっています。

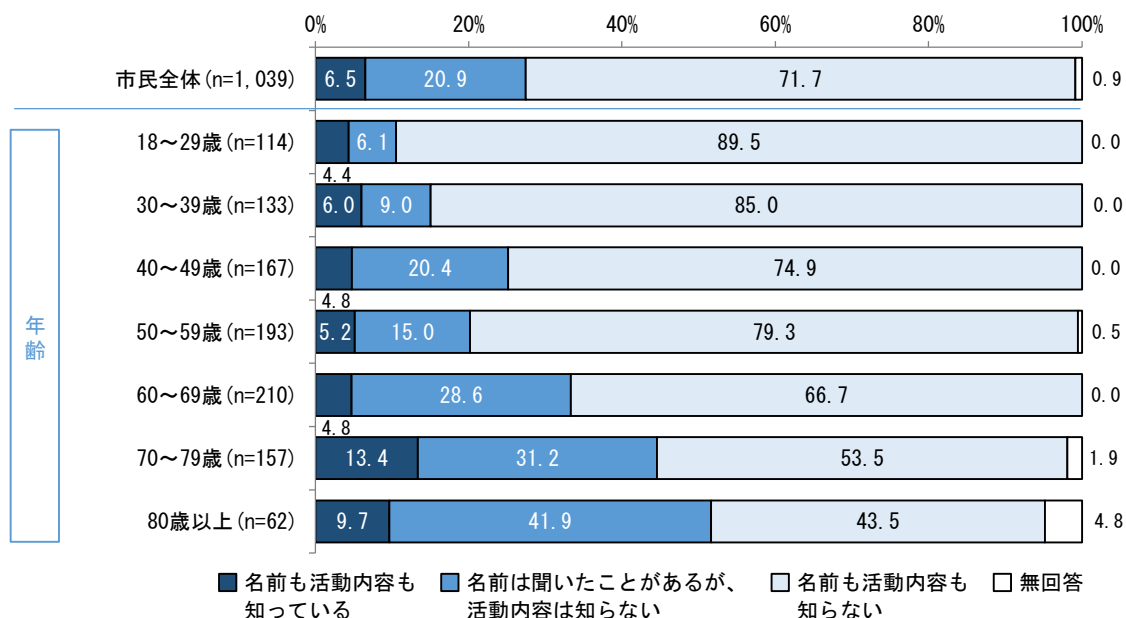
また、年齢別でみると、「名前も活動内容も知っている」では「80歳以上」が 41.9%で最も高く、次いで「70～79歳」が 35.7%、「60～69歳」が 26.2%となっています。



⑱ 孤立ゼロプロジェクト事業の認知度

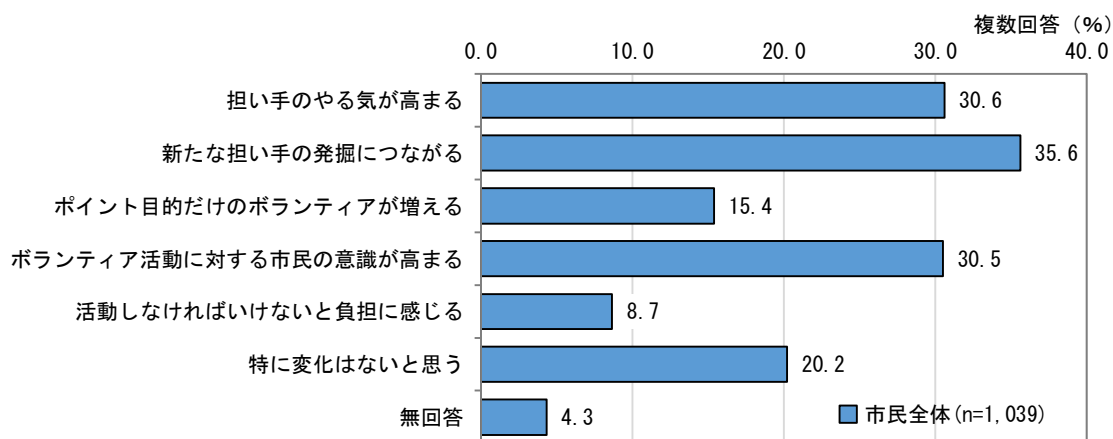
孤立ゼロプロジェクト事業※22を知っているかについて、「名前も活動内容も知らない」が71.7%で最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が20.9%、「名前も活動内容も知っている」が6.5%となっています。

また、年齢別でみると、「名前も活動内容も知っている」では「70～79歳」が13.4%で最も高く、次いで「80歳以上」が9.7%、「30～39歳」が6.0%となっています。



⑲ ボランティアポイント制度の導入

ボランティアポイント制度※23の導入について、「新たな担い手の発掘につながる」が35.6%で最も高く、次いで「担い手のやる気が高まる」が30.6%、「ボランティア活動に対する市民の意識が高まる」が30.5%となっています。



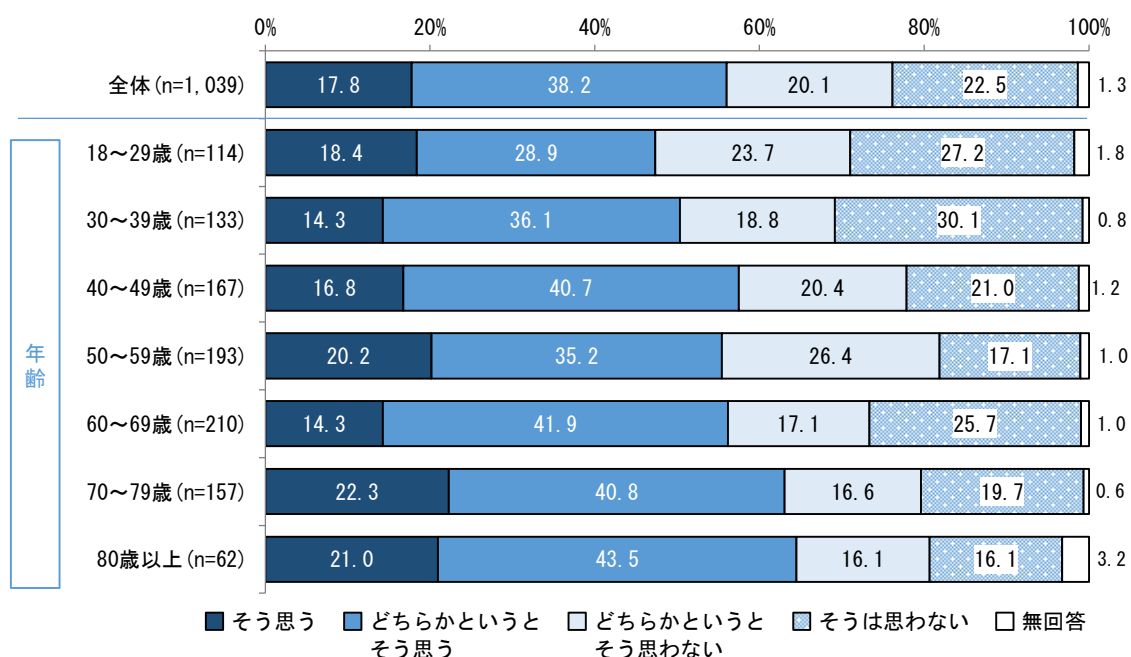
※22 孤立ゼロプロジェクト事業とは、暮らしについての不安や困りごと、その他の日常生活の状況を把握することを目的に、訪問調査を実施する事業。

※23 ボランティアポイント制度とは、ボランティアを行いたいと思っている方が実際に活動するきっかけとなるよう、また、高齢者のみなさんが社会参加により、生きがいづくりや介護予防等につなげていただくことを目的に、ボランティア活動に対してポイントを付与する制度のこと。本市では、コミュニティカフェやいきいきサロンの運営支援者を対象にポイントを付与しており、貯めたポイントは高石商工会議所が発行する「たかいし共通商品券」と交換することができる。

⑳ 誰かに相談したり、助けを求めたりすることに対するためらい

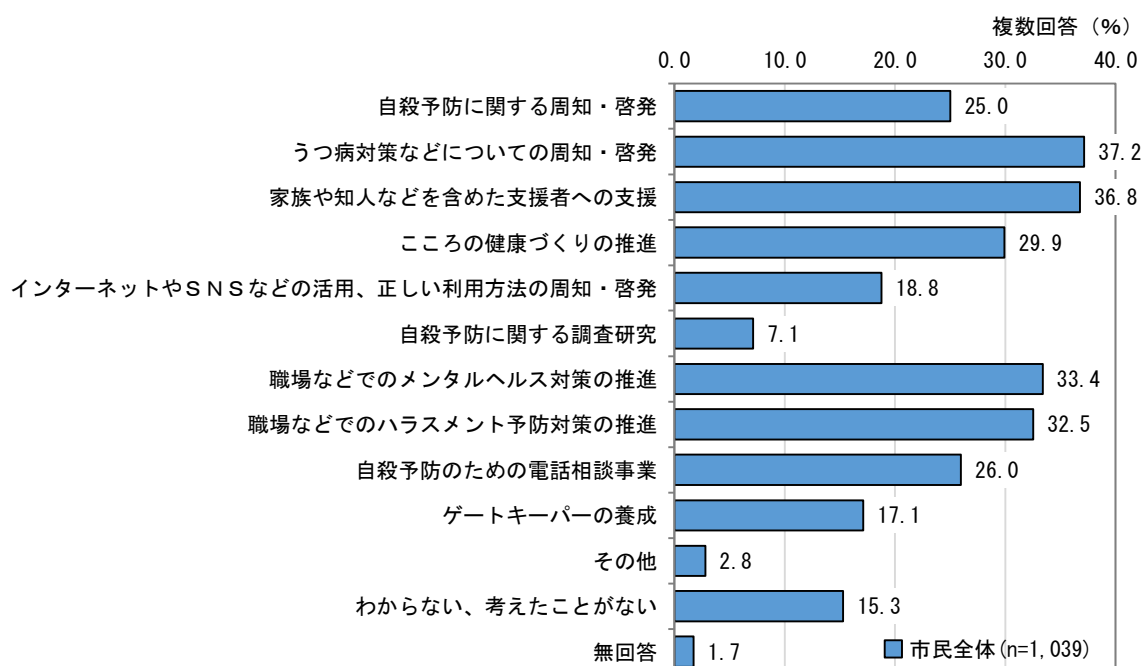
悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに対するためらいを感じるかについて、「どちらかというと思う」が 38.2%で最も高く、次いで「そうは思わない」が 22.5%、「どちらかというと思わない」が 20.1%となっています。

また、年齢別でみると、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）では「80歳以上」が 64.5%で最も高く、次いで「70～79歳」が 63.1%、「40～49歳」が 57.5%となっています。



㉑ 地域で自殺を防ぐための対策

地域で自殺を防ぐために充実すべき対策について、「うつ病対策などについての周知・啓発」が 37.2%で最も高く、次いで「家族や知人などを含めた支援者への支援」が 36.8%、「職場などでのメンタルヘルス対策の推進」が 33.4%となっています。

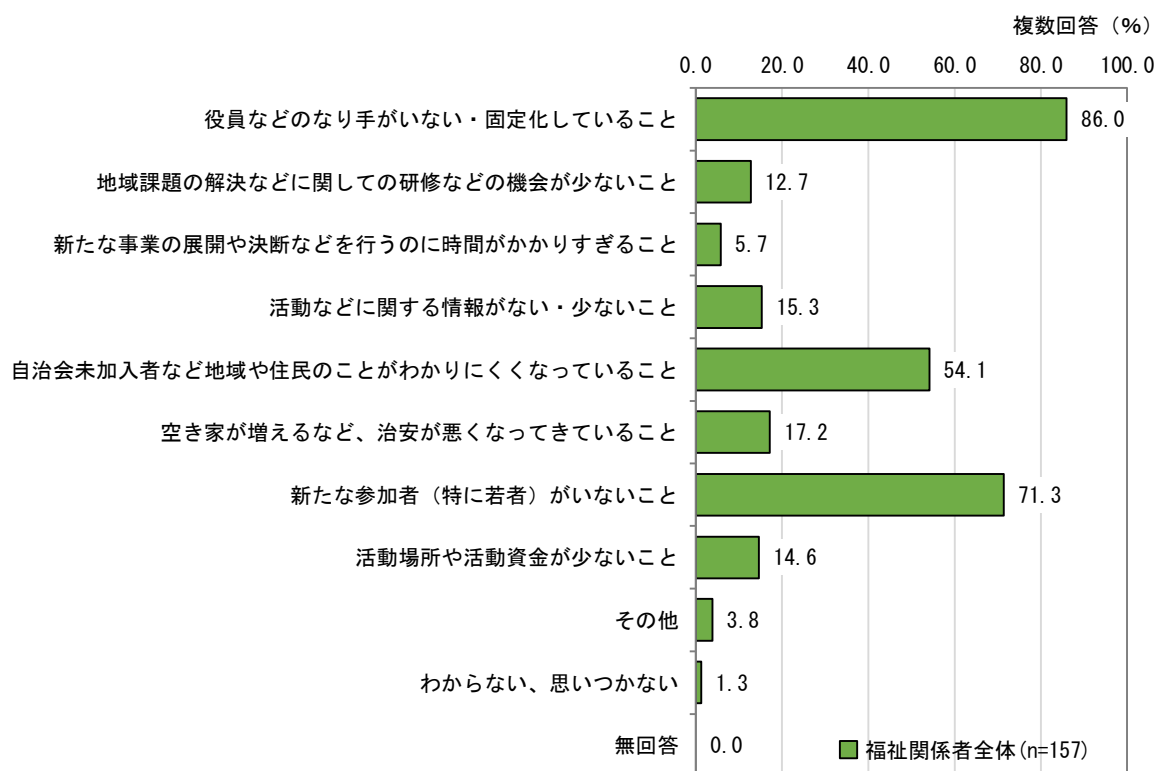


(2) 福祉関係者アンケート調査

調査対象者	福祉関係者		
調査方法	郵送で配布し、郵送またはEメールで回収		
調査期間	令和6年9月13日（金）～9月30日（月）		
回収結果	配布数	回収数	回収率
	208 件	157 件	75.5%

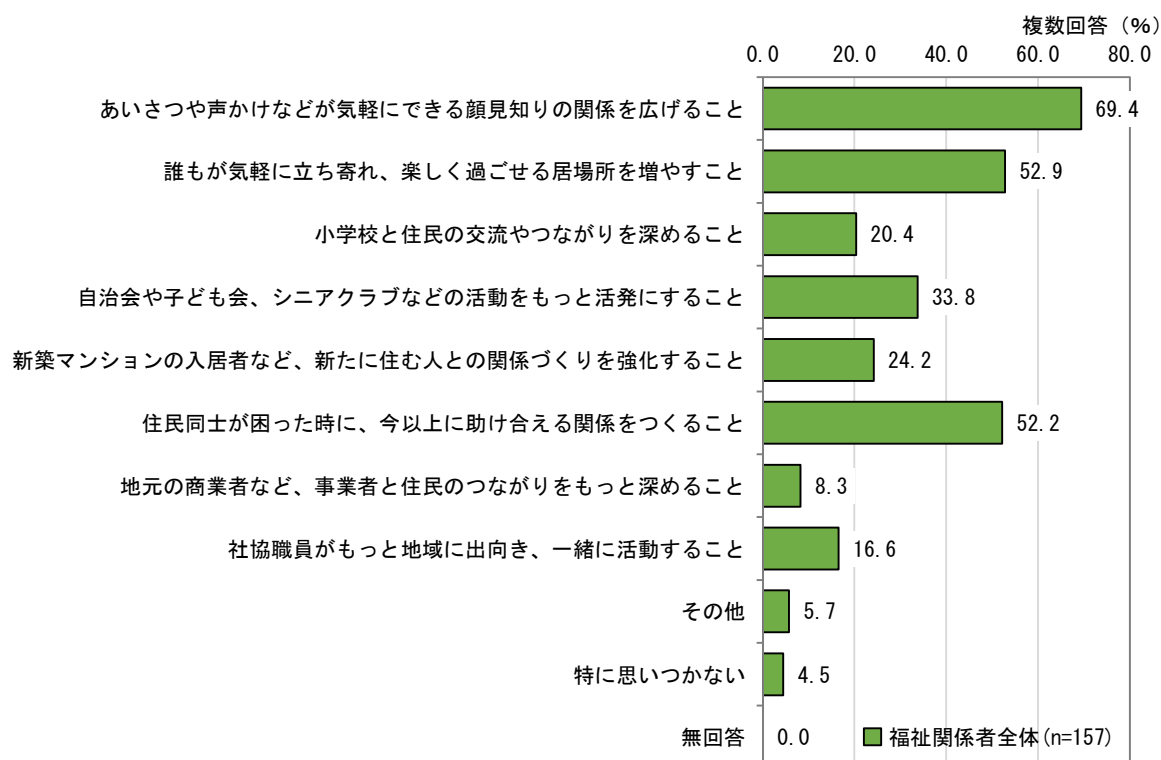
① 地域福祉の推進の課題

地域福祉の推進の課題について、「役員などのなり手がいない・固定化していること」が86.0%で最も高く、次いで「新たな参加者（特に若者）がいないこと」が71.3%、「自治会未加入者など地域や住民のことがわかりにくくなっていること」が54.1%となっています。



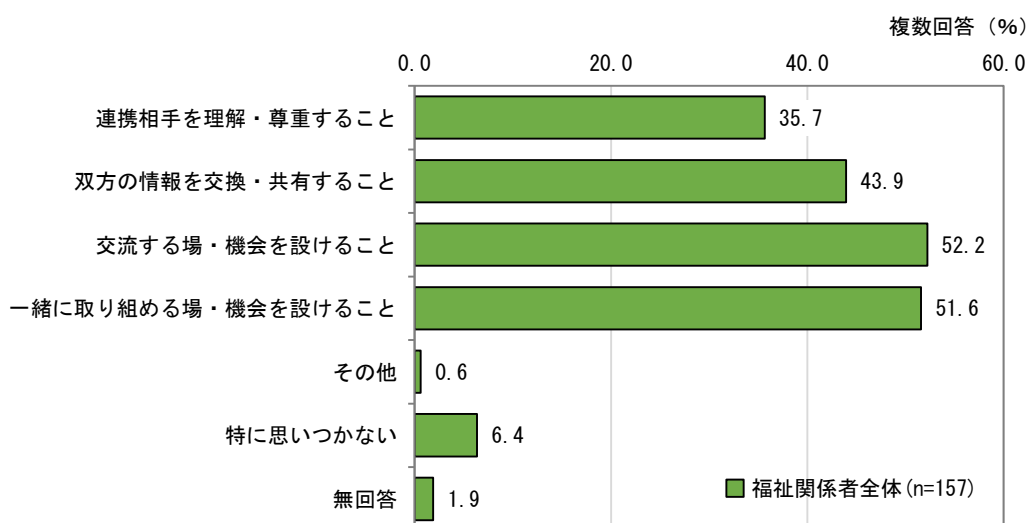
② 地域活動や地域福祉の取り組みをもっと活発にしていくために必要なこと

地域活動や地域福祉の取り組みをもっと活発にしていくために必要なことについて、「あいさつや声かけなどが気軽にできる顔見知りの関係を広げること」が69.4%で最も高く、次いで「誰もが気軽に立ち寄れ、楽しく過ごせる居場所を増やすこと」が52.9%、「住民同士が困った時に、今以上に助け合える関係をつくること」が52.2%となっています。



③ 今後、地域や他団体などと連携・協力を充実していくために必要なこと

今後、地域や他団体などと連携・協力を充実していくために必要なことについて、「交流する場・機会を設けること」が52.2%で最も高く、次いで「一緒に取り組める場・機会を設けること」が51.6%、「双方の情報を交換・共有すること」が43.9%となっています。

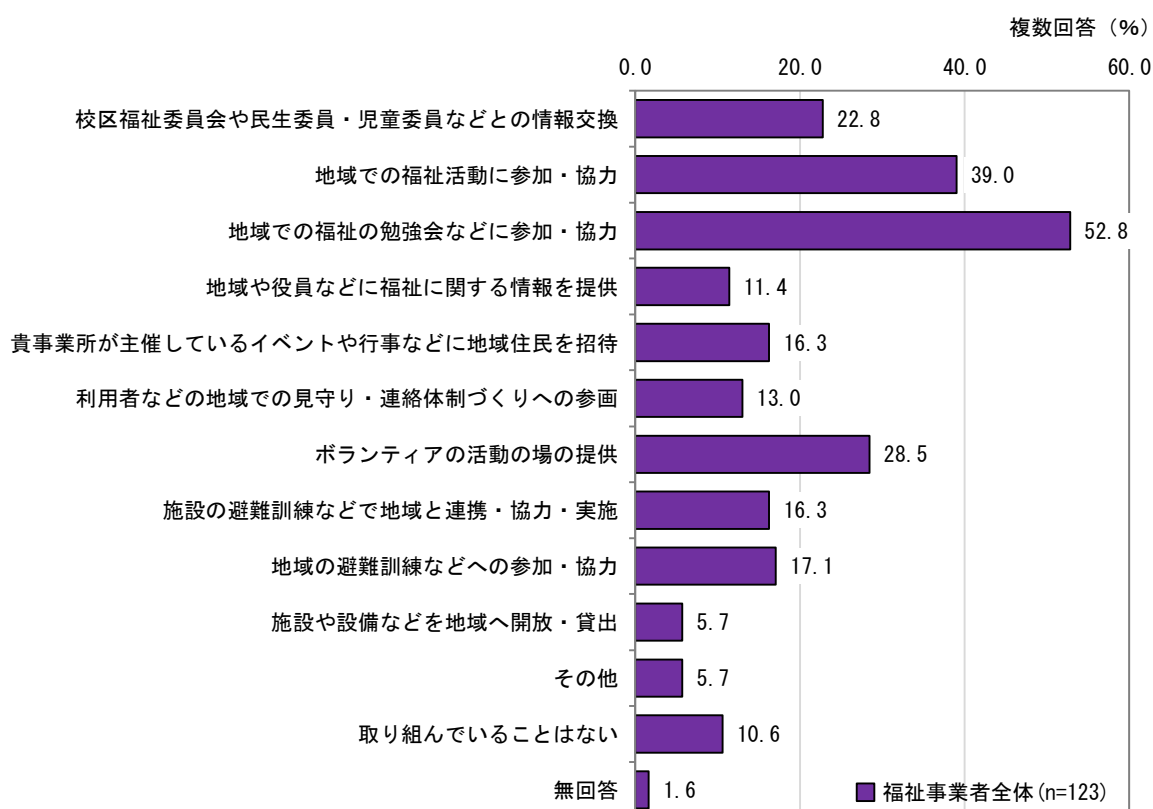


(3) 福祉事業所アンケート調査

調査対象者	福祉事業所		
調査方法	郵送で配布し、郵送またはEメールで回収		
調査期間	令和6年9月13日（金）～9月30日（月）		
回収結果	配布数	回収数	回収率
	209 件	123 件	58.9%

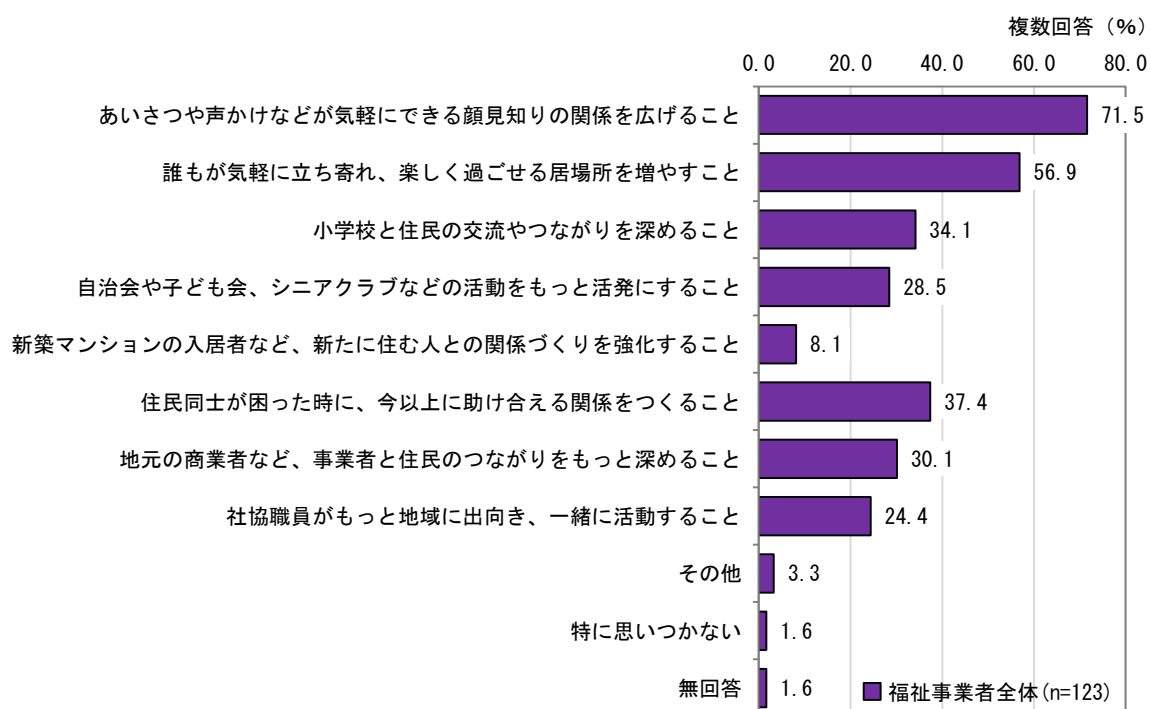
① 地域との関係づくり

地域との関係づくりとして取り組んでいることについて、「地域での福祉の勉強会などに参加・協力」が52.8%で最も高く、次いで「地域での福祉活動に参加・協力」が39.0%、「ボランティアの活動の場の提供」が28.5%となっています。



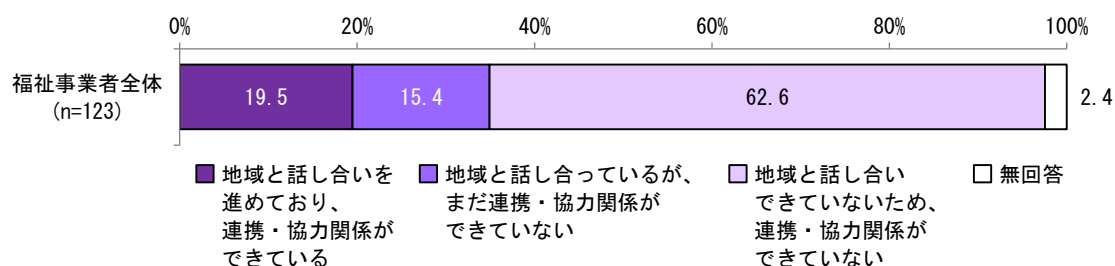
② 地域活動や地域福祉の取り組みをもっと活発にしていくために必要なこと

地域活動や地域福祉の取り組みをもっと活発にしていくために必要なことについて、「あいさつや声かけなどが気軽にできる顔見知りの関係を広げること」が71.5%で最も高く、次いで「誰もが気軽に立ち寄れ、楽しく過ごせる居場所を増やすこと」が56.9%、「住民同士が困った時に、今以上に助け合える関係をつくること」が37.4%となっています。



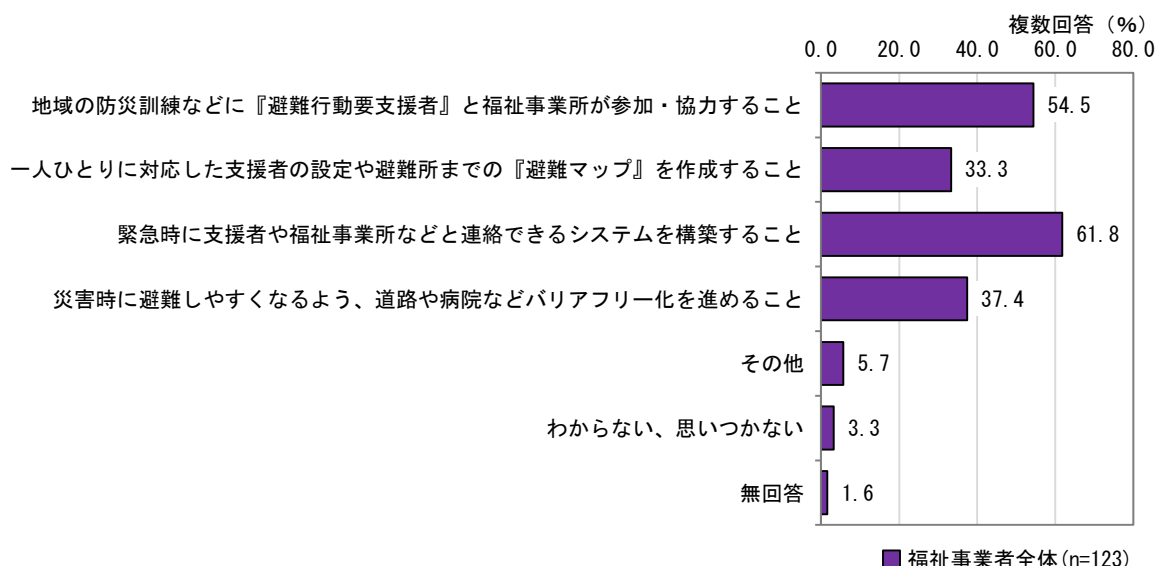
③ 災害時などの避難誘導に関する地域などとの連携・協力体制

災害時などの避難誘導に際して、地域などとの連携・協力体制ができているかについて、「地域と話し合えていないため、連携・協力関係ができている」が62.6%で最も高く、次いで「地域と話し合いを進めており、連携・協力関係ができている」が19.5%、「地域と話し合っているが、まだ連携・協力関係ができている」が15.4%、「地域と話し合っているが、まだ連携・協力関係ができている」が15.4%となっています。



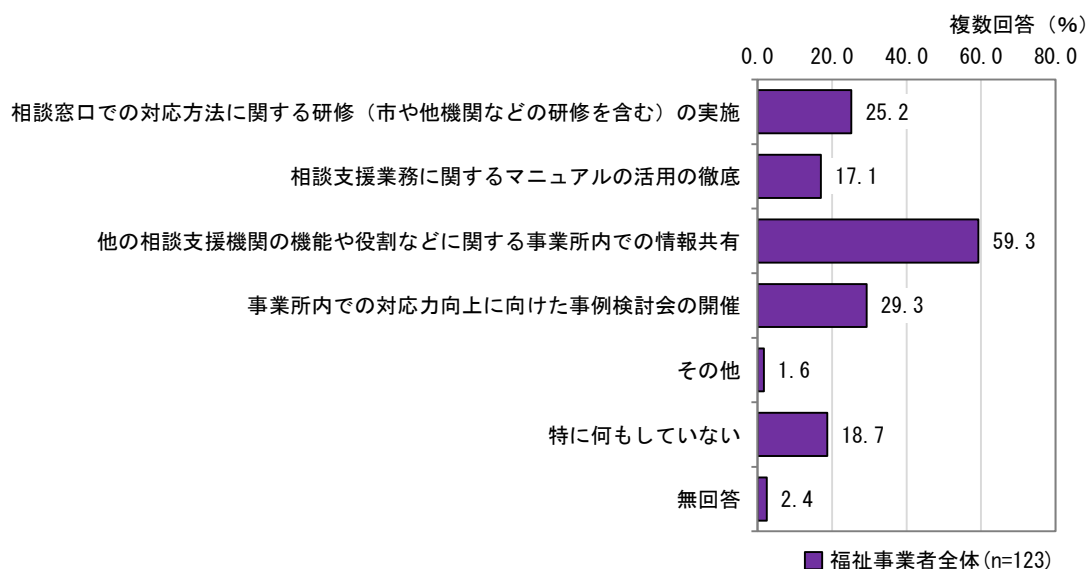
④ 個別避難計画の策定に関して必要だと思うこと

「避難行動要支援者」の個別避難計画※²⁴の策定に関して、必要だと思うことについて、「緊急時に支援者や福祉事業所などと連絡できるシステムを構築すること」が61.8%で最も高く、次いで「地域の防災訓練などに『避難行動要支援者』と福祉事業所が参加・協力すること」が54.5%、「災害時に避難しやすくなるよう、道路や病院などバリアフリー※²⁵化を進めること」が37.4%となっています。



⑤ 相談支援機能の充実に向けた取り組み

相談支援機能の充実に向けた取り組みについて、「他の相談支援機関の機能や役割などに関する事業所内での情報共有」が59.3%で最も高く、次いで「事業所内での対応力向上に向けた事例検討会の開催」が29.3%、「相談窓口での対応方法に関する研修（市や他機関などの研修を含む）の実施」が25.2%となっています。



※²⁴ 個別避難計画とは、災害時に自力避難が困難な重度障がい者・要介護高齢者などについて、避難場所や支援者・要配慮事項などを個別に定める計画のこと。

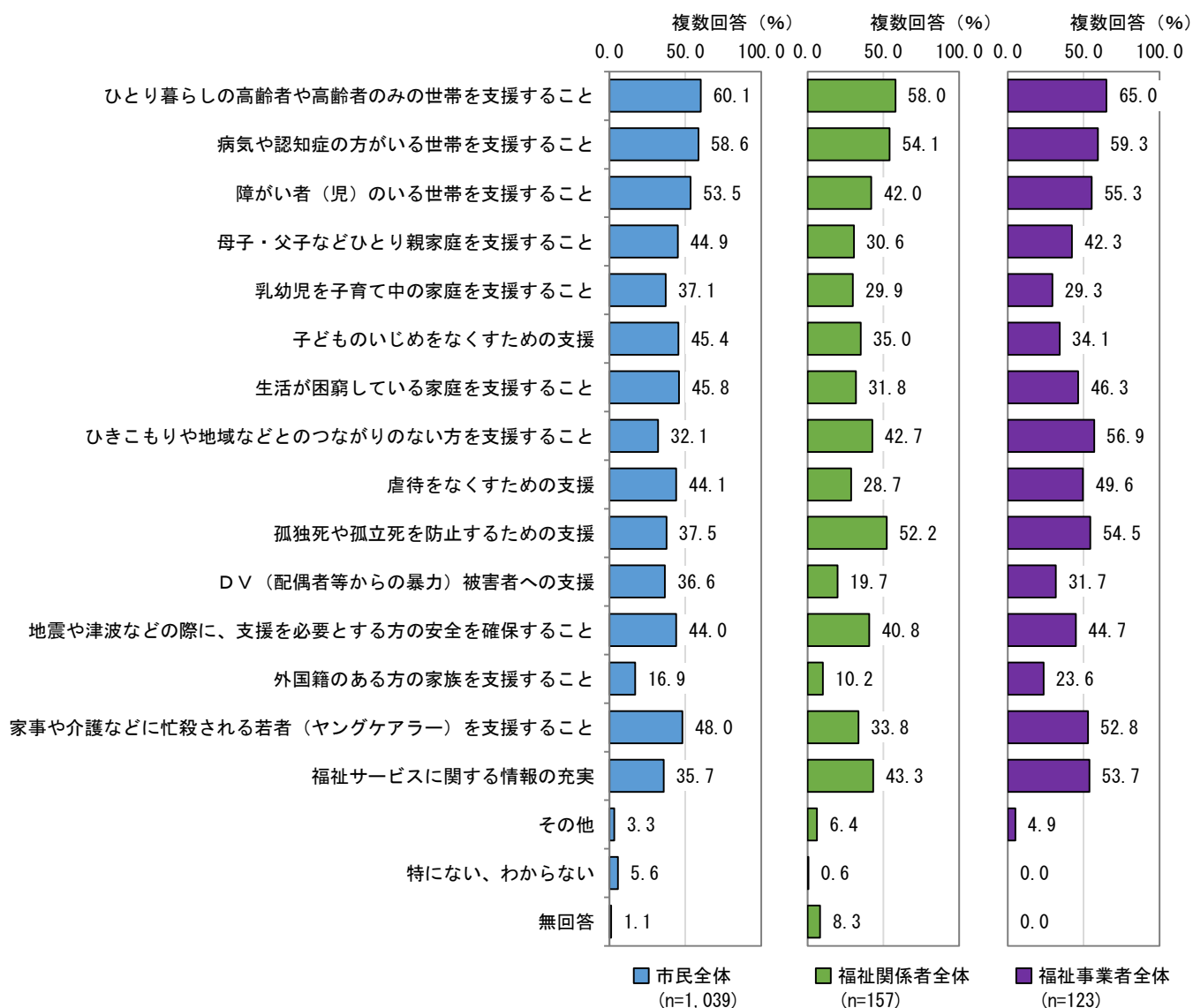
※²⁵ バリアフリーとは、すべての人が生活しやすいよう、物理的、社会的、心理的な障壁を取り除くこと。

(4) 市民・福祉関係者・福祉事業所アンケート調査の共通項目

① 地域や本市、高石市社会福祉協議会などが取り組むべきこと

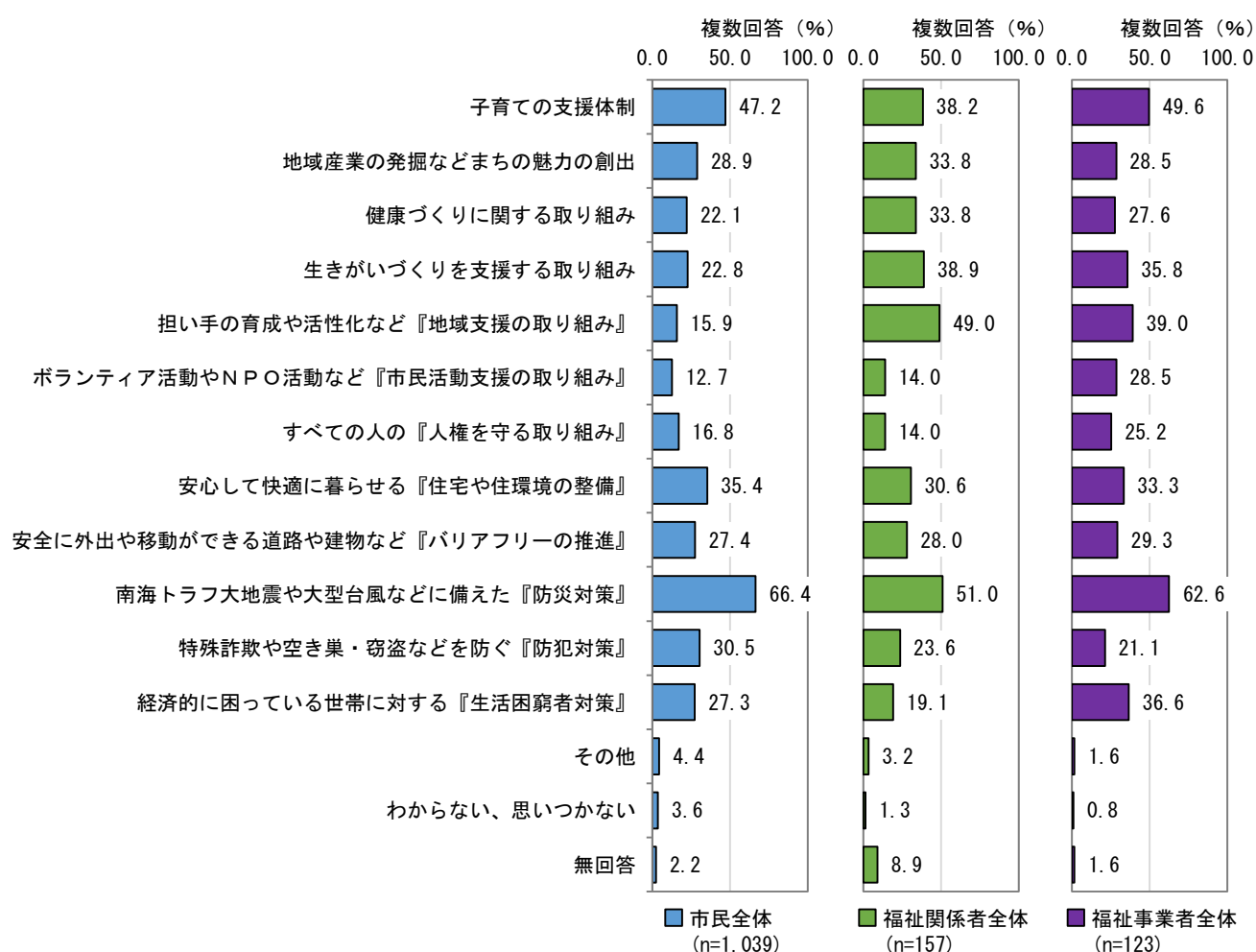
福祉の取り組みとして地域や本市、高石市社会福祉協議会などが取り組むべきと思うことについて、市民アンケート調査では、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を支援すること」が60.1%で最も高く、次いで「病気や認知症の方がいる世帯を支援すること」が58.6%、「障がい者（児）のいる世帯を支援すること」が53.5%となっています。

地域福祉の推進のために、高石市や高石市社会福祉協議会が進めるべきことについて、福祉関係者アンケート調査では、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を支援すること」が58.0%で最も高く、次いで「病気や認知症の方がいる世帯を支援すること」が54.1%、「孤独死や孤立死を防止するための支援」が52.2%となっており、福祉事業所アンケート調査では、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を支援すること」が65.0%で最も高く、次いで「病気や認知症の方がいる世帯を支援すること」が59.3%、「ひきこもりや地域などとのつながりのない方を支援すること」が56.9%となっています。



② 今後、重点的に取り組むべき本市のまちづくりの取り組み

今後、重点的に取り組むべき高石市のまちづくりの取り組みについて、市民アンケート調査では、「南海トラフ大地震や大型台風などに備えた『防災対策』」が 66.4%で最も高く、次いで「子育ての支援体制」が 47.2%、「安心して快適に暮らせる『住宅や住環境の整備』」が 35.4%となっており、福祉関係者アンケート調査では、「南海トラフ大地震や大型台風などに備えた『防災対策』」が 51.0%で最も高く、次いで「担い手の育成や活性化など『地域支援の取り組み』」が 49.0%、「生きがいを支援する取り組み」が 38.9%となっており、福祉事業所アンケート調査では、「南海トラフ大地震や大型台風などに備えた『防災対策』」が 62.6%で最も高く、次いで「子育ての支援体制」が 49.6%、「担い手の育成や活性化など『地域支援の取り組み』」が 39.0%となっています。



(5) 地域懇談会

① 地域懇談会の開催概要

● 第1回地域懇談会

対 象	校区福祉委員及び福祉関係事業所職員 参加者 79 名（校区福祉委員 68 名、福祉関係事業所職員 11 名）
場 所	アプラたかいし 3階 大ホール ホワイエ
日 時	令和6年9月30日（月）午後2時～午後4時
テーマ	「孤立ゼロプロジェクト事業」から地域福祉の活動計画作りへ
内 容	①講義：追手門学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授 古川 隆司氏 「孤立ゼロプロジェクト事業でみてきたもの」 ②グループワークによる意見交換 テーマ1「孤立ゼロプロジェクト事業での取り組みで得られたことは何か」 テーマ2「より住みやすい高石を目指して、自分達ならどんなアイデアがあるか」

● 第2回地域懇談会

対 象	ボランティア活動者 参加者 30 名
場 所	アプラたかいし 3階 大ホール ホワイエ
日 時	令和6年10月30日（水） 午後2時30分～午後4時30分
テーマ	「日頃のボランティア活動から防災・減災を考える ～ふだんのつながりがいざというときに生きる～」
内 容	①講義：追手門学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授 古川 隆司氏 「日頃のボランティア活動から防災・減災を考える ～ふだんのつながりがいざというときに生きる～」 ②グループワークによる意見交換 テーマ「日頃のつながりが活かせることとは？」

● 第3回地域懇談会

対 象	コミュニティカフェ世話人
場 所	アプラたかいし 3階 大ホール ホワイエ
日 時	令和6年11月11日（月） 午後2時～午後4時
テーマ	「地域の居場所づくり ～コミュニティカフェについて考える～」
内 容	①講義：桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 兼任講師 忠岡 一也氏 「地域の居場所づくり ～コミュニティカフェについて考える～」 ②グループワークによる意見交換 テーマ「支える側と支えられる側が固定されないフラットな関係づくりを目指して」～人づくり・つながりづくり・参加者みんなが主体のカフェづくり～

② 地域懇談会での主な意見・提案

● 第1回地域懇談会

テーマ1「孤立ゼロプロジェクト事業での取り組みで得られたことは何か」

- ・相談に自ら来ることが難しい方には、訪問調査することで相談ができ、つながることができた。
- ・日頃つながりのない方の把握ができた。
- ・つなぎ先がわかり、社会福祉協議会に相談することができた。
- ・自治会やシニアクラブ等についてご存じない方が多くいた。
- ・高石市内に空き家が多いことがわかった。
- ・事業に参加して地域のことがよくわかった。

テーマ2「より住みやすい高石を目指して、自分達ならどんなアイデアがあるか」

- ・校区福祉委員として地域活動に参加してくれる人材の不足。リーダーの高齢化。
- ・自治会に入会されない方などが増えている。
- ・コロナ禍で一旦分断されてしまった地域での日頃のつながり、見守りの重要性について再認識された。
- ・地域で活動しているさまざまな組織間の連携が必要。
- ・小学校区などの単位で各組織の代表が集まる校区会議など設ける必要があるのではないか。
- ・医療関係者と社会福祉協議会との連絡協議会などを設けることが必要ではないか。
- ・地域でのつながりづくりと見守り体制の新たなあり方について考えていく必要がある。

● 第2回地域懇談会

テーマ「日頃のつながりが活かせることは？」

- ・普段から通りにでて顔見知りになる。「地域の目」が大切。
- ・日頃のさまざまなボランティア活動その全ての活動が大切。
- ・それぞれの活動が人とつながっている。「ひとり」を知ってこそみんながつながる。
- ・日頃のご近所づきあいの中で、心身の状態も含めて自分のことを周りに知ってもらっていることで、災害が起こったときにも助けてもらえる。
- ・個人情報ハードルをご近所づきあいの中でなんとか下げていけるといいのでは。
- ・いざというときに異変に気づけるのも日頃のつながりがあってこそ。
- ・日頃の住民としての取り組みや活動の中でつながっていくこと、顔の見える関係の大切さ。

● 第3回地域懇談会

テーマ「支える側と支えられる側が固定されないフラットな関係づくりを目指して」

- ・男性が参加しやすい居場所ができればいいのでは。
- ・高齢の方ばかりでなく、若い方、新しい方にも来てもらいたい。広い世代の方に参加してもらえようような居場所のひろがりが必要。
- ・居場所、活動を知ってもらえよう案内、広報、情報発信の方法の工夫が必要。
- ・継続することの難しさ。「つながりをつづけていく、つながりつづける」ことを目指す。
- ・参加する方が固定されない、地域によってさまざまな居場所ができれば、多彩で多様な居場所の「ひろがり」をうみだしていく。

3. 市民活動の現状



(1) 自治会活動等

「頼れる方や親せきが近くにいない」「引っ越してきて、地域のことがよく分からない」などという時は、近所の方たちが頼りになります。このような、同じ地域に住んでいる人同士が、仲良く助けあって暮らし、より住みよい地域を築いていくことを目的とする自主的なまちづくり組織として自治会があります。

本市では、令和6年6月3日現在で51の自治会があり、さまざまな交流活動や環境美化などの取り組みが行われています。

それぞれの自治会単位もしくは複数の自治会単位で、自主防災組織や婦人会、シニアクラブ（老人クラブ）、こども会などの団体が組織されており、それぞれの団体独自の活動・他団体との共同事業などが展開されています。

(2) 校区福祉委員・小地域ネットワーク活動

市内の7つの小学校区ごとに、自治会や民生委員・児童委員、婦人会などの地域団体や趣旨に賛同する個人などの参画により、校区福祉委員会※²⁶が組織されており、小地域ネットワーク活動※²⁷や見守り活動などの福祉活動が行われています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、市民の立場に立って、日常生活に関するさまざまな相談に応じ、必要に応じ各種専門機関等へつないでいます。また、地域の相談窓口として、市民の人権やプライバシーに配慮しつつ、実態把握や関係する会議への出席、訪問活動などに取り組まれています。

本市では、令和6年11月現在92人が委嘱されており、このうち、子どもに関する問題を専門的に担当する主任児童委員は7人です。

民生委員・児童委員及び主任児童委員により、民生委員児童委員協議会が組織されており、情報交換や研修など、活動強化のための取り組みが行われています。

(4) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい方（提供会員）からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。「依頼会員」は、市内在住で生後3か月以上小学6年生までの子どもをお持ちの方で、「提供会員」は、市内在住で、自

※²⁶ 校区福祉委員会とは、福祉関係の地域組織として、概ね小学校区ごとに作られた地域福祉推進のための住民組織。自治会・婦人会・シニアクラブなどの各種団体から参加・協力する方や、民生委員・児童委員、ボランティアなどが福祉委員となって、ひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ訪問」や「いきいきサロン」「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、多彩な地域福祉の活動を行っている。

※²⁷ 小地域ネットワーク活動とは、一人暮らし高齢者や障がい者（児）、子育て中の親子等の支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による助けあい・支えあいの活動のこと。

宅で子どもを預かれる方で、心身ともに健康で子どもの好きな方です。また、依頼会員と提供会員の両方を兼ねる「両方会員」があります。「提供会員」と「両方会員」は、講習を受講することで会員として登録され、有償で援助活動を行うことができます。

運営は、高石市社会福祉協議会が行っており、令和6年10月1日現在の登録会員数は474人（依頼会員：325人、提供会員：98人、両方会員：51人）となっています。

（５）シニアクラブ（老人クラブ）

シニアクラブは、生きがいと健康づくりのためのさまざまな社会活動を通じて、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資することを目的として活動しており、地域清掃などの社会奉仕活動や、グラウンドゴルフ大会などの健康増進活動、教養講座や各種研修、シニアクラブ大会などの活動を行っています。

令和6年1月1日現在の会員数は3,545人となっています。

（６）シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村などから助成・支援を受けて運営する公益的・公共的な非営利団体です。本市では、公益社団法人 高石市シルバー人材センターが運営を行っています。

会員による自主的・主体的な運営をすること、また、会員の一人ひとりが豊かな経験と知識を活かし、お互い協力し合い働くことを理念として、責任を持って仕事を遂行されています。

令和6年1月1日現在、市内在住の健康で働く意欲のある60歳以上の方が、会員として468人登録されています。

（７）ボランティア活動

市民の自主的・主体的なボランティア活動は、地域の美化清掃活動をはじめ、手話や点訳などの専門的な技術や技能を必要とするものまでさまざまな活動が、個人あるいはグループで行われています。

令和6年10月現在、社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターに53のグループ（NPO法人を除く）が登録されています。

（８）NPO活動

NPO活動は、市民活動・住民活動の発展形として、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づく法人格を有し、公共サービスを担っており、令和6年12月現在、本市で事業を展開している特定非営利活動法人（NPO法人）は17法人です。

4. 前計画の進捗状況



(1) 前計画の評価結果

前計画において設定した 111 の「具体的な取り組み」に関する進捗状況を把握、評価し、本計画の策定に向けて取り組むべき内容を示します。

評価にあたっては、「A：十分達成できた」「B：一部達成できた」「C：達成できなかった」の3段階評価で判定し、評価結果については、「A：十分達成できた」が 32.4%、「B：一部達成できた」が 67.6%、「C：達成できなかった」が 0.0%となっています。

評価区分	項目数	割合
A 十分達成できた	36	32.4%
B 一部達成できた	75	67.6%
C 達成できなかった	0	0.0%
合計	111	100.0%

また、基本目標ごとでみると、「A：十分達成できた」の割合が最も高いのは、「基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり」で 50.0%、「B：一部達成できた」の割合が最も高いのは、「基本目標2 地域福祉を支える人づくり」で 87.1%となっています。

基本目標	項目数	A	B	C
基本目標1 「我が事・丸ごと」の地域づくり	28	10	18	0
	100.0%	35.7%	64.3%	0.0%
基本目標2 地域福祉を支える人づくり	31	4	27	0
	100.0%	12.9%	87.1%	0.0%
基本目標3 住民の生活を支えるまちづくり	34	13	21	0
	100.0%	38.2%	61.8%	0.0%
基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり	18	9	9	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%
合計	111	36	75	0
	100.0%	32.4%	67.6%	0.0%

(2) 前計画の主な取り組み状況

① 「我が事・丸ごと」の地域づくり

● 地域力の強化

- ・いきいき地域支援員（コミュニティソーシャルワーカー※28）を配置し、総合相談窓口として、支援体制の整備を実施しています。
- ・市内7局の郵便局では、「暮らしの困りごと・悩みごとサポーター」として相談窓口を開設しています。
- ・生活に関連する事業所を訪問し、地域におけるさまざまな課題の把握や医療・福祉・介護の専門機関とのネットワーク構築を進めました。

● 見守りネットワークの充実

- ・郵便局等の金融機関や商業店舗等を訪問し、地域における課題把握と関係機関との連携の強化に取り組んでいます。
- ・道に迷う、またはそのおそれのある認知症高齢者等を早期に発見し、事故等の発生を防ぐために、関係行政機関や、身近な生活に関わる商店等の協力を得て、早期発見のための協力連携の確保・連絡網等の整備や認知症ケアの広報啓発等を目的として連絡会を開催しています。
- ・校区福祉委員会を中心に自治会、民生委員児童委員協議会等の市内主要団体の協力のもと、独居高齢者を中心に見守り・声かけによる個別援助活動、また登下校時の児童の見守り・声かけ活動を展開しました。
- ・安心して子育てができるように、生後5か月から1歳を迎えるまでの乳幼児のいる家庭を訪問協力員が訪問する乳幼児すこやか見守り支援を行っています。
- ・高石市社会福祉協議会において、公式LINEを活用した幅広い層への情報発信を行うとともに、SNSによる24時間相談受付を行っています。

● 小地域（福祉）活動の充実

- ・コロナ禍で休止していた活動もあるなか、少しずつ再開し、医療機関の専門職等の協力を得た新たな取り組みの展開も行いました。
- ・地域で孤立しがちな援護を要する方の集いの場として「いきいきサロン」の開催等によるグループ援助活動も実施し、「隣人同士が顔の見える関係づくり」を構築しました。

※28 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、地域福祉のための専門職のひとつで、地域福祉コーディネーターともいわれ、地域で困っている方を支援するために、見守りや相談に応じたり、サービスや住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行う。

● 地域資源の発掘・活用

- ・関係機関との連携や社会資源の活用の検討を行いました。
- ・生活支援コーディネーター※29 7名を配置（令和6年度からは統括生活支援コーディネーター1名を増員）し、コミュニティカフェの運営支援とカフェへのスタッフの派遣を行い、福祉課題やニーズ等を把握しています。
- ・小地域包括化推進委員会の設立・運営支援、小地域ネットワーク活動の校区福祉委員会活動を実施しました。

● コミュニティカフェの充実

- ・活動拠点づくりとして、コミュニティカフェの新規立ち上げ支援等を実施しました。
- ・高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、生活支援コーディネーターによる運営支援を行っています。

● 新たな居場所づくりの促進

- ・ひきこもりの当事者やその家族及び孤立や孤独を抱えた方の居場所として、「カフェたねまき」を開放し、必要があれば社会福祉士等が相談支援できる居場所づくりを実施しました。
- ・「アプラたかいし」において地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みるために、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場、住民の自主活動を促す場づくりを展開しました。

● 総合相談機能の充実

- ・「いきいき相談支援センター」を開設し、総合相談窓口として生活困難ケースの支援、市生活保護担当との連携、地域包括支援センター※30との協働等を通じて、市民から寄せられる相談に対応しています。
- ・多様化・複雑化した相談内容や課題に対しては、多機関協働事業の相談支援包括化推進会議により、関係者による情報交換・共有し、課題解決に向けた対応をしています。
- ・孤立ゼロプロジェクト事業による地域関係者と社会福祉協議会の訪問活動により、支援が必要な状況であるにもかかわらず、何らかの事情により自ら支援を求めることができず、また、つどいの場への参加等が困難である課題を抱えた住民に対し、直接的にアプローチすることで信頼関係を構築し、支援につなげる体制を構築しています（令和3年～令和5年で24,026世帯訪問、241世帯と相談等つながり構築）。

※29 生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす方のこと。

※30 地域包括支援センターとは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等が、その専門知識や技能を互いにかいしながらチームで活動し、地域住民とともにネットワークづくりや個別サービスのコーディネートを行う地域の中心的な機関のこと。

● 総合支援体制の構築

- ・ 地域住民の生活課題の早期発見や解決に向け、校区福祉委員による個別グループ援助活動や既存の社会資源（スーパー、郵便局等）との連携を強化しました。

● 自殺防止対策の充実

- ・ 悩み事や問題を抱えた方の相談窓口として、保健所や社会福祉協議会と連携しながら相談窓口の確保を図りました。
- ・ 民生委員・児童委員の訪問活動や孤立ゼロプロジェクト事業の実施にあたり、少しでも何か気づきがあったり、悩み事・困りごと等を受けた時には、相談窓口につなげるよう、周知・啓発を行いました。
- ・ 自死遺族への支援として、関係機関への連携や、相談窓口の情報提供を行いました。

② 地域福祉を支える人づくり

● 地域活動者の発掘・育成

- ・ 民生委員・児童委員の確保に努めるとともに、研修会への参加や管外研修など、知識習得の機会に努めました。
- ・ コミュニティカフェ等を対象としたボランティアポイント事業を実施し、地域福祉の新たな担い手の確保を進めています。
- ・ 介護者家族の会の運営支援や子育てサロンの開催、交流会等を開催しました。
- ・ こども会カーニバルやオセロ大会など、高石市こども会育成協議会の活動を支援しました。

● ボランティアの発掘・育成

- ・ ボランティア・市民活動センターとして活動を展開し、市内ボランティア・市民活動の啓発や広報及び交流の場として、ボランティアフェスティバルを開催しています。
- ・ 親子で参加するボランティアを企画し、楽しみながら体験してもらうとともに、親子間で同じ体験をすることによるお互いの新たな発見や気づきを体験してもらいました。

● 多世代交流の推進

- ・ 校区福祉活動において、世代間交流の実施や小学生が参加しやすいラジオ体操の企画等により、ふれあいネットワークの輪を広げる活動を行っています。

● 福祉教育^{※31}等の充実

- ・ 校区内の福祉事業所の協力のもと、誰もが安心して暮らせる、住みよいまちづくりを目指し、小学生・中学生・専門学生を対象に福祉教育を開催しました。

※31 福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的としている。

● 各種養成講座の充実

- ・誰もが住み慣れた地域でその方らしい生活ができ、また地域福祉活動に対する理解を深めてもらうために、市民・学生を対象に講義や認知症サポーター養成講座を開催しました。

● 福祉・学習会・イベントの充実

- ・ボランティアグループの交流会や介護者家族の会の開催など、情報交換や当事者同士での交流の機会を確保しました。
- ・ボランティア同士の交流や情報交換、高齢者等の居場所づくりを目的としたボランティアサロンを開催しました。

● 情報提供・発信の充実・工夫

- ・広報紙、市ホームページ、各種会議やイベントでの周知等、多様な情報手段の活用に努めました。
- ・社会福祉協議会では、ホームページに加え、公式LINE及び老人福祉センターの公式LINEを作成、またボランティア活動等の紹介のための公式インスタグラムも作成するなど、タイムリーな情報発信を行っています。

● 福祉人材の資質向上・スキルアップ

- ・保育士就職支援補助金交付事業により、市内認定こども園で雇用される保育士を支援し、潜在保育士の復帰を促し、専門人材の活用につなげています。
- ・退職後の高齢者等の生きがいづくりの推進や、専門人材の活用を図るため、企業とのマッチングを行う人材バンク事業を実施しました。
- ・女性活躍研修やOJT^{※32}研修、各種研修情報の周知など、職員のスキルアップに努めています。
- ・ボランティアセンターで登録ボランティアとボランティアを依頼される施設や団体等とのマッチングを実施しています。

③ 住民の生活を支えるまちづくり

● 福祉サービスの提供・充実

- ・本市の各種福祉計画に基づき、必要なサービスが適切に提供できるよう、福祉事業所に対して指導・助言・調整等を行いました。
- ・「障がい福祉のてびき」及び「高齢者福祉ガイドブック」について、適宜見直しを行い、各種福祉制度の周知を行いました。
- ・介護保険制度全般の案内冊子「すこやか介護保険」及び認知症に関する啓発のための「認知症ケアパス」を作成し、制度内容の周知に取り組んでいます。
- ・高齢者が抱える不安や悩みの多様化に対応するため、医療と介護の連携を含めた相談機能の充実・強化を図るとともに、各相談窓口の周知・啓発に取り組んでいます。
- ・介護予防の一助となるよう、シニアクラブの活動や街かどデイハウス事業等を支援しました。

※32 OJTとは、On-the-Job Trainingの略称で、職場での実務を通じて知識やスキルを習得させる育成手法のこと。

- ・地域包括支援センターでは、専門職（リハビリ専門職・保健師等）による後方支援や、運動ツールの紹介など、身近な地域で介護予防に取り組める環境づくりに努めました。

● 福祉サービス等の質の向上

- ・さまざまな相談に対応できるよう、接遇研修等を職員に対し定期的の実施しました。
- ・地域密着型サービス連絡会の他、地域包括ケア支援センター事業として、多職種連携会議を実施しており、介護保険制度に限らない情報交換・交流の機会づくりに取り組んでいます。

● サービスの評価システムの充実

- ・地域密着型サービス事業所における運営推進会議など、各事業所における実質的な外部評価が実施されています。
- ・サービスの利用に関する苦情等を、事業所と共有し、必要に応じて助言、指導を行いました。
- ・介護保険サービス等に関する苦情については、大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会と連携を図り、また必要に応じ介護サービス事業所からの報告を求め、苦情の解決と適切なサービスの提供及びサービスの質の向上につなげるように努めています。

● 人権啓発の充実

- ・人権ポケットブックや啓発物品を配布するとともに、パネル展の実施や広報たかいしに掲載の「まっぼっくり」において、さまざまな人権課題について啓発を行いました。
- ・毎年「人権を考える市民の集い」を開催し、人権課題について啓発を行うとともに、人権協会や事業所、人権教育推進連絡協議会の総会等で人権啓発の研修会を実施しました。

● 人権相談体制の充実

- ・令和6年度から相談事業については市の直営事業となり、人権相談員1名、女性相談支援員1名の2名体制となり、相談体制の充実を図りました。
- ・チラシやホームページ、広報紙などにより、相談窓口の周知を行いました。

● 成年後見制度等の利用促進

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業^{※33}等を紹介し、利用を働きかけました。
- ・支援調整会議を行い、判断能力に不安がある方等の見守りを行いました。

● 再犯防止等支援の取り組み

- ・出所した方やその家族に対して偏見や差別をすることがないように啓発に努めました。
- ・市内3駅での啓発物品の配布による広報啓発、社会を明るくする運動・高石市青少年健全育成市民大会等を実施しました。
- ・更生保護サポートセンターを設置し、保護司の処遇活動支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動の企画、更生保護に関する情報提供等を実施しています。

※33 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

● 虐待等相談体制の充実

- ・ 広報紙、チラシ、ポスター等により、虐待やDV^{※34}等に関する知識や通報窓口、対応方法等の周知に努めました。
- ・ 関係機関との連携を強化し、虐待やDV等の早期発見に努めました。
- ・ 女性相談支援員を配置し、専門性の強化に努めるとともに、貝塚子ども家庭センターや相談機関等と連携し、虐待やDV等の予防、早期発見、防止を図り、研修を充実させました。
- ・ パープルリボンを作成して、職員に配布するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展を市役所ロビーで開催し、パープルライトアップ^{※35}を行うなどの啓発に努めました。
- ・ 児童虐待防止推進月間（11月）に、オレンジリボンの配布・着用し、市役所庁内をはじめ、関係機関に啓発用幟旗の設置を行い、リボン運動の理解促進に努めました。

● 外出・買物支援等の充実

- ・ 高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児を連れた方等が、買い物や通院等、安全で円滑に移動できるよう、福祉バス「らくらく号」の運行をしています。
- ・ 福祉バスについて、利用者の利便性向上を図るため、令和5年度に実施したアンケート結果等を踏まえ、令和6年度に日曜日運行や運行時間の1時間前倒しの実証実験を実施しました。
- ・ 近隣に商店や商業施設等がない地域で、不便なく日常生活用品が購入できるよう、社会福祉協議会が事業者と連携し、令和6年4月より買い物支援事業として、週に1度、移動販売車にて市内12箇所を回り、食料品や生活必需品の販売を行っています。
- ・ ボランティア連絡会の「町の便利屋さん」において、買物支援等を行っています。

● 有償サービスの展開

- ・ ファミリー・サポート・センターの充実を図るため、研修やサポート体制の充実を図り、気軽に依頼・利用できるよう、広報・啓発活動の支援を行いました。
- ・ 「町の便利屋さん」の活動について紹介し、利用促進を図りました。

● 生活困窮者自立支援の充実

- ・ 孤立ゼロプロジェクト事業により早期発見、また世帯全体の複雑化・複合化した課題を包括的に受け止める総合的な相談体制を設け、困難事例等に関するケース検討や支援プランを作成し、伴走的支援を実施しました。
- ・ 高校進学を目的とした支援対象世帯の生徒への学習支援を行うとともに、生徒やその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じる等、日常生活への支援や相談支援を行う高石市学習支援・生活支援事業を実施しました。

※34 DVとは、Domestic Violence の略称で、夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある(あった)者からの暴力のこと。

※35 パープルライトアップとは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、さまざまなタワーや建物などを紫色にライトアップする内閣府の取り組み。

④ 安全・安心に暮らせるまちづくり

● 防犯・安全の取り組みの充実

- ・警察と連携し、防犯カメラの設置や高齢者施設等において交通安全啓発活動を実施しました。
- ・PTA連絡協議会合同パトロールを実施し、発見した危険箇所について点検を行い、必要に応じて適宜改善を実施しました。
- ・関係団体と協力し、防犯に関するポスター・懸垂幕の掲示やのぼり旗の作成など、防犯啓発活動を行い、また、防犯グッズの配布を行い防犯意識の高揚に努めました。

● 防災体制の充実

- ・地震津波総合避難訓練、防災シンポジウム、出前講座を継続実施し、意識啓発を行うとともに、防災・減災の取り組みを充実させました。
- ・地区防災計画の作成や防災訓練等を通して、自主防災組織と避難行動要支援者との関係作りの構築を促しました。
- ・自主防災組織における地区防災計画の作成を促し、災害時備蓄品配備の加速化を図るため、府市で定める備蓄品目及び目標に沿って必要数の確保を推進しました。

● 消費者対策の充実

- ・警察等と協力し、高齢者に対して特殊詐欺対策機器の配布、自動通話録音装置の貸し出しを行いました。
- ・市内小学校の4年生に消費者教育に関するパンフレットを配布し、また、市民向けに出前講座や消費者力アップ講座を実施しました。

● 生活環境の整備・充実

- ・段差解消や手すりの設置等に活用できる介護保険住宅改修により、住環境の改善を支援しています。
- ・生活困窮者一時生活支援事業として、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間、市営住宅等を宿泊場所として供与し、食料品の提供等を実施しています。
- ・庁内に子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援施策を推進しました。
- ・基幹相談支援センターを新たに設置し、課題や問題の把握に努めました。

● バリアフリーの推進

- ・大阪府福祉のまちづくり条例に基づき協議を行うなど、バリアフリー化を推進しています。
- ・多様性等について理解が深まるよう職員に対し人権研修を定期的 to 実施しました。
- ・「ヘルプマーク」を窓口で配布したほか、ホームページでも周知を行い、誰もが安全に安心して地域で生活できるよう、思いやりの意識の醸成に努めました。
- ・妊娠届を提出した妊婦に「マタニティマーク」を配布し、普及・定着を図り、思いやりの意識を高めました。

5. 高石市の地域福祉を取り巻く課題の整理



(1) つながりの再生・創出

- 【統計データ】1世帯あたり人員は減少傾向であり、核家族化が進行しています。また、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向であり、見守りなどの地域福祉活動をさらに充実していくことが求められています。
- 【アンケート調査結果】地域による自主的な助けあいや支えあいの関係が必要だと思う方の割合は84.5%と大多数を占めています。一方、現在の近所との関係については、あいさつ程度が53.3%と半数を超えており、年齢が若いほど高い傾向にあります。
- 【アンケート調査結果】不安や悩み、孤立している方や気がかりな方に気づいたとき、市や社協での多様な相談を総合的に受け付けてもらえる(53.2%)に次いで、身近な地域で相談できる場所があれば解決に向け行動ができるという方が44.3%います。
- 【アンケート調査結果】日常生活に不自由があったときに、地域の方に手助けをしてほしいことや、地域や隣近所で、日常生活で困っている家庭があった場合に手助けができることについて、「安否確認の声かけや見守り」が最も高く、安否確認できるような関係づくりが求められています。
- 【アンケート調査結果】福祉事業所及び福祉関係者では、地域活動や地域福祉の取り組みをもっと活発にしていくために必要なこととして、「あいさつや声かけなどが気軽にできる顔見知りの関係を広げること」が71.5%、69.4%と最も多く、次に「誰もが気軽に立ち寄れ、楽しく過ごせる居場所を増やすこと」が56.9%、52.9%となっています。
- 【前計画の取り組み状況】孤立ゼロプロジェクト事業において、約240世帯の困りごとを抱えている世帯を見つけ、つながることができています。悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に見つけ、孤独・孤立状態を予防するアウトリーチ※36による取り組みを継続的に実施していく必要があります。
- 【地域懇談会での検討結果】コロナ禍で一旦分断されてしまった地域での日頃のつながり、見守りの重要性について再認識されました。地域でのつながりづくりと見守り体制の新たなあり方について考えていく必要があります。

【課題】

- 身近な地域で相談ができる場所が必要とされています。
- 若い世代との交流や福祉事業所との交流など、関係性を広げることも必要です。
- 近隣や地域における人間関係を構築するため、地域の行事や活動に参加するなど、周囲の人を知り、また周囲の人に知ってもらうことが重要です。
- 孤立ゼロプロジェクト事業や見守り活動などの孤立・孤独解消に向けた活動の普及・啓発などを実施していくことが重要です。

※36 アウトリーチとは、支援が必要であるにも関わらず届いていない方に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけること。

(2) 支援が必要な人だけではなく、広く地域住民に情報を提供・発信

- 【統計データ】療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者、要支援・要介護認定者は増加傾向で推移しています。支援が必要な方が適切なサービス利用につながるよう、障がい福祉サービスや介護保険事業などの周知を強化する必要があります。
- 【アンケート調査結果】地域で孤立を感じている方の割合は19.7%となっています。また、地域に孤立している方や気がかりな方を知っている割合は6.7%となっていますが、その方に対して「気にかけて見守っている」が44.3%で最も高く、次いで「どうすればよいかわからない」が25.7%となっており、本市が実施している支援やサービスが十分に周知または理解がされていない可能性があります。
- 【アンケート調査結果】地域の情報の入手方法について、「市の広報紙やホームページ、LINEなどから」が67.3%で最も高いですが、次に「自治会や町内の回覧板から」が38.8%となっており、市や地域からの情報発信から情報を入手している状況が伺えます。
- 【アンケート調査結果】高石市社会福祉協議会の活動内容を知っている方は23.1%であり、名前は聞いたことはあるが活動内容を知らない方は48.1%、名前も活動内容も知らない方が28.4%います。特に40歳未満の方の認知度が低い状況にあります。
- 【地域懇談会での検討結果】居場所、取り組み、活動を知ってもらえるような案内、広報、情報発信の方法の工夫が必要です。

【課題】

- 市の広報紙やホームページ、LINE、自治会・町内の回覧板など効果の高い方法を活用し、積極的に情報提供していく必要があります。
- 若い年代の方にも福祉活動等を知っていただけるよう、SNSなど複数の広報媒体を積極的に活用するなど、情報提供方法について検討していく必要があります。
- 多世代の方にご覧いただけるよう、わかりやすい内容に努めることや、必要な情報をすぐに探ることができるようにするなど、情報発信内容について検討していく必要があります。

(3) 新たな担い手の確保

- 【アンケート調査結果】地域福祉の推進の課題について、「役員などのなり手がいない・固定化していること」が86.0%で最も高く、次いで「新たな参加者（特に若者）がいないこと」が71.3%と高い数値となっています。地域福祉活動の担い手不足が活動を維持するための最も重要な課題であり、また新たな参加者を増やしていくことも、新たな担い手を確保していく上で重要です。
- 【アンケート調査結果】地域活動やボランティア・NPO活動などへ現在参加していない方の理由として、「仕事や家事などが忙しくて時間がない」が49.0%と最も多いですが、次いで「きっかけがない」34.4%、「情報が入ってこない」28.9%と、活動に参加するためのきっかけづくりや、やってみたいと思うような福祉活動の魅力などの情報を発信することが必要です。
- 【アンケート調査結果】コミュニティカフェ等で実施しているボランティアポイント制度について、導入することで「新たな担い手の発掘につながる」が最も高く35.6%、「担い手のやる気が高まる」30.6%、「ボランティア活動に対する市民の意識が高まる」30.5%となっています。
- 【アンケート調査結果】各種福祉事業所においても人材不足となっており、ボランティア等の協力を求める声があります。
- 【地域懇談会での検討結果】地域活動に参加してくれる人材の不足、リーダーの高齢化が顕著です。
- 【前計画の取り組み状況】自殺防止対策の充実に向け、専門的な知識をもった職員の育成を図るとともに、ゲートキーパー^{※37}養成講座の開催方法等については検討する必要があります。

【課題】

- 地域共生社会では、高齢者や障がい者を含む、あらゆる住民が”新たな担い手”として自らの個性や能力を活かしつつ、役割を持って、支えあいながら自分らしく活躍できることが必要とされています。
- 担い手の発掘及び育成や活動支援など、より多くの担い手が活躍できる仕組みづくりと継続して活動できる体制づくりが必要になります。
- 各種ボランティアの魅力を発信し、市民のボランティアへの意識が高まるような仕組みを検討していく必要があります。
- ボランティアポイント制度について、福祉事業所等も含めた担い手不足のさまざまなボランティアへ拡充し、ボランティア活動のきっかけとして充実させていく必要があります。

^{※37} ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる方のこと。

(4) 防災対策の強化

- 【アンケート調査結果】今後、重点的に取り組むべき高石市のまちづくりの取り組みについて、「南海トラフ大地震や大型台風などに備えた『防災対策』」が最も高くなっており、防災に対する関心が高いことがわかります。また個別避難計画について、知っている方の割合はわずか 6.7% でした。
- 【アンケート調査結果】地域で最も必要だと思う災害に対する備えについて、「隣近所や自治会など住民同士の日頃のつながり合いと助けあい」が 58.4%と最も高く、次に「高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方たちへの支援体制の整備」が 50.2%と高くなっています。
- 【アンケート調査結果】福祉事業所における災害時の避難誘導に際して、地域などと話し合いをしている事業所は 34.9%であり、連携・協力体制ができていない事業所は 62.6%となっています。
- 【地域懇談会での検討結果】いざというときに異変に気づけるのも日頃のつながりがあってこそ。日頃の住民としての取り組みや活動の中で、顔の見える関係をつくることが大切です。



【課題】

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定が求められています。
- 災害時に備えて、互いに協力するため、地域と福祉事業所との連携を進めていく必要があります。
- 市の防災に対する取り組みや、防災関連情報などを地域に周知していく必要があります。

第3章

地域福祉の展開方向

1. 基本理念



本市では、地域福祉を推進するためのさまざまな施策を展開してきましたが、少子高齢化や核家族化等の社会構造の変化、地域の関係性の希薄化等に起因する社会的孤立や制度の狭間の問題、複合的な課題といった既存の制度では解決することが難しい課題への対応が引き続き必要です。

地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいを持っていく「地域共生社会」の考え方を踏まえ、これまで以上に地域福祉を推進することが必要であり、これまでの計画で掲げた基本理念を発展させ、すべての人が主体的に地域に関心を持ち、お互いが助けあい、支えあいながら暮らせる地域社会の実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

ともに つながり 支えあうまち たかいし



ともに

高齢者や障がい者、子ども、事業所で働く方なども含むあらゆる高石の住民が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、各々の役割をもつことです。

つながり

生活や暮らしで困ったときや悩んだ時などに気軽に相談したり、さりげない声かけのような温かい見守りなど、孤立せず日常的にやりとりできる関係の構築ができています。

支えあう

自分一人では解決できないことを、地域社会を構成する地域住民、行政、各種団体、関係機関、福祉事業所などが互いに連携・協働し、解決することです。

2. 地域福祉の展開に際しての基本的な視点



計画の策定にあたっては、以下の視点を踏まえて施策の具現化を図ります。

(1) 誰もが役割を持ち、いきいき暮らせるまちを目指す

近年、高齢者や障がい者、児童などへの虐待、ひきこもりなどの社会的孤立^{※38}、8050 問題、認知症高齢者などを狙った消費者トラブル、災害時の要配慮者の支援、ヤングケアラーなど、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

これらの課題解決に向けて、人と人とのつながりを基本とした困った時に助けあい・支えあうことができる「顔の見える関係」をつくり、地域でのつながりを構築していくことが重要です。

(2) すべての人が自らの事として捉え、行動する

すべての市民が地域福祉を身近な問題と捉え、自らその課題解決のため、福祉サービスの受け手であると同時に担い手でもあるという認識を持ち、他人事になりがちな地域づくりを地域住民が自らの事（我が事）として地域福祉活動に主体的に参加・協力していく人材を育成していくことが重要です。

(3) 公民一体となって地域福祉に取り組む

地域住民の福祉課題が複雑化・複合化する中で、自治会や校区福祉委員会をはじめ、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会、行政などそれぞれが、地域福祉の重要な担い手であることを再認識するとともに、その役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことが重要です。

(4) SDGs を踏まえた地域福祉の展開

SDGs の 17 のゴール（目標）のうち、地域福祉との関連が特に深い「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の趣旨を踏まえて取り組んでいくことが重要です。

また、SDGs の推進から、多様性（ダイバーシティ）や社会的包摂（インクルージョン）の概念も注目されています。

■ SDGs の 17 のゴール（目標）のうち、地域福祉と関連の深い 7 つのゴール（目標）



^{※38} 社会的孤立とは、家族や友人、地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。

3. 基本目標



基本理念の実現を目指し、基本的な視点を踏まえ、この計画を推進するために3つの目標を設定します。

(1) とともに “いきる” 「地域づくり」

自治会や校区福祉委員会をはじめ、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会、行政など、地域福祉の担い手が地域を構成する一員として、多様な関わりやつながりを回復し、助けあい・支えあう仕組みづくりや活動の推進を図ります。

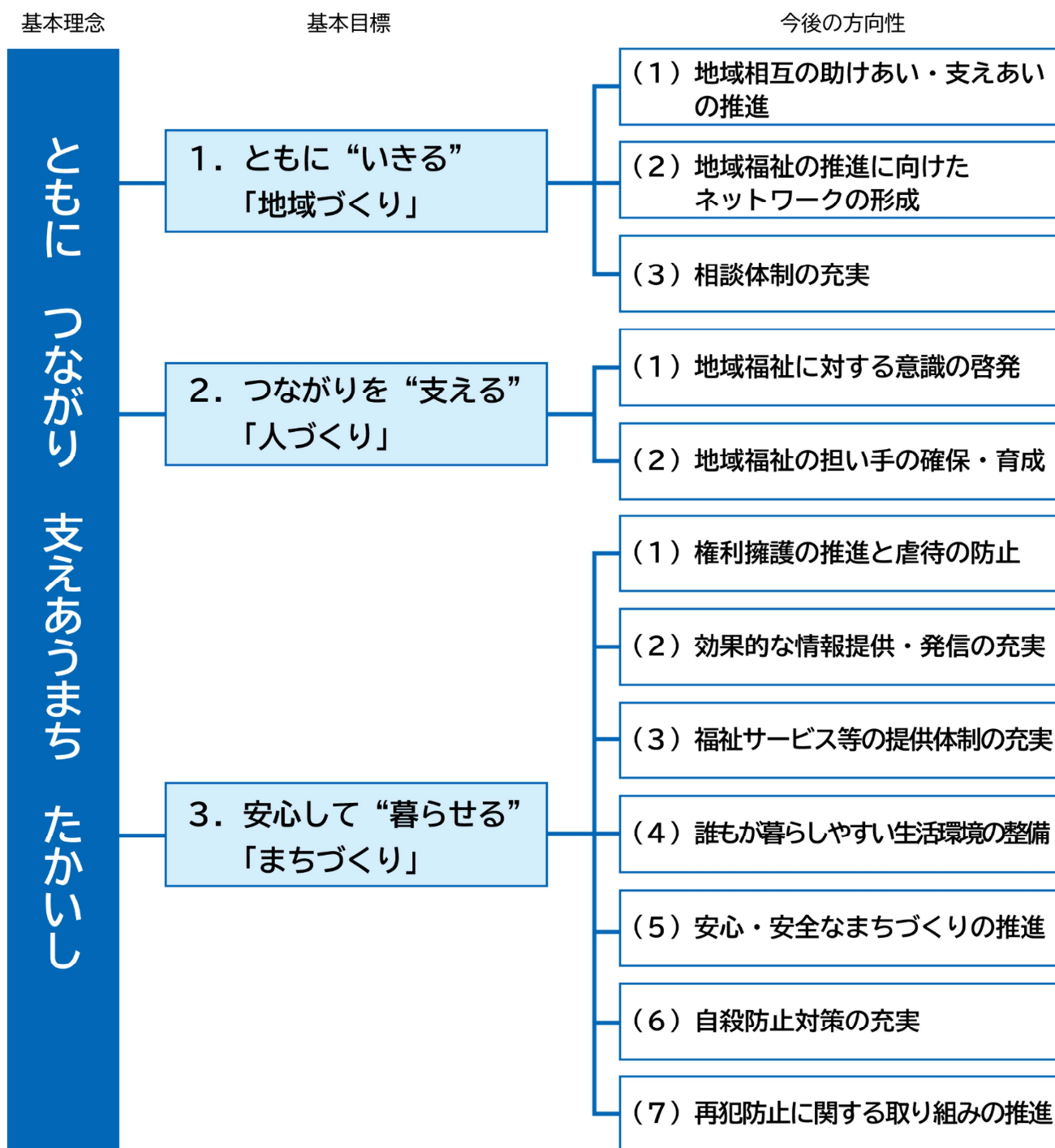
(2) つながり “支える” 「人づくり」

市民の福祉に関する意識の醸成に向け、福祉に関する学習機会の提供や福祉教育の取り組みを進めます。また、地域福祉人材の発掘・育成を図ります。

(3) 安心して “暮らせる” 「まちづくり」

支援が必要な方だけではなく、広く地域住民に必要な情報を効果的に得られるように支援する仕組みづくりや、気軽に相談ができ、各関係機関の連携による相談支援体制の充実、防犯・防災体制の充実、災害時の支援体制づくりを進めていきます。

4. 施策体系



第4章

施策の展開

基本目標1 ともに“いきる”「地域づくり」

現状と課題

- 日常的な地域のコミュニケーションを通じて、お互いがそれぞれの生活を尊重するとともに、助けあい・支えあう関係を再生・創出していく必要があります。
- 地域で充実した生活を送るためには、生きがいを持って生活することが欠かせません。そのためには、地域行事への参加、趣味の活動を通じた仲間づくり、つながりづくりが欠かせません。
- 役割を持って生活することや、活躍できる場があることも、地域で一人ひとりが自分らしく生活するためには欠かせない要素であるため、地域行事や伝統文化の継承などの機会を積極的に設けることが必要とされます。
- 高齢化の進行などに伴って福祉的な支援の必要性が高まる一方、ひきこもりやヤングケアラーなど、福祉分野以外との連携も必要な課題についても顕在化してきており、教育分野や人権分野など、分野横断的な連携が可能な体制を強化していく必要があります。
- ひきこもり、8050 問題など、既存の相談体制、支援体制、制度では対応できない課題もあります。また、表面化しているものもあれば、表に出てこないことから、長年課題として把握されず複雑化するケースもあります。それぞれの世帯が抱える課題を深刻化させないためにも、身近な地域で、「複合した課題」を丸ごと受け止めて対応する体制が求められています。
- 地域課題の解決にはその課題の要因を理解することが重要です。そのために地域課題に係る把握のための手法の検討や、課題解決のための学び、さらには話し合いも必要です。
- 本市では、これまで地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと地域づくり」として P38～P40 に掲載のとおり、小地域ネットワーク活動やコミュニティカフェなどの交流の場の充実やコミュニティソーシャルワーカー（C S W）を配置した総合相談窓口の整備、多様化・複雑化した生活課題に対応するため、多機関協働の相談支援包括化推進会議の設置、孤立ゼロプロジェクト等を進めてきました。

(1) 地域相互の助けあい・支えあいの推進

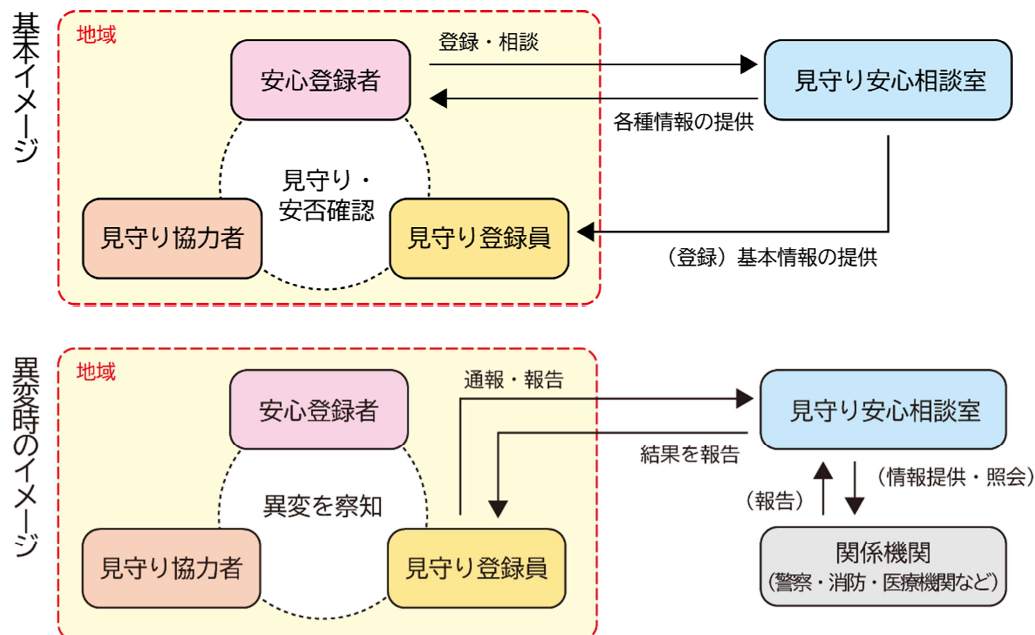
住民同士が互いに助けあい、支えあえるようなつながりを形成するために、地域でのふれあいの場の充実に努めます。

① 新たな見守り安心の仕組みづくり

- 地域との関わりの少ない方と日常的に関わることで安心感を醸成するとともに、事故や事件・病気などに際して、各種情報を提供することで迅速かつ適切な対応を図るため、『(仮称) 見守り安否確認システム』を構築します。
- 365 日・24 時間の連絡・問い合わせ等が可能となるよう、福祉施設等と協定を締結するなど、“見守り安心相談ネットワーク”としての展開を進めます。また、ひとり暮らし高齢者などの孤立死を防ぎ、緊急時に鍵を使って家屋内に立ち入ることができるよう、「緊急時鍵預かり事業」の導入を検討します。

■ 見守り安否確認システム

新たに設けた「見守り安心相談室」(運営主体：高石市社会福祉協議会)は、「安心登録者」に関する各種情報を一元的に管理し、相談対応や各種情報の提供などを行い、異変・緊急時には、関係機関に連絡し、迅速な対応を図るとともに、個別避難計画との一体的な運営を図ります。



システムの説明

- ・「安心登録者」(ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、昼間時独居高齢者、その他見守りを希望する方)は、医療や福祉サービス、緊急連絡先などの情報を登録する。
- ・「見守り登録員」(民生委員・児童委員、自治会役員、校区福祉委員、シニアクラブ役員、安心登録の家族、福祉事業所など)は、「安心登録者」の日常的な安否確認や見守り活動(異変などの気づき)を行い、「安心登録者」の異変などを察知した時は、「見守り安心相談室」に報告・通報する。
- ・「見守り協力者」は、日常的な安否確認・見守り活動などに協力していただける地域住民、商店、事業所などである。

② 顔の見える関係づくり（見守りネットワークの充実）

- 地域の方々が知り合うきっかけとして、あいさつ運動を展開するとともに、地域に関わるさまざまな企業や事業所、福祉施設、学校教育施設などへ実践と協力を促進します。
- 保育所や幼稚園、認定こども園などの協力を得て、いきいきサロンやコミュニティカフェなどで、子どもや高齢者などの交流・ふれあいの機会を充実します。
- だんじりまつりや餅つきなどの伝統行事や風習などを次世代に継承するとともに、地域の多様な年代層が集い・交流できる機会を充実します。
- 老人福祉センター、障がい者ふれあいプラザ、コミュニティセンター、公民館などで、イベントを推進するとともに、公共施設の利用を促進します。
- 道に迷う、またはそのおそれのある高齢者などの登録を促進し、校区福祉委員、民生委員・児童委員、警察、医療機関、福祉事業所、民間企業などと協力して見守っていきます。
- 日常的な活動を通じて、援護や支援を必要とする方の状況などを把握し、異変を察知した時などにも必要な対応が図れるよう、日常的な見守りや安否確認など、小地域ネットワーク活動の充実を図ります。
- より多くの住民が地域での見守りや安否確認などに関わることができるよう、援護や支援を必要とする方、交流やコミュニケーションをとることが困難な方などの情報を共有化するために、タブレット端末などを利用したICTを活用します。

③ コミュニティカフェの充実

- 地域の誰もが、気軽に集い、交流できる場として、また、子どもたちや地域活動などに興味や関心のある方たちの活躍の場として、公共施設や福祉施設、空き店舗・空き家などの活用を検討します。
- 生活や福祉に役立つ情報の提供や健康や介護予防に関する取り組みの紹介など、新たな情報提供の場などとして、円滑な運営や充実を支援します。



④ 新たな居場所づくりの推進

- 高齢者や障がい者、子どもなどの新たな居場所、また活動の場などとして、小学校や公共施設、空き家・空き店舗などの活用を含め、こども食堂や学び塾、認知症カフェなど、新たな居場所づくりを検討します。
- 関係機関などの協力を得て、外国籍の方や外国にルーツを持つ方、地域とのつながりが弱い方などと、料理教室や食事会、文化祭など、食や文化などを通じたつながりの場づくりを検討します。
- 放課後等に安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動の活性化、健全な育成を図ることを目的として「子ども元気広場」を実施します。

(2) 地域福祉の推進に向けたネットワークの形成

地域相互の助けあい・支えあいがより活性化されるよう、地域のコミュニティについての周知・啓発、自治会や校区福祉委員会などの各種団体における活動の促進、住民同士の話しあいの場の提供、地域の活動拠点づくり・居場所づくりなどに努めます。

① 小地域（福祉）活動の充実

- さまざまな機会を活用し、地域の課題や問題を共有化し、地域の福祉資源や人材などを活用した地域独自の活動を展開します。
- 関係機関などの協力を得て、地域の誰もが安心して安全に生活できるよう、新たな助けあい・支えあいの活動を検討します。
- 地域が主体となって、地域の生活や福祉の課題・問題、気になっていることなどについて、気軽に話し合い、解決策を話し合う場・機会づくりを進めます。
- 日常的な見守りや安否確認など小地域福祉活動を通じて、それぞれが認識する問題や課題などを話し合う場・機会を確保します。
- データや各種情報、まち探検などにより、地域の福祉施設や福祉事業所、避難所、生活関連施設など、生活や福祉に役立つ施設や事業所などを確認・整理し、連携や活用などを検討します。
- 誰もが気軽に集まる場であるコミュニティカフェなどにおいて、福祉課題やニーズなどの発掘に努めます。
- 地域活動に誰もが気軽に参加・参画できるよう、小学校などにおいて、防災訓練や健康づくりイベント、伝統行事などの展開に努めます。

② ボランティア・NPO活動等への支援体制の整備

- ボランティアの発掘や育成、ボランティアグループの活動の拠点として、また入門講座や基礎講座などを実施し、登録者を拡充するとともに、ボランティアの需要と供給のマッチングを充実します。

- 福祉ボランティアや災害ボランティア講座などを充実し、修了生のボランティア登録を促進します。
- 補助金や助成金に関する情報の提供をはじめ、資材・機材の貸与、活動場所の紹介などを充実するとともに、団体やグループの活動紹介などに努めます。
- 地域活動やボランティア活動に関心や興味がある方などの活動のきっかけとして、地域や市民活動団体、ボランティア活動団体などの情報を提供します。
- 関係機関などの協力を得て、地域の伝統行事をはじめ、自然体験や野外活動などを企画・検討するとともに、地域のさまざまな行事やイベントを見直し、小・中学生が活躍できる場や機会の提供に努めます。

(3) 相談体制の充実

高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの分野別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な対応をするため、各相談窓口では、包括的に相談を受け止め、解決が難しい事例や複雑化・複合化した課題は関係機関等との連携や多機関協働での課題解決へとつないでいきます。

また、孤立ゼロプロジェクト事業や見守り活動などの孤立・孤独解消に向けた活動の普及・啓発を実施します。



① 相談機能の充実

- 民生委員・児童委員や校区福祉委員などの活動を周知し、身近な地域での悩みや不安・困りごとなどを受け、解決を図ることができるよう、迅速に関係機関につなぎます。
- ひきこもり問題をはじめとしたさまざまな相談に適切に対応できるよう、情報収集に努め、福祉施設や事業所、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターなどの連携を強化し、相談機能を充実します。
- 各相談窓口において関係機関との連携を深め、必要な情報の共有と、緊急を要する際に速やかな対応ができる体制の構築に努めます。
- 相談業務に携わる職員だけでなく、さまざまな職員が業務の中で、福祉サービスが必要な方には相談窓口へ案内できるよう、また、さまざまな困難事例やケースなどにも対応できるよう、職員研修を充実します。
- 複雑・多様化した相談内容や課題などに対応できるよう、関係機関との連携を強化し、情報交換・共有などを充実します。

② 総合的支援体制の構築

- 小地域包括化推進委員会の展開をはじめ、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を中心とする包括的な支援体制の整備や相談拠点の拡充などを進めます。
- 複雑・多様化する福祉課題の解決に向け、相談拠点を充実するとともに、職員の相談スキルを向上し、横断的かつ包括的な支援ができる体制を整備します。
- 民生委員・児童委員、校区福祉委員会などからの相談に迅速に対応できるよう、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）や生活支援コーディネーター、地域包括支援センターなどを中心に、地域や保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、総合的なケアマネジメントの提供に努めます。

③ 身近な相談体制の構築

- 市内郵便局等に相談窓口を設けるなど、身近な相談体制の充実に努めます。
- 行政や社会支援等とのつながりが希薄な世帯を対象に、地域との協働により各世帯を直接訪問し、生活課題の確認を行い、相談支援の要否等を判断し、支援を調整します。



基本目標2

つながりを“支える”「人づくり」

現状と課題

- 出生率の低下とともに生産年齢人口が減り続け、少子高齢化が進展し、地域福祉を担う人材が不足しています。
- 地域共生社会の実現のためには、住民一人ひとりが地域福祉を推進する上で役割を担っているという意識をもつことが不可欠です。
- つながりを一人ひとりが持つためには、お互いに支えあって生活することができる関係を、身近な場所で築いていくことも大切です。私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのかなど、地域のことに関心を持ち、また身近な地域で人と人との交流を重ね、気軽に相談できる関係づくりを進め、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていく必要があります。
- 参加の裾野を広げることで、地域活動を一部の方が担うものという意識を変革し、みんなで分かちあって持続可能な地域活動を進めていくことが重要です。そのためには、福祉について学びきっかけや地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め、行動するきっかけづくりを進める必要があります。
- 地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティ^{※39}の方など、多様な住民が生活しています。また、人口減少や高齢化社会の進展とともに市民の価値観やライフスタイルも多様化し、それぞれが抱える背景や環境は変化しています。それぞれが違った特徴を持った地域の住民が、それぞれの個性を尊重していくためには、多様な存在を知り、お互いに認め合い、排除しない社会を築くことが求められています。そのためには、子どもから大人まで、福祉に関する知識の習得や多様な存在を知るための福祉教育が必要とされています。
- 本市では、これまで地域福祉を支える人づくりとして P40～P41 に掲載のとおり、ボランティアの発掘・育成や福祉教育・学習会・イベント等の充実等を進め、また令和6年7月からはボランティアポイント事業（ちょこっとたすけあいサポーター支援事業）により、福祉活動者の発掘も進めてきました。

※39 性的マイノリティ（性的少数者）とは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う方、性別に違和感をもつ方）、クィアまたはクエスチョニング（性的指向・性自認が定まらない方）などの方の総称として使われており、それぞれの頭文字とそれ以外の多様な性のあり方を包括する意味として+（プラス）を付け加えて「LGBTQ+」と表現することもある。

(1) 地域福祉に対する意識の啓発

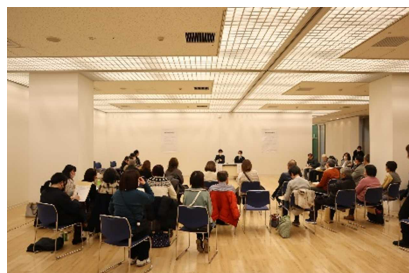
住民一人ひとりが、地域のつながりの大切さや地域福祉の必要性を周知するために、福祉教育や福祉体験活動等に取り組みます。

① 福祉教育の充実

- 小・中学校などにおいて、福祉事業所や当事者団体、ボランティアグループとの協働により、利用者等との交流・ふれあいなどを通じて、障がいのある方などの問題や支援方法などを学ぶ機会を充実します。
- 地域との関わりが少ない方などを対象に、地域の現状や福祉の取り組みなどを学ぶとともに、関係機関などの協力を得て、障がいのある方などが講師となり、障がいを取り巻く状況や課題などを理解する機会や交流の場、アイマスクや車イスなどを体験する機会を設定し、福祉意識の向上などに努めます。
- 支援を要する方、悩みや不安などを抱えている方などに関する課題を整理し、解決方策などを研究・検討する場を設定します。
- 寄附はボランティアと社会貢献の両輪であるという認識のもと、子どもたちが寄附について、正しい知識と理解を得られるよう、小・中学校へ情報提供に努めます。

② 研修会やイベント等の充実

- 地域福祉や福祉に関する最新の動向、他地域での取り組み事例などを学ぶ機会として、学習会や研修会などを開催します。
- 地域において、当事者団体や介護者や介助者などの家族、ボランティアグループなどとの交流や情報交換の機会を充実します。
- 当事者団体やボランティア団体、福祉事業所などと連携し、福祉機器や介護などを体験・実習する機会づくりを検討します。
- 関係機関と連携し、認知症サポーターやゲートキーパー、傾聴ボランティアなどの養成を図るため、大阪府などの専門講座や資格取得研修などに関する情報を提供します。
- 福祉事業所などの協力を得て、認知症や介護などの問題や対応方法などに関する研修会などを開催し、福祉に関する知識や経験を深めていきます。



③ 多様性・多文化共生に対する意識づくり

- 多様な文化を認め合い、ともに生きる多文化共生の考え方を、地域に広げていきます。
- 障がいや障がい者に関する正しい理解を深めるための周知・啓発を行うとともに、障がい者と地域との交流の場の拡大を図ります。
- 認知症になっても安心して生活できる地域を目指し、認知症に対する理解促進と予防に向けた地域づくりを推進します。
- 誰しもがヤングケアラーの当事者や関係者になる可能性があることを認識し、困難を抱えている家庭に早期に気づき、地域全体で支えることができるよう、ヤングケアラーについての理解促進に努めます。
- 援助や配慮を必要とする方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や「マタニティマーク」などの普及・定着を図り、誰もが安全に安心して地域で生活できるよう、日常的に温かく見守ったり、声かけやちょっとした手助けなど、思いやりの意識を高めます。

■ 援助や配慮を求めるマーク

ヘルプマーク	マタニティマーク
 他者からは分かりにくい身体の内部障がいや、病気、初期の妊娠状態などを、周囲の方に知らせる	 妊産婦であることを示す

④ 生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動の支援

- 市民が自主的に学習を進めることができるよう、生涯学習に関する情報提供の実施や相談機能の充実を行い、生涯学習活動の活性化を図ります。
- 芸術・文化活動に親しむ機会の充実を目指すとともに、高齢者や障がい者が気軽に参画できる環境づくりに努め、高齢者や障がい者の生きがいづくりや仲間づくりを推進します。
- 気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備を進め、スポーツ施設の機能強化を図り、スポーツ活動を通じた健康の増進と体力の向上、生きがいづくりを推進します。

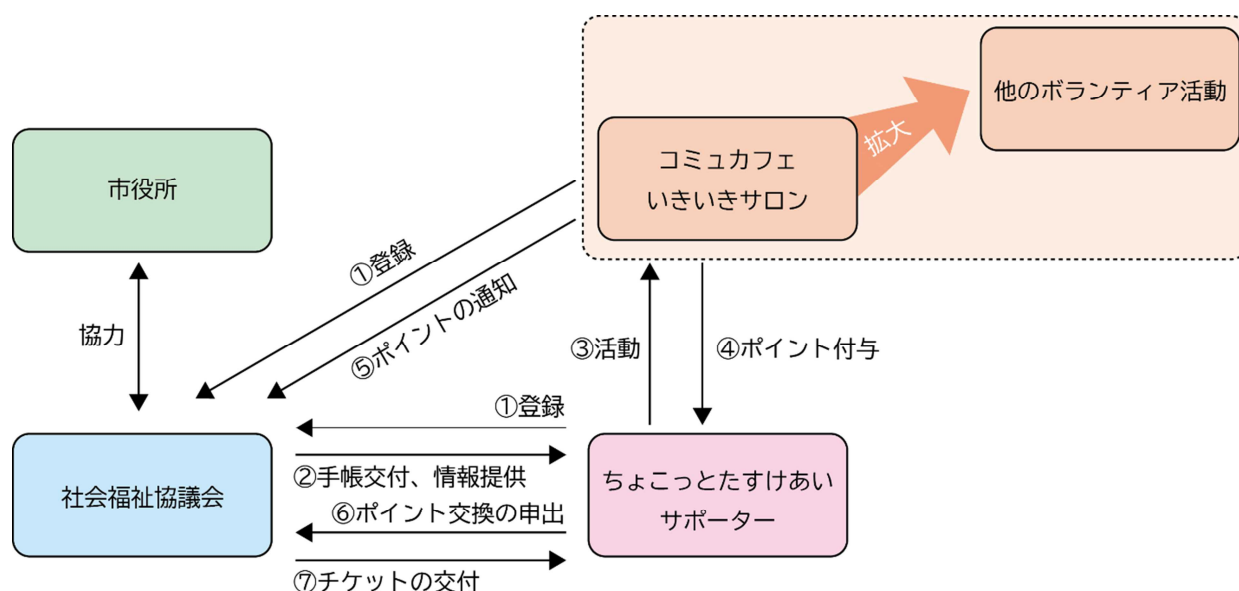
(2) 地域福祉の担い手の確保・育成

専門的な活動をしている方や福祉に関する活動団体とも相互に情報交換・連携し、ともに課題を解決していくことができる地域を目指します。

① ボランティアポイント事業（ちょこっとたすけあいサポーター支援事業）の推進・拡充

- いきいきサロンやコミュニティカフェでのボランティア活動に対してポイント付与する制度の推進により、いきいきサロンやコミュニティカフェにおける新たな担い手の確保、「つながり」のためのつどいの場づくりの充実、サポーターの介護予防や生きがいづくりの促進を引き続き図ります。
- 今後は対象となる事業を拡充することで、地域のさまざまな福祉活動への参加・協力を働きかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとして発展させていくとともに、ボランティア間の交流（つながり）を図ります。

■ ボランティアポイント事業（ちょこっとたすけあいサポーター支援事業）のイメージ



② 地域活動者の発掘・育成

- 自治会活動や校区福祉委員会活動などの活動内容の周知を図り、地域活動やボランティア活動に興味のある方へ地域行事やイベントへの参加を促し、地域活動への参画を依頼していきます。
- 地域の事情に精通し、困っている方に寄り添い、相談や援助などを行う民生委員・児童委員の確保に努めるとともに、多様化・複雑化する生活課題に関する知識やノウハウなどの習得を支援します。
- 日常的に介護や介助、子育てなどを行っている方たちが集い、それぞれの悩みや不安などを話し合い、助言や指導を行う機会・場を提供します。
- こども会やシニアクラブなどの活動が活発に展開できるよう、関係機関と協力し、活動内容などの情報発信を充実します。

③ 福祉人材の資質向上・スキルアップ

- 上位の職階や職務に就くための業務経験や能力などを明確にし、キャリアアップの道筋や就労意識の向上を図ります。
- 介護や保育職員が働きやすい環境の整備を推進することで、職員の定着に努めます。
- 介護やガイドヘルパーなどの資格取得、技能・ノウハウ・知識などを充実するため、資格取得や専門性向上のための講座や研修会、補助金や助成金などの情報を提供します。
- 認知症サポーター養成講座や傾聴ボランティアなどの専門性の高い講座の修了生の登録を推奨し、グループづくりを進め、必要とされる方の紹介・マッチングなどを実施します。
- 事業所や関係機関などの協力を得て、家族介護者や地域活動実践者などが介護技能やノウハウなどを学ぶ・体験する機会を提供します。



基本目標3

安心して“暮らせる”「まちづくり」

現状と課題

- 高齢者、障がい者、子どもをはじめ、誰もが不自由なく安心して安全に生活できるまちづくりが求められています。
- 誰もが等しく、必要な情報を必要な時に簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や関係者間の情報共有と活用の検討、デジタル社会の広がりを福祉分野に活用する取り組みが求められています。
- 地域で幸せに暮らし続けるためには、健康を維持することが不可欠です。健康で過ごせる期間をなるべく長く保てるよう、年齢を問わず健康づくりに取り組む必要があります。
- 高齢者が介護サービスを利用する前の段階で、介護予防やフレイル予防の観点から、身体・認知機能の維持などに努める必要があります。また、高齢者が医療や介護が必要になっても長年住み慣れた地域で安心して生活していくための支援体制が求められており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降においては、まさに喫緊の課題となります。
- 障がいのある方が日常生活を送る上での妨げとなる「社会的障壁」を除去するため、過重な負担とならない範囲での「合理的配慮」の提供が求められています。
- ライフスタイルや就労形態の多様化、就労時間の変化等を踏まえ、保護者の多様なニーズに対応していくことが求められています。
- 安全で安心したまちづくりに向けて、日ごろから災害に備える防災教育や、高齢者や障がい者等の要配慮者を含む避難住民に対する支援のあり方などについて検討を進めるとともに、交通事故被害者を減少させるために、日常的な意識の醸成や交通安全教室、広報などによる啓発が必要です。
- 本市では、住民の生活を支えるまちづくり、安全・安心に暮らせるまちづくりとして、P41～P44に掲載のとおり、福祉サービスの周知や適切なサービスの提供を始め、生活困窮者の自立支援事業や防災体制の充実、生活環境の整備・充実などを進めています。

(1) 権利擁護の推進と虐待の防止

住民・行政・関係機関がともに人権問題に目を向けられるよう、人権に関する研修や教育を実施し、住民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに取り組みます。

また、高齢者や障がい者（児）等に対する虐待やDV等を防止するとともに、これらの早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。

① 人権啓発と人権相談体制の充実

- 住民一人ひとりが人権問題についての理解や意識を高め、差別や偏見などを払拭できるよう、相談窓口の周知に努め、冊子などの配布や広報などを活用した啓発活動を充実します。
- 人権に関する悩みや心配事のある方、孤立した方などに関して、適切な相談窓口を紹介・案内したり、関係機関に連絡します。
- 人権協会など関係機関の協力を得て、地域や団体などを対象に、さまざまな人権問題に関する学習会などの開催に努めるとともに、人権に関するさまざまな相談については、市や人権協会など関係機関と連携し、その解決・解消に向けて取り組んでいきます。
- さまざまな人権に関する相談窓口について、情報を発信・周知するとともに、大阪府や関係機関との連携を強化し、職員研修や資質向上などを進めます。

② 成年後見制度等の利用促進

- 認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対して、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を紹介し、利用を働きかけます。
- 成年後見制度を適切に利用できるよう、申立てから利用までの情報提供や助言・指導を行う「成年後見支援センター」の設置を検討します。
- 当事者の家族や親戚などに後見人研修の受講を働きかけるとともに、一般市民を対象にした「市民後見人養成講座」の開講などを検討します。
- 権利擁護事業に関する学習会などを開催し、判断能力などに不安のある方などを日常的に見守るとともに、トラブルなどがあれば関係機関に連絡・通報します。

③ 虐待防止対策の推進

- 虐待やDV等に関する知識や通報窓口、対応方法などを周知し、虐待やDV等の発見、その兆しなどに気づいたら、迅速に通報窓口や相談窓口連絡・通報します。
- 関係機関との連携を強化し、高齢者や障がい者、児童の虐待、パートナー間のDV等の早期発見に努め、迅速かつ適切に対応します。
- 虐待やDVの予防、早期発見、防止を図るため、貝塚子ども家庭センターや相談機関等と連携し、専門知識の習得や研修などの充実、困難事例への対応や助言等、専門性の強化に努めます。
- 女性への暴力の根絶を訴える「パープルリボン」運動や児童虐待防止を訴える「オレンジリボン」運動などの周知を図り、各種リボン運動への参画を働きかけていきます。

(2) 効果的な情報提供・発信の充実

多様な手段・媒体による効率的な情報提供・発信に努めるとともに、庁内関係各課や関係機関・団体等との情報共有・管理を図ることにより、必要な情報がいつでもどこでも入手できるような体制づくりを進めます。

① 情報提供・発信の充実・工夫

- 福祉制度や福祉サービスなどの情報を迅速かつ的確に提供するため、広報紙やホームページ、LINE、自治会の回覧板などを活用し、積極的に情報提供を進めます。
- 高齢者向けのパソコンやスマートフォンの利活用講座などを開催し、さまざまな行事やイベントなどの情報発信・提供を充実していきます。
- 当事者団体やボランティアなどの協力を得て、わかりやすいリーフレットなどの作成、音声データや手話、支援者からの口コミによる情報提供などを進めます。
- 支援などを必要とする方に、必要な情報が行き渡るよう、保健・医療・福祉・就労・住宅・教育などと連携を強化し、広報紙やホームページ、訪問活動、各種会議やイベントなどで広報するなど、多様な情報手段を活用します。
- 若い世代などへ広く福祉活動等周知するため、SNSなどの広報媒体の活用を検討します。

② 情報共有・管理の徹底

- 支援や援護などを必要とする方の情報を地域や関係機関と共有できるよう、個人の状況に関する情報の管理を徹底し、運用方法について整備します。(見守り安否確認システム)

③ 情報アクセシビリティ^{※40}の向上

- 「高石市アクセシビリティガイドライン」に基づき、障がいの有無や年齢、環境の違いに関係なく、誰でも同じようにホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように努めます。
- 視聴覚に障がいのある方や外国人等、地域の情報を得るのに制約がある方に対しては、点訳や音訳、手話通訳、要約筆記等による情報保障やコミュニケーション支援及び多言語による翻訳資料といったさまざまな合理的な配慮により、情報提供を行います。

※40 情報アクセシビリティとは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが情報に簡単にアクセスして利用できること。

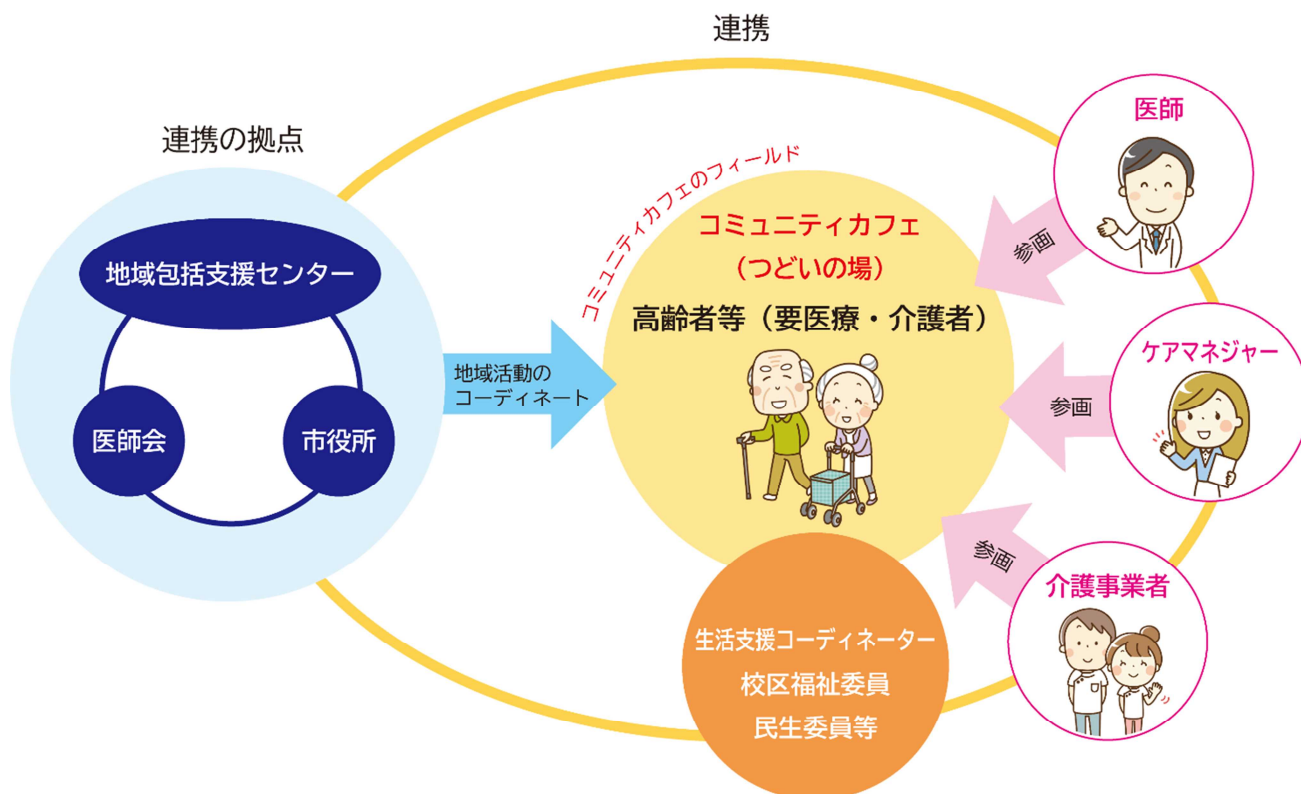
(3) 福祉サービス等の提供体制の充実

高齢者や障がい者、子育て家庭など利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービスの質の向上への取り組みを推進します。

① 健康づくりの推進と地域医療・介護の提供体制の充実

- 地域の健康づくりの推進のため、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）※41を用いた健康アプリの活用などにより、健康活動の推進や介護予防・フレイル対策の推進を図るとともに、健康イベントの実施などを通じて健康意識の向上を図ります。
- 地域の医療・介護の関係団体と市や地域包括支援センターが連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組みます。
- メンタルヘルス対策に関する情報の周知・啓発に努めます。
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を図り、市民の健康維持を促進するため、健（検）診体制の充実や小児医療の充実に努めます。

■ 高石市の医療・介護連携のイメージ



※41 PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）とは、生涯にわたる個人の健康・医療に関わる情報（個人の健康や身体の情報、健康・医療・介護などのデータ）のこと。

② 高齢者や障がい者への施策の推進・充実

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、必要なサービスが適切に提供できるよう、福祉事業所への指導や助言、調整に努めます。
- 介護保険制度等のサービスや障がい福祉サービスなどを周知するため、わかりやすいリーフレットの作成や出前講座などを行います。
- 支援やサービスの利用が必要な方が必要なサービスを利用できるよう、内容や対象者、利用方法などに関する情報を提供し、利用に向けた助言などを充実します。

③ 子育て家庭への施策の推進・充実

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要なサービスが適切に提供できるよう、福祉事業所への助言や調整に努めます。
- 子育て支援センターでは、子育てに関する支援やサービスの利用が必要な方が必要なサービスを利用できるよう、内容や対象者、利用方法などに関する情報を提供し、利用に向けた助言や指導を充実します。
- 妊娠届時に全数面接を実施し、妊婦の疑問や不安などの相談に応じ、必要な支援につなぐとともに、出産後も切れ目のない支援を行います。
- 生後2～3か月の乳児に対して、保健師・助産師・看護師・保育士等が「こんにちは赤ちゃん訪問」として訪問し、子育てに関する相談や必要な支援を行います。
- 1歳までの乳児がいる家庭に、研修を受講したボランティアが3回訪問する「すこやか見守り支援訪問」を行い、子育てに対する不安、悩みの把握や子育て支援の情報提供、乳幼児や保護者の心身の様子や子育て状況の把握、子育てに必要な物品等による金銭的支援を行います。



④ 生活困窮者への支援の充実

- 関係機関と連携し、経済的に困窮している方や、家族や健康などの問題を有する方、ひきこもりなど社会的に孤立している方などを早期に発見し、一人ひとりに対応した自立支援計画を策定し、包括的な支援を実施します。
- 子どもの貧困に対応するため、学習支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、こども食堂などの取り組みを支援します。
- 求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めます。

⑤ 福祉サービス等の質の向上

- サービスの利用に関する苦情や問題を福祉事業所などと共有し、職員・スタッフの資質向上、福祉サービスの改善や改良などを助言・指導します。
- 各種の相談窓口や専門機関などに関する情報を共有し、さまざまな相談に対応できるよう、また、サービスの質の向上や職員の接客能力などを向上するため、職員研修会や合同研究会などの開催を働きかけます。
- 福祉事業所が抱える課題や運営などに関する課題などの解決に向け、職員研修会や研究会の開催、情報交換・交流の機会づくりなどを検討します。
- 介護保険をはじめ、各種サービスなどの苦情相談窓口や大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」などを周知し、サービスや利用に関する苦情や問題を集約、改善・改良を促進します。

(4) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう、地域やボランティア・NPOなどが主体となり、生活支援のニーズに対応した取り組みを展開するとともに、公共施設だけでなく、地域の資源である公民館や集会施設など、身近な施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。

① 住みやすい生活環境の整備・充実

- 現在の住居に不便を感じている方などに対し、段差解消や手すりの設置などに活用できる介護保険制度や高齢者、障がい者に向けた住宅改造制度のさらなる周知を図るなど住環境の改善を支援します。
- 居住支援体制の構築に向け、関係機関との連携を進めます。
- 子ども家庭センター（こどもすこやかセンター）の設置など子育て支援施策を推進します。
- 高齢者や障がい者、子育て家庭などの生活に関する課題や問題などを把握・発掘し、福祉サービスで対応できていない生活に関するさまざまな支援を提供するため、新たな取り組みの立ち上げなどを支援します。
- 飼育しているペットのため、入院や災害時の避難などをためらう方の心配を解消するため、事業者や動物病院などの受入先や近隣での預かり先の確保に努めます。
- 情報収集や話し合いの機会などを充実させ、生活に関するさまざまな課題や問題の把握に努め、関係機関と連携し、解決方策を検討します。

② 外出・買物支援等の充実

- 高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児を連れた方などが、買い物や通院など、安全で円滑に移動できるよう、引き続き福祉バス「らくらく号」の運行に努めます。
- 近隣に商店や商業施設などがいない地域で、不便なく日常生活用品が購入できるよう、事業者などと連携し、引き続き移動販売を実施します。
- 買い物や通院などのために移動が難しい方などが円滑に移動できるよう、乗り合いタクシーの導入や近隣の方による送迎、買い物代行などの取り組みを調査・研究します。

③ 地域資源の活用

- シルバー人材センターやファミリー・サポート・センターなどの充実を図るため、利用者が気軽に利用できるよう、業務の開拓や広報・啓発活動を支援します。
- たかいし生活支援サポーター「町の便利屋さん」の取り組みを周知し、利用者や活動者の拡充を図ります。
- 市民が持てる能力や技能・経験などを活用し、日常生活での困りごとの解消や簡単な手助け・支援の取り組みが展開できるよう、ボランティア活動の意義を周知し、活動の展開を促進・支援します。

④ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

- 誰もが、安全・安心に移動でき、さまざまな活動が展開できるよう、歩道の確保や道路段差の解消、公園などの夜間照明の確保を図るとともに、商業施設や大規模施設などにエレベーターの設置を働きかけるなど、バリアフリー化を推進します。
- 「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、施設・設備の改善・改良を働きかけます。

(5) 安心・安全なまちづくりの推進

個人や家庭での災害時の備えや避難訓練への参加について啓発するとともに、地域住民の組織的な活動を支援し、災害時の体制を強化します。

また、犯罪を防止する取り組みを進めるとともに、身近に生じた事件や事故等に速やかに対応できるよう、地域での防犯体制づくりを進めます。

① 防災・減災対策の推進・充実

- 地域防災計画に基づきハザードマップなどを活用し、自主防災組織を中心に地域の各種団体などと連携・協力して、防災訓練や避難所開設訓練などの防災・減災の取り組みを推進します。
- 要配慮者や避難行動要支援者の把握等に努めるとともに、自主防災組織や福祉事業所などが中心となって、災害時における安否確認や避難所への避難誘導体制などを検討します。
- 避難路・避難所の確認、防災用品や備蓄品の購入、家具の固定など身近な防災の取り組みを促進します。
- 高齢者や障がい者などの要配慮者の個別避難計画の策定を地域や福祉関係者とともに進めます。
- 個別避難計画の必要性や効果を広く周知します。
- 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が安心して避難所生活を送れるように市内の福祉施設などに福祉避難所としての指定協力を求めます。
- 災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取り組みが円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者などの協力を得て、福祉避難所の運営マニュアルの作成に努めます。

② 防犯・交通安全の取り組みの充実

- 犯罪の抑止や事故の発生などを防ぐため、地域と相談・調整を行い、地域の暗がりや危険箇所などを確認し、夜間に人通りが多い場所などに防犯灯の設置を進めるとともに、警察と連携し、門灯の点灯などを周知広報するとともに、防犯カメラの設置を検討します。
- 警察などと連携し、違法駐車・駐輪の一掃に向けた啓発を充実するとともに、自転車の安全運転の講習会や交通マナー、ルールなどを学ぶ機会、自転車用ヘルメットの購入補助制度の充実や自転車専用レーンの設置などの安全対策を推進します。
- 交通事故の多発地点や危険箇所を発見、改善を働きかけるとともに、子どもの登下校の見守り活動をはじめ、防犯教室や訓練などのさまざまな取り組みを推進します。
- 防犯に関する資料や防犯グッズなど普及に努めるとともに、近隣への声かけをはじめ、犯罪に関する情報や不審者に対する警戒などを提供し、防犯意識の高揚に努めます。
- 警察などと協力し、特殊詐欺やマルチ商法などの被害に遭わないよう、特殊詐欺などに関する情報の提供や、近隣での被害の発生に関する情報、被害の未然防止に関する方策など、市民意識を啓発します。
- 小・中学校などでの消費者教育を充実するとともに、市民向けの消費者教育・講座を実施します。



(6) 自殺防止対策の充実

自殺対策計画

現状と課題

- 本市では、自殺はあってはならない死であることから、最終的な目標は「自殺者数0（ゼロ）」を目指します。前計画では令和10年における自殺死亡率を8.8以下にすることを数値目標とし、その中間年である令和5年までに10.6以下を目指していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年に自殺率が増加したこと等により、令和5年の数値は15.3と目標値を上回る結果となりました。今後、当初の数値目標である令和10年の自殺死亡率8.8以下を目指し、自殺対策の強化を図ります。

	基準値 令和元年	目標値 令和5年 (基準値15%減)	現状値 令和5年	目標値 令和10年 (基準値30%減)
自殺死亡率	11.6 (H25～H29の平均)	10.6 (H31～R5の平均)	15.3 (H31～R5の平均)	8.8 (R6～R10の平均)

- 自殺の多くは、家庭や学校、職場、健康問題などさまざまな要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、自殺対策を生きることの包括的な支援として、地域全体で推進・展開していく必要があります。
- 子どもからのSOSに対しては、周囲の大人がどのように受け止め、適切な支援につなげるか、普及啓発していくことも重要です。

今後の方向性と取り組み

市が主体となって、連携強化に取り組み、また、悩みごとや問題を抱えた方が深刻な状況に陥らないよう、地域全体で支えることのできる地域づくりを推進します。

① 地域におけるネットワークの強化

- 市や高石市社会福祉協議会が協力し、自殺リスクのある方には適切な相談先につなぐ等の支援を行うとともに、保健所、医療機関、警察等の関係機関や地域団体との連携を強化します。
- 悩みごとや問題を抱えた方が深刻な状況に陥らないよう、地域コミュニティにつなげるなど、地域全体で支えることのできる地域づくりを推進します。
- 民生委員・児童委員、校区福祉委員などによる相談活動や見守り活動を通じて、高齢者、独居者、障がい者、ひとり親家庭等で、悩みや問題を抱える方を早期発見し、地域福祉推進に関わる関係者で情報を共有するとともに、支援につなげるよう努めます。

② 自殺対策を支える人材の育成

- 自殺に対する認識と危機感を共有し、どの窓口の職員でも住民のSOSに気づき、速やかに連携・支援できる体制づくりを目指して、行政職員が相談能力を高め、必要時に専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるよう努めます。

- 相談窓口の職員は、自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）相談者に、専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役としての役割に加え、自死遺族への情報提供や対応も行えるよう、相談体制の充実に努めます。
- 地域全体の自殺リスクを低下させるため、市民を含むさまざまな関係機関・団体等へ気づき役やつなぎ役を担えるよう周知・啓発に努めるとともに、ゲートキーパー養成研修の企画・調整等を行います。

③ 市民への啓発と周知

- 児童生徒や教員などに対する情報提供をはじめ、市のイベント等を通じ、自殺に追い込まれるという心情や背景及び対策について、積極的に普及・啓発を行います。
- 自殺の現状と対策について情報提供を行うなど、理解を深めてもらう取り組みを実施します。

④ 早期発見と支援の推進

- 各種サービスの利用や支払いなどで窓口に来られた時に、生活課題を抱えていることが分かった場合は、必要に応じて相談窓口につなぐなど、深刻な状況に陥らないようにします。
- 人権侵害、差別問題、職場でのハラスメント、学校でのいじめ、また、性的マイノリティの人権問題など、さまざまな人権に関する悩みについて、人権擁護委員や人権相談員が相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、DV等に関する相談についても、助言や情報提供を行い、必要に応じて大阪府や警察等関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。
- ライフステージに合わせて、出産や子育て等についての支援、メンタルヘルス等の健康管理、仕事と家庭の両立ができるより良い職場環境づくりなど、個別のテーマに即して支援を推進します。
- 周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担がかかり、産後うつなど自殺リスクにつながる恐れもあるため、保護者が集い交流できる場を設けることで、子育てに伴う情報共有を通じて負担の軽減に寄与するとともに、危機的状況にある保護者を、子育て支援センターの相談員が、各種イベントや行事を通じて、早期に発見し、早期の対応につなげるよう努めます。
- 子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することにより、自殺リスクの軽減を図ります。

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進します。
- 各中学校において企業との連携を図ることで、将来の夢や目標を持てるようキャリア教育の推進を図り、就業時に直面し得るさまざまな勤労問題についても併せて指導するように努め、将来、就業し問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、早い段階から学ぶことができるように努めます。

(7) 再犯防止に関する取り組みの推進

再犯防止計画

現状と課題

- 全国的な傾向をみると、刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成 19 年以降、毎年減少し、令和 4 年は約 8 万人となっており、刑法犯再犯者率^{※42}は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成 9 年以降上昇傾向にありましたが、令和 3 年からは減少に転じ、令和 4 年は 47.9%と前年（48.6%）よりも 0.7 ポイント減少しています。
- 犯罪や非行をした方の中には、高齢や障がい、貧困、疾病、厳しい生育環境など、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの課題を抱える方も少なくありません。これらの課題の解決には、本人の意思のみならず、その方のニーズに合った福祉サービスや就労支援、地域社会の理解と協力が不可欠です。

今後の方向性と取り組み

犯罪や非行の防止と立ち直りに課題を抱えている方に対する地域の理解促進に向け、広報・啓発活動に取り組むとともに、犯罪や非行をした方の社会生活を支えるため、就労や居住確保の支援、福祉サービスが適切に提供される体制整備に取り組めます。

- 犯罪や事故などが原因で、偏見や差別、中傷されることなく、人権を尊重されるよう、人権相談や人権啓発の取り組みを充実します。
- 犯罪をしたことのある高齢者・障がい者、非行少年などが、再犯に陥ることなく、地域で安心して生活できるよう、関連機関や団体などと連携し、犯罪や非行をした方の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
- 保護司会、更生保護女性会などの支援活動の理解を促進するとともに、状況に応じた適切な支援や協力を努めます。

^{※42} 再犯者率とは、検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標のこと。なお、再犯率とは、犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標であり、再犯者率とは異なる。

第5章

計画の推進

1. 普及・啓発の取り組み



(1) 情報提供・発信の充実

本計画の基本理念「ともに つながり 支えあうまち たかいし」の実現に向け、さまざまな機会や場を活用し、情報発信・周知に取り組んでいきます。そして、市民の福祉に対する理解を高め、実践的な取り組みに参加・参画する方の拡充を図ります。

本計画の進捗・達成状況、新たな活動の取り組みなどについて、市や高石市社会福祉協議会のホームページ、広報紙などで適宜、情報提供を行います。

また、地域が抱える課題や、地域生活の悩みや不安などを抱える方のニーズなどを適切かつ的確に把握することができるよう、情報収集の仕組みを充実していきます。

(2) 福祉研修会・勉強会等の充実

地域の課題や問題、他市町村での福祉活動実践事例、福祉制度の改正などの動きなどに関して、研修会や勉強会、出前講座などを開催し、地域福祉のさらなる展開に努めます。

また、校区福祉委員会や市民活動団体などが、地域課題の解決に主体的に取り組むことができるよう、行政や関係機関、専門機関などとの連携を強化するなど、さまざまなネットワークを整備・充実し、相互の交流や連携を促進します。

2. 推進・進捗管理の取り組み



(1) 本計画における目標設定及び進捗管理の実施

本計画の推進・調整を図るため、市や高石市社会福祉協議会などとの連絡・調整を適宜実施し、情報交換・情報共有に努めます。

本計画の進捗状況の点検や課題の整理などを行うため、進捗管理に努めます。

(2) 市民・関係団体などと連携した取り組み

本計画を推進するためには、保健・医療・福祉の分野にとどまらず、就労、学校教育・生涯学習、住宅など地域や日常生活に関わる庁内の関係部局と横の連携を図り、各事業における地域福祉の視点からの取り組みを働きかけます。

また、地域におけるさまざまな問題や課題の解決に向け、自治会や校区福祉委員会などの地域団体をはじめ、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業所などと連携して取り組んでいきます。

資料編

1. 諮問書

高石保社第824号
令和6年8月21日

高石市保健医療福祉審議会
会長 畠中 宗一 様

高石市長 畑中 政昭



第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画の策定について
(諮問)

令和7年度を初年度とする第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

2. 答申書

高石保社第1815号
令和7年3月19日

高石市長 畑中 政昭 様

高石市保健医療福祉審議会
会長 畠中 宗一



第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画の
策定について（答申）

令和6年8月21日付け高石保社第824号で諮問のありました「第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画の策定」の案件につきまして、原案どおり答申致します。

3. 計画の策定経過

年月日	内容
令和6年 8月21日（水）	第1回高石市保健医療福祉審議会 ・「第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画」の策定について（諮問）
令和6年 9月13日（金）～ 9月30日（月）	アンケート調査の実施 ・市民アンケート調査 ・福祉関係者アンケート調査 ・福祉事業所アンケート調査
令和6年 9月30日（月）	第1回地域懇談会の開催 ・講義「孤立ゼロプロジェクト事業でみえてきたもの」 ・グループワークによる意見交換
令和6年 10月30日（水）	第2回地域懇談会の開催 ・講義「日頃のボランティア活動から防災・減災を考える～ふだんのつながりがいざというときに生きる～」 ・グループワークによる意見交換
令和6年 11月11日（月）	第3回地域懇談会の開催 ・講義「地域の居場所づくり～コミュニティカフェについて考える～」 ・グループワークによる意見交換
令和6年 11月18日（月）	第1回第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画策定部会 ・策定部会の副部会長の選任について ・「第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画」の策定について
令和7年 1月27日（月）	第2回第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画策定部会 ・「第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画」の策定について
令和7年 2月7日（金）	第2回高石市保健医療福祉審議会 ・「第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画」の策定（素案）について
令和7年 2月14日（金）～ 3月13日（木）	パブリックコメントの実施 ・市ホームページに掲載、市役所など公共施設で配架
令和7年 3月28日（金）	第4回地域懇談会の開催 ・講義「ともにつながり 支えあうまち たかいし」の実現にむけて 講師：武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授 松端 克文

4. 高石市保健医療福祉審議会

(1) 高石市保健医療福祉審議会 条例

平成 10 年 5 月 26 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 本市の保健、医療及び福祉に関する重要な事項について総合的に審議し、これらの施策の推進に資するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として高石市保健医療福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて本市の保健、医療及び福祉施策について調査及び審議するものとする。

2 審議会は、前項の諮問に対する答申のほか、本市の保健、医療及び福祉に関して市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 公共的団体関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門の事項を調査及び研究させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が推薦する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命したもので組織する。

3 第4条の規定は、専門部会員の任期について準用する。

4 専門部会に部会長を置き、専門部会員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会における審議状況及びその結果を審議会に報告するものとする。

6 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定による委嘱又は任命後、最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

(高石市地域福祉計画審議会条例の廃止)

4 高石市地域福祉計画審議会条例(平成4年高石市条例第4号)は、廃止する。

(高石市保健医療対策審議会条例の廃止)

5 高石市保健医療対策審議会条例(昭和51年高石市条例第14号)は、廃止する。

(2) 高石市保健医療福祉審議会 委員名簿

(令和6年8月1日現在)

役職名	氏名	備考
大阪市立大学 名誉教授 関西福祉科学大学 名誉教授	◎ 畠中 宗一	学識経験者
大阪大学大学院医学研究科 特任准教授	野口 緑	学識経験者
武庫川女子大学大学院看護学研究科 教授	金谷 志子	学識経験者
高石市医師会 会長	○ 矢田 克嗣	保健医療関係者
高石市歯科医師会 会長	戸堂 耕造	保健医療関係者
高石薬剤師会 会長	平松 眞理子	保健医療関係者
和泉保健所 所長	福島 俊也	保健医療関係者
高石市社会福祉協議会 会長	山崎 雅雄	福祉関係者
高石市民生委員児童委員協議会 会長	中谷 正彦	福祉関係者
高石市保護司会 副会長	中野 均	福祉関係者
大阪手をつなぐ育成会 高石支部長	工藤 由加里	福祉関係者
高石市シニアクラブ連合会 会長	柴田 正明	福祉関係者
社会福祉法人遺徳会 専務理事	嶋田 充伸	福祉関係者
高石障害者作業所 所長	野崎 英俊	福祉関係者
大阪府貝塚子ども家庭センター 次長	今道 裕之	福祉関係者
社会福祉法人徳友会 理事長	嶋田 吉秀	福祉関係者
高石市福祉施設連絡会 会長 社会福祉法人温友会 理事長	松若 貞二	福祉関係者
高石市連合自治会 副会長	小谷 哲夫	公共的団体関係者
高石市婦人団体協議会 会長	若崎 孝子	公共的団体関係者
高石商工会議所 会頭	山内 和彦	公共的団体関係者

※ ◎：会長 ○：副会長

5. 高石市地域福祉計画・高石市地域福祉活動計画策定部会

(1) 高石市地域福祉計画・高石市地域福祉活動計画策定部会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市保健医療福祉審議会条例第8条の規定に基づき、高石市地域福祉計画・高石市地域福祉活動計画策定部会（以下「策定部会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定部会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

(1) 高石市地域計画及び高石市地域活動計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定に関すること

(2) その他地域福祉計画等の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定部会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 社会福祉関係団体

(3) 地域市民団体

(4) 地域福祉活動団体

(5) その他必要と認められる団体等

(策定部会長及び副部会長)

第4条 策定部会に部会長及び副部会長各1人を置き、副部会長は部会長の指名によりこれを定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代表する。

(庶務)

第5条 策定部会の庶務は、高石市保健福祉部及び高石市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

(2) 高石市地域福祉計画・高石市地域福祉活動計画策定部会 委員名簿

(令和6年9月1日現在)

役職名	氏名	備考
武庫川女子大学大学院看護学研究科 教授	◎ 金谷 志子	学識経験者
高石市社会福祉協議会 会長	山崎 雅雄	社会福祉関係団体
高石市連合自治会 副会長	小谷 哲夫	地域市民団体
高石市民生委員児童委員協議会 会長	中谷 正彦	地域福祉活動団体
高石市シニアクラブ連合会 会長	柴田 正明	地域市民団体
高石市婦人団体協議会 会長	若崎 孝子	地域市民団体
清高校区福祉委員長	中野 達郎	地域福祉活動団体
高石市ボランティア連絡会 会長	銭廣 幸壮	地域福祉活動団体
高石市更生保護女性会 会長	太田 政子	地域福祉活動団体
高石市医師会 議長	岩田 信生	その他（保健医療）
高石市福祉施設連絡会 会長 社会福祉法人温友会 理事長	松若 貞二	社会福祉関係団体
社会福祉法人浜寺会 理事長	土師 一仁	社会福祉関係団体
株式会社ライフパートナー 高石管理者／介護事業部 部長	米谷 正次	社会福祉関係団体
南海福祉看護専門学校 専任講師	○ 村上 洋次	学識経験者

※ ◎：部会長 ○：副部会長

6. パブリックコメント

(1) 募集期間

令和7年2月14日（金）～3月13日（木）

(2) 公表方法

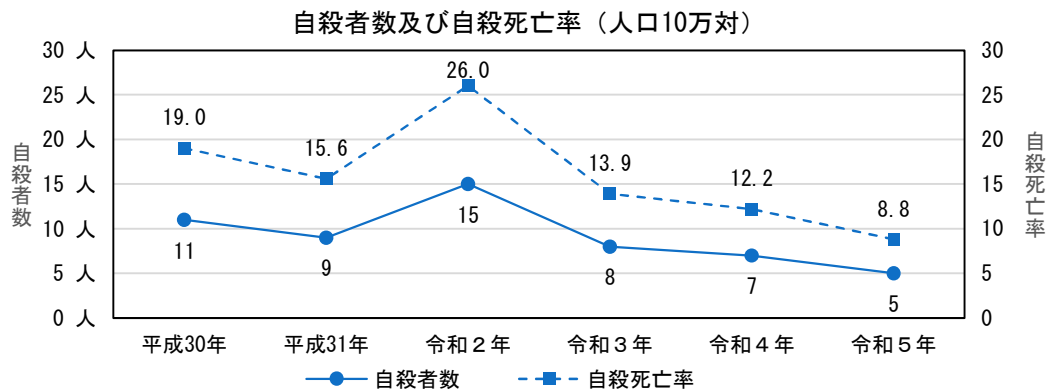
市ホームページに掲載するとともに、市役所（社会福祉課、行政資料コーナー）、ふれあいゾーン複合センター（障がい者ふれあいプラザ）、中央公民館、老人福祉センター、図書館、総合保健センター、デージードーム、とろしプラザ等の市内公共施設 14 箇所に配架しました。

(3) 募集方法及び結果

持参、郵送、ファックス、Eメールにより意見を募集しましたが、提出された意見はありませんでした。

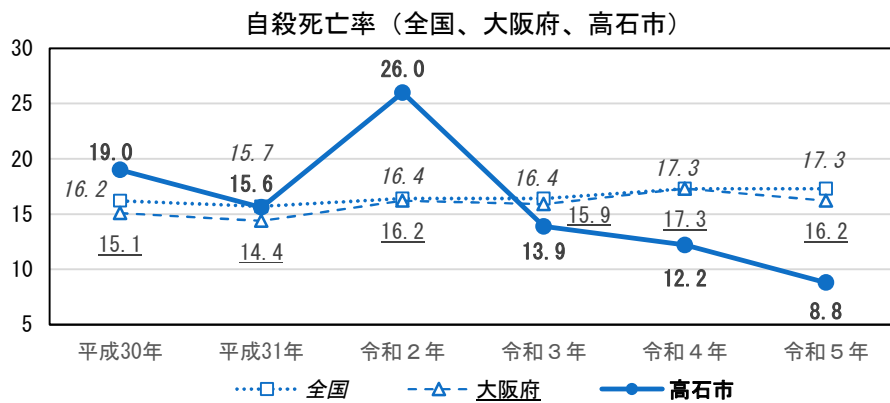
7. 自殺対策計画に係る統計資料

① 自殺者数及び自殺死亡率（人口10万対）



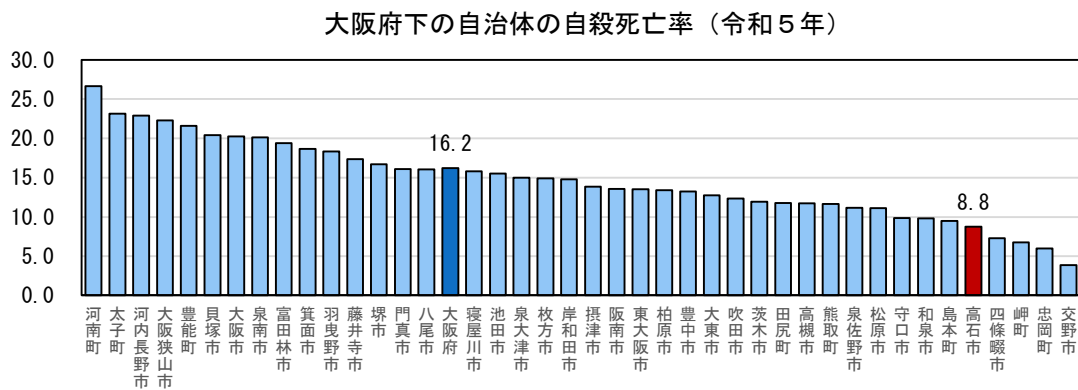
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

② 自殺死亡率（全国、大阪府、高石市）



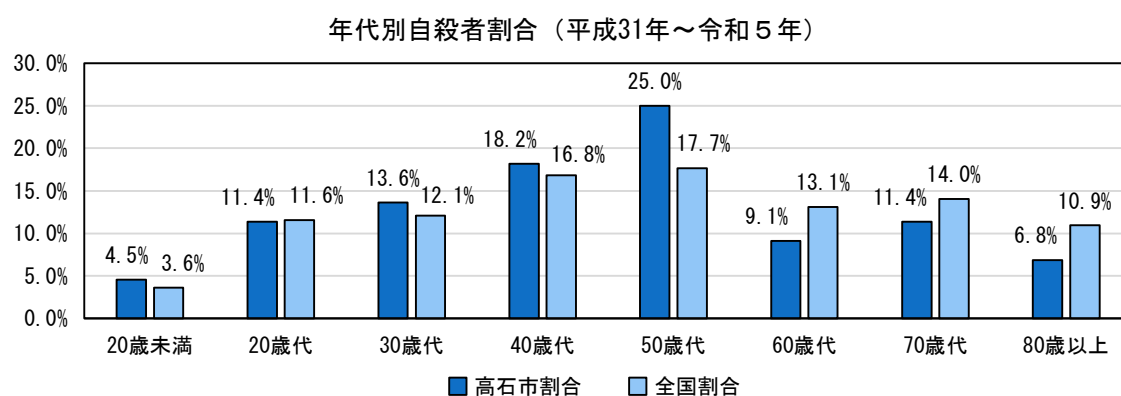
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

③ 大阪府下の自治体の自殺死亡率（令和5年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

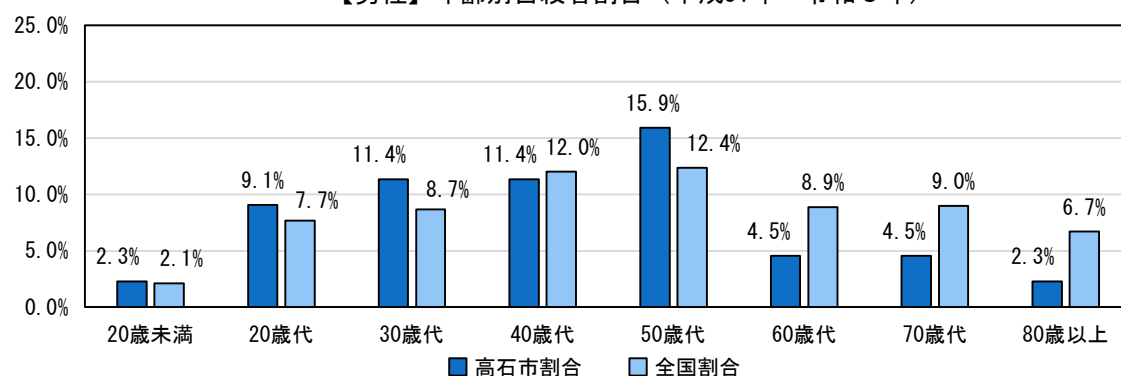
④ 年代別自殺者割合（平成31年～令和5年）



資料：地域自殺実態プロファイル 2024

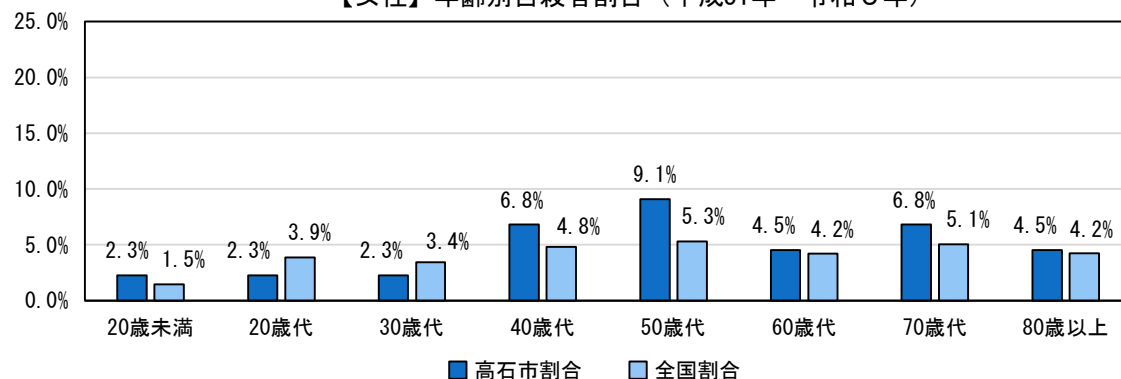
⑤ 性別・年代別自殺者割合

【男性】年齢別自殺者割合（平成31年～令和5年）



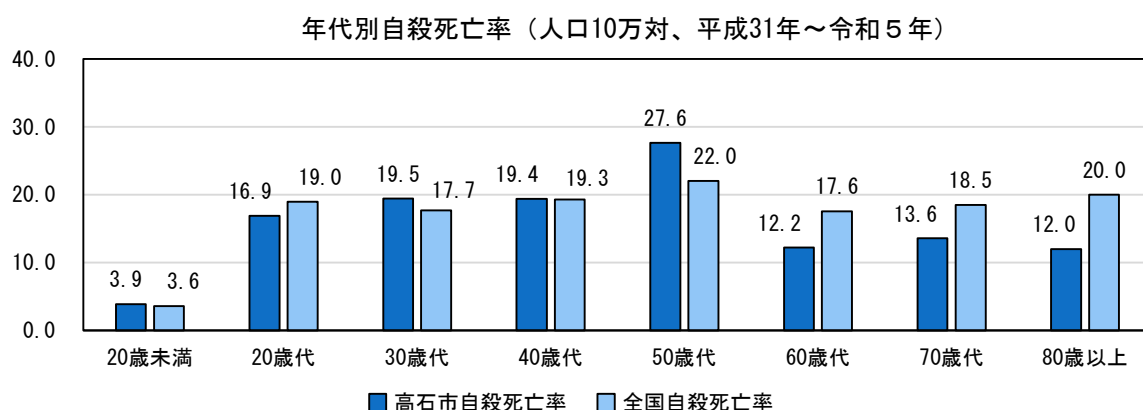
資料：地域自殺実態プロファイル 2024

【女性】年齢別自殺者割合（平成31年～令和5年）



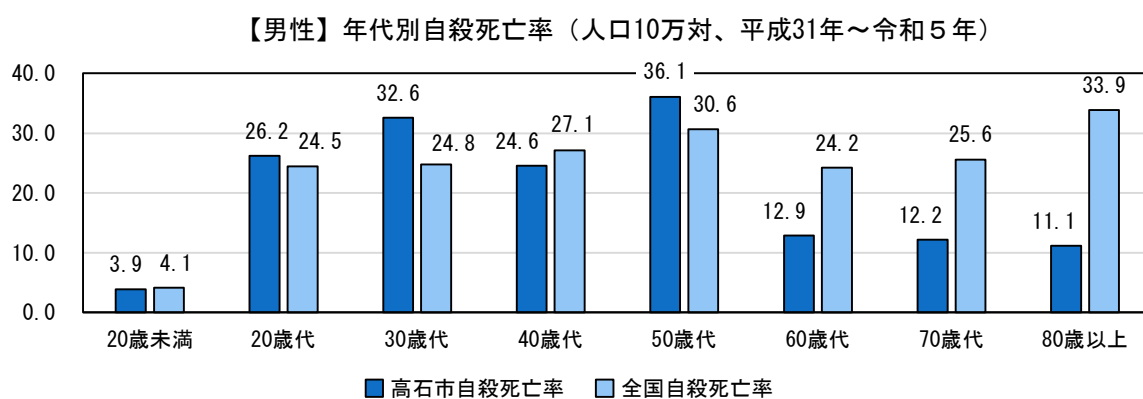
資料：地域自殺実態プロファイル 2024

⑥ 年代別自殺死亡率（人口10万対）

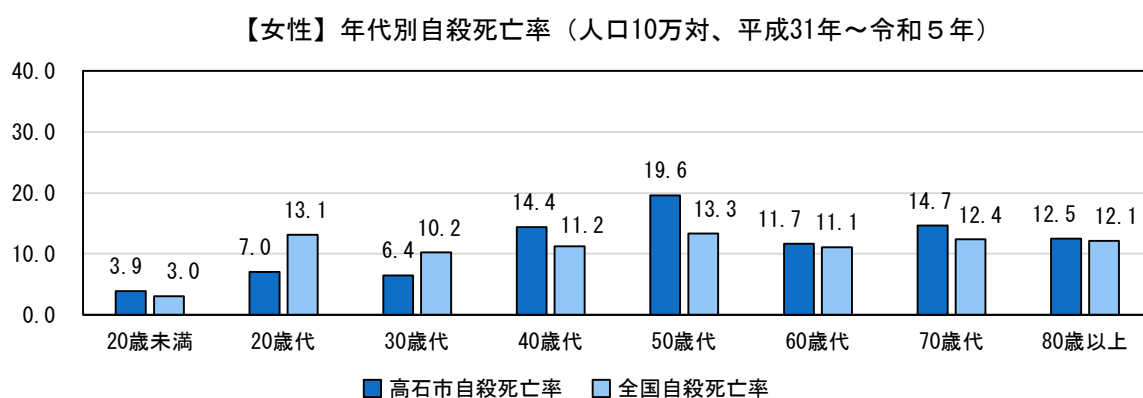


資料：地域自殺実態プロフィール 2024

⑦ 性別・年代別自殺死亡率（人口10万対）

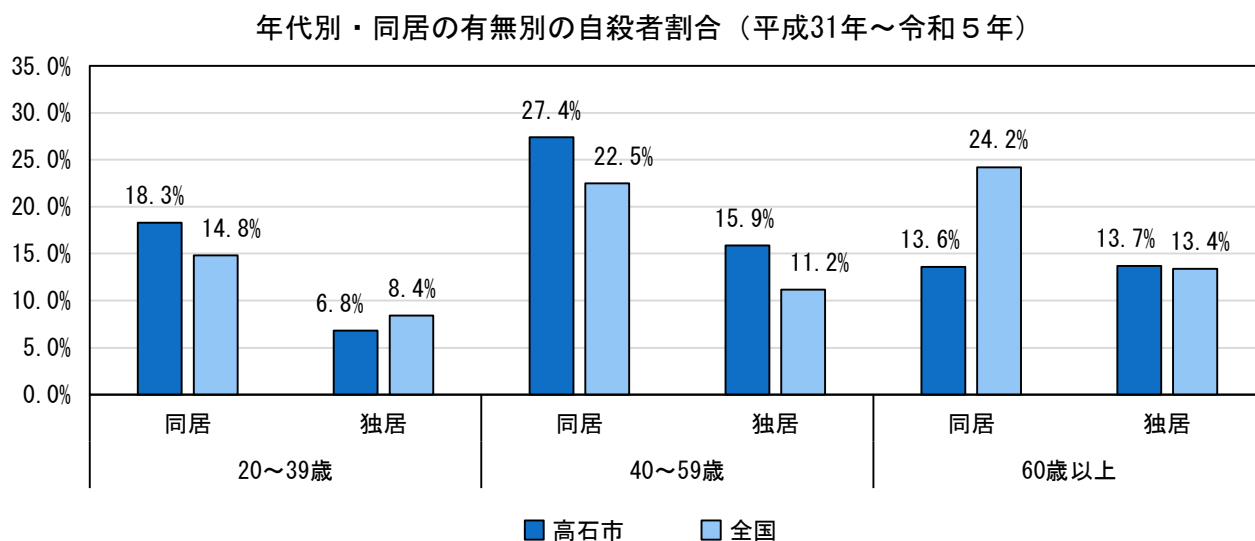


資料：地域自殺実態プロフィール 2024



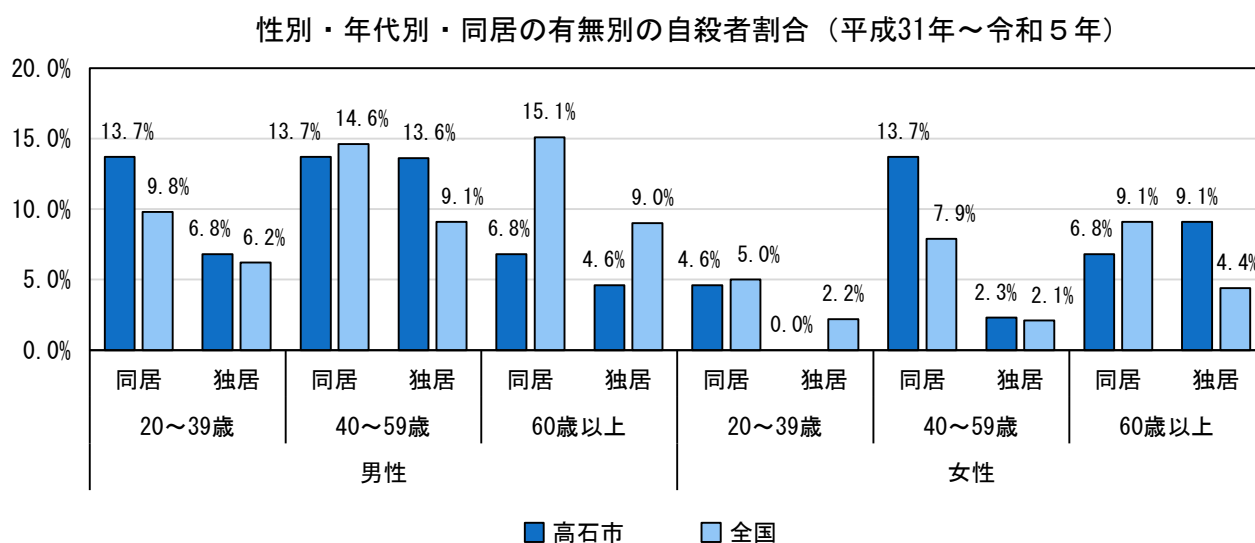
資料：地域自殺実態プロフィール 2024

⑧ 年代別・同居の有無別の自殺者割合



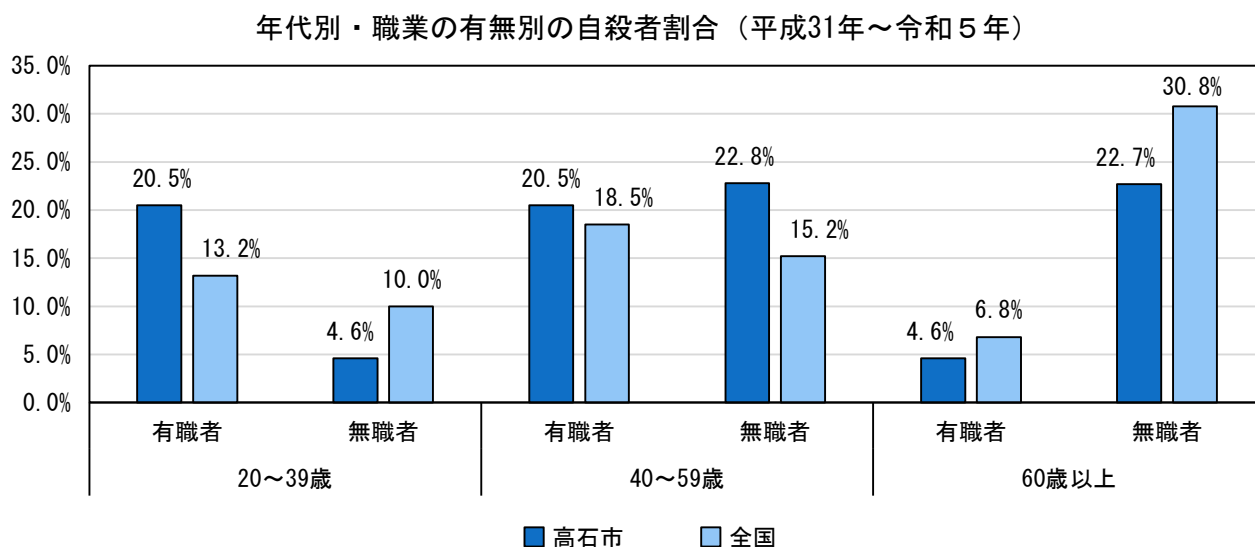
資料：地域自殺実態プロフィール 2024

⑨ 性別・年代別・同居の有無別の自殺者割合



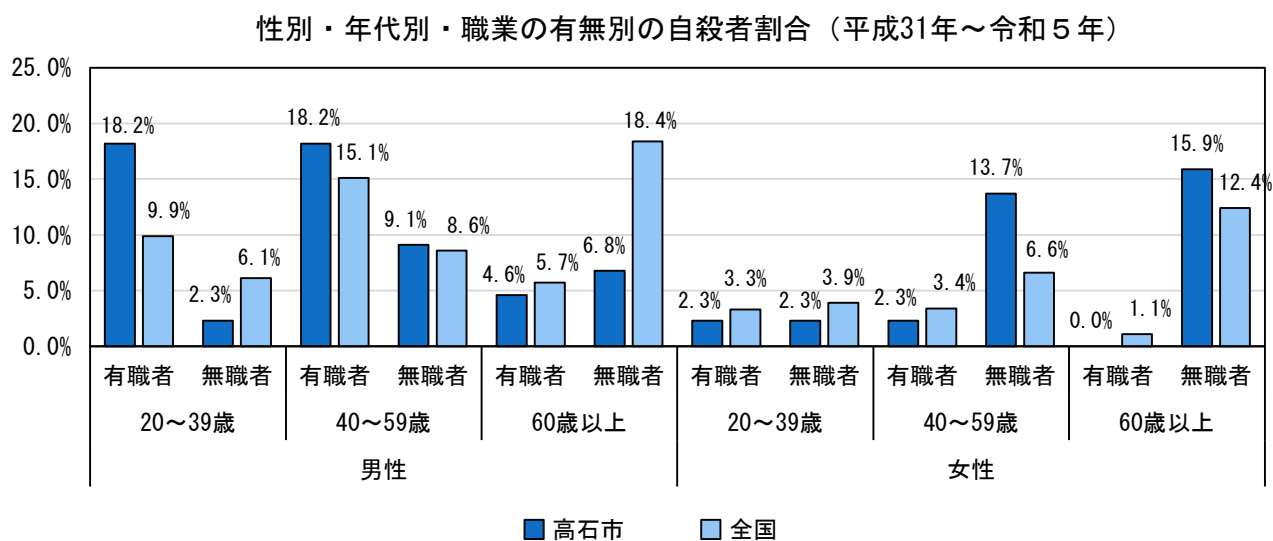
資料：地域自殺実態プロフィール 2024

⑩ 年代別・職業の有無別の自殺者割合



資料：地域自殺実態プロファイル 2024

⑪ 性別・年代別・職業の有無別の自殺者の割合



資料：地域自殺実態プロファイル 2024

第2期高石市地域福祉推進プラン

～第6次高石市地域福祉計画・第5次高石市地域福祉活動計画～

発行年月： 令和7年3月

発 行： 高石市 保健福祉部 社会福祉課

〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号

電話：072-275-6283 FAX：072-275-3100

社会福祉法人 高石市社会福祉協議会

〒592-0011 高石市加茂4丁目1番1号 市役所別館1階

電話：072-261-3656 FAX：072-261-9375